

第5次 北茨城市 総合計画

誰もが住みたい
安らぎと活力にあふれるまち 北茨城

～すべての人が輝き、幸せを実感できるまちを目指して～



第 5 次 北茨城市 総合計画

誰もが住みたい 安らぎと活力にあふれるまち 北茨城
～すべての人が輝き、幸せを実感できるまちを目指して～

ごあいさつ

本市では、平成22年3月に「安心 快適 住みたいまち～人・自然・まち・文化 みんなでつくる北茨城～」を市の将来都市像に、第4次北茨城市総合計画を策定し、市民の皆様との協働によるまちづくりを進めてまいりました。

しかし、その後、東日本大震災という未曾有の災害を経験し、また、風水害などの自然災害の頻発、さらには、人口減少や少子高齢化、ICT（情報通信技術）社会の進展など、本市を取り巻く状況は大きく変わってきております。

このような社会情勢の変化に的確に対応するため、このたび、「誰もが住みたい 安らぎと活力にあふれるまち 北茨城 ～すべての人が輝き、幸せを実感できるまちを目指して～」を市の将来都市像とする、今後10年間のまちづくりの目標となる第5次北茨城市総合計画を策定しました。

これまでの総合計画は、成長を前提とした拡大型の傾向が強いものでしたが、人口減少社会の中で策定する本計画は、市民の皆様が将来に夢と希望を持ち、誰もが豊かな暮らしを実現できる、明るい将来を展望した計画としております。また、本計画策定にあたりましては、従来の市民アンケートや団体ヒアリング、パブリックコメントに加えて、将来のまちづくりを担う中高生の意向を反映させるため、中学生アンケートや高校生ワークショップを実施するなど、幅広い層からの貴重な御意見を取り入れることに努めました。

本計画では「みんなで考え、みんなで創るまちづくり」、「誰もが安心してずっと住み続けたいまちづくり」、「誰もが誇りと元気にあふれる活力あるまちづくり」の3つを基本理念と定め、この理念に基づき、市政のさらなる発展とすべての市民が輝き、幸せを実感できるまちを目指して、市民の皆様とともに一つひとつの施策に全力を注いでまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、御審議いただきました北茨城市総合計画審議会委員の皆様をはじめ、貴重な御意見、御提言をお寄せいただきました市民の皆様、関係各位に心から感謝申し上げます。



令和2年 3月
北茨城市長

豊田 稔

I 序論

7

- 第1章 計画策定にあたって 8
 - 第1節 計画策定の趣旨 8
 - 第2節 これまでの計画の経緯 9
 - 第3節 計画の構成と期間 10
 - 第4節 計画策定の視点 11
 - 第5節 計画の点検・評価 12
- 第2章 北茨城市の概況 14
 - 第1節 位置と地勢 14
 - 第2節 人口等の動向 15
- 第3章 市民意向の概要 24
 - 第1節 市民アンケート 24
 - 第2節 中学生アンケート 28
 - 第3節 市民ワークショップ 30
 - 第4節 高校生ワークショップ 33
 - 第5節 各種団体等のヒアリング 35
- 第4章 社会動向の変化と本市のまちづくりの課題 40
 - 第1節 社会動向の変化 40
 - 第2節 本市のまちづくりの主な課題 45

II 基本構想

47

- 第1章 まちづくりの基本方針 48
 - 第1節 基本理念 48
 - 第2節 将来都市像 49
 - 第3節 基本目標 50
- 第2章 計画の基本フレーム 52
 - 第1節 将来人口の想定 52
 - 第2節 土地利用構想 53
- 第3章 施策の体系 58

III 基本計画

59

- 第1章 重点プロジェクト 60
 - 第1節 重点プロジェクトの位置づけ 60
 - 第2節 重点プロジェクトの展開(第2期北茨城市創生総合戦略) 61
 - 重点目標Ⅰ 安定した雇用を創出する 62
 - 重点目標Ⅱ 新しい人の流れをつくる 63
 - 重点目標Ⅲ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえとともに、誰もが活躍できる地域社会をつくる 64
 - 重点目標Ⅳ 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、他の地域と連携する 66
- 第2章 分野別計画 68
 - 基本目標Ⅰ 市民が主役の持続可能なまちづくり** 69
 - 基本施策1 市民協働・市民参加の推進 70
 - 個別施策1 広報・広聴体制の充実 70
 - 個別施策2 情報公開・個人情報保護の推進 72
 - 個別施策3 コミュニティ活動の推進 73
 - 個別施策4 市民協働・市民活動の支援、促進 74
 - 基本施策2 人権の尊重 76
 - 個別施策1 人権の尊重 76
 - 個別施策2 男女共同参画社会の推進 78
 - 基本施策3 都市交流の促進 80
 - 個別施策1 国際交流・国際化への対応 80
 - 個別施策2 都市交流・市民交流の促進 81
 - 基本施策4 行財政の効率的運営 82
 - 個別施策1 効率的な行政運営の推進 82
 - 個別施策2 財政基盤の確立 85
 - 個別施策3 地方分権化への対応 87
 - 基本目標Ⅱ 誰もが元気で、みんなで支えあうまちづくり** 89

基本施策1	健康・医療の充実	90
個別施策1	健康づくりの推進	90
個別施策2	地域医療の充実	92
基本施策2	地域福祉の充実	94
個別施策1	地域福祉の充実	94
個別施策2	児童福祉の充実	96
個別施策3	高齢者福祉の充実	99
個別施策4	介護保険の充実	102
個別施策5	障害者福祉の充実	104
個別施策6	生活支援の充実	107
基本施策3	社会保障の充実	108
個別施策1	社会保障の充実	108
基本目標 III ふるさとを想う教育・文化のまちづくり		111
基本施策1	学校教育等の充実	112
個別施策1	幼児教育の充実	112
個別施策2	義務教育の充実	113
基本施策2	生涯学習社会の構築	116
個別施策1	生涯学習の振興	116
個別施策2	スポーツ・レクリエーションの振興	118
個別施策3	文化芸術の振興	120
個別施策4	青少年の健全育成	122
基本目標 IV 安らぎと利便性が高いまちづくり		123
基本施策1	土地利用	124
個別施策1	計画的な土地利用の推進	124
個別施策2	都市計画の推進	126
個別施策3	地籍調査の推進	128
基本施策2	都市基盤の充実	129
個別施策1	道路交通ネットワークの整備	129
個別施策2	公園・緑地の整備	132
個別施策3	良好な景観の形成	133
個別施策4	住宅政策の推進	134
個別施策5	上水道の整備	136
個別施策6	下水道の整備	138
個別施策7	地域情報化の推進	140
基本目標 V 人と地球にやさしい安全なまちづくり		141
基本施策1	環境保全・循環型社会の実現	142
個別施策1	自然環境・生態系の保護、保全	142
個別施策2	環境保全・公害防止	144
個別施策3	循環型社会の推進	146
基本施策2	生活環境の向上	148
個別施策1	ごみ、し尿等の処理体制の充実	148
個別施策2	市営斎場・霊園の活用	149
個別施策3	交通安全の推進	150
個別施策4	地域防災の推進	151
個別施策5	消防・救急の充実	153
個別施策6	防犯体制の充実	155
基本目標 VI 創意に満ちた活力あるまちづくり		157
基本施策1	産業の振興	158
個別施策1	農業の振興	158
個別施策2	林業の振興	161
個別施策3	水産業の振興	163
個別施策4	工業の振興	165
個別施策5	商業の振興	167
個別施策6	観光の振興	168
基本施策2	労働環境の向上と消費者行政の推進	170
個別施策1	労働環境の向上	170
個別施策2	消費者行政の推進	171



I 序論

- 第1章 計画策定にあたって
- 第2章 北茨城市の概況
- 第3章 市民意向の概要
- 第4章 社会動向の変化と本市の
まちづくりの課題

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

本市では、平成22年度からの10年間を計画期間とする「第4次北茨城市総合計画」に基づき、市の将来都市像「安心 快適 住みたいまち、人・自然・まち・文化 みんなでつくる北茨城」を目指してまちづくりを推進してきました。

この計画策定から10年近くが経過し、ICT（情報通信技術）社会の進展、地球規模での環境問題の深刻化、社会経済構造の変化など本市を取り巻く社会情勢は、大きく変化しています。また、東日本大震災という未曾有の災害を経験し、自然災害への対応だけでなく、人々の価値観の変化による市民ニーズの多様化、地域コミュニティの維持への対応など、行政を取り巻く環境は一層厳しさを増している状況にあります。

こうした中、我が国で進む急激な人口減少と少子高齢化、それに伴う社会構造の変化と行財政運営の持続性に対する懸念から、国を挙げて「地方創生」に取り組むこととなり、本市においても人口減少をはじめとする様々な課題を克服するため、平成28年2月に「北茨城市人口ビジョン・創生総合戦略」を策定したところです。

一方で、平成23年5月に地方自治法の一部が改正され、市町村の基本構想の策定義務がなくなり、その策定は各自自治体の判断によるものとされました。

しかし、基本構想を含む総合計画は、従来から市の総合的かつ計画的な行財政運営の指針となるものであり、市民にまちづくりの長期的な展望を示すものであることから、今後も市の最上位計画としての位置づけは変わらないものとし、市民、議会、行政の共有の計画として、策定すべきものと考えています。

こうした背景を踏まえ、社会経済情勢などの変化に的確に対応するとともに、平成27（2015）年に国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）の要素を取り入れ、本市が将来にわたり、安全・安心で住みやすく、市民が誇りと愛着をもてるまちを目指し、今後10年間における本市の目指すべき方向とその実現のための施策をまとめ、まちづくりや行財政運営の指針となるよう、第5次北茨城市総合計画（以下「本計画」という。）を策定しました。





第2節 これまでの計画の経緯

これまでの計画の経緯は以下のとおりです。

昭和50年度～昭和60年度

北茨城市総合計画

豊かで、明るく、住みよいまちづくり

石炭産業の衰退に伴い、本市産業のあり方や人口流出問題、公共施設の不備、公害や交通災害に対する要請、生活圈・経済圏の拡大に伴う広域的な問題など、本市の新たな発展への道を切り開き、豊かで、明るく、住みよいまちづくりのための方向を示しました。

昭和60年度～平成12年度

第2次北茨城市総合計画

豊かで、明るく、住みよいまちづくり

経済全体が安定成長に移行する中で、市民の意識や価値観の変化、多様化に対応し、大規模プロジェクトを導入した地域振興策を展開するなど、21世紀を展望した理想的なまちづくりの方向を示しました。

平成12年度～平成21年度

第3次北茨城市総合計画

きらめき・めぐみ・つどい — たくましく生きるまち北茨城

バブルが崩壊し経済の低迷が続く中で、国際化、価値観の多様化、地方分権の推進や情報公開など、新しい地方自治の潮流に対応したまちづくりの方向を示しました。

平成22年度～平成31年度

第4次北茨城市総合計画

安心 快適 住みたいまち～人・自然・まち・文化 みんなでつくる北茨城～

成長期から成熟期を迎え、急速な少子高齢化の進展や環境問題の深刻化など様々な問題に直面している中、地方分権に伴い、自立した自治体の構築に向け、市民参画と協働を基本に、本市のもつ資源を最大限に活用しながら、「北茨城市に住んでよかった」と誰もが心から感じてもらえるまちづくりの方向を示しました。

第3節 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」により構成します。

基本構想

- ◆本市の特性や市民ニーズの動向、社会経済動向を総合的に勘案し、本市が目指す「基本理念」、「将来都市像」、「基本目標」、「将来人口の想定」、「土地利用構想」、「施策の体系」などを示すものです。
- ◆計画期間は、令和2年度を初年度とし、令和11年度を目標年度とする10か年とします。

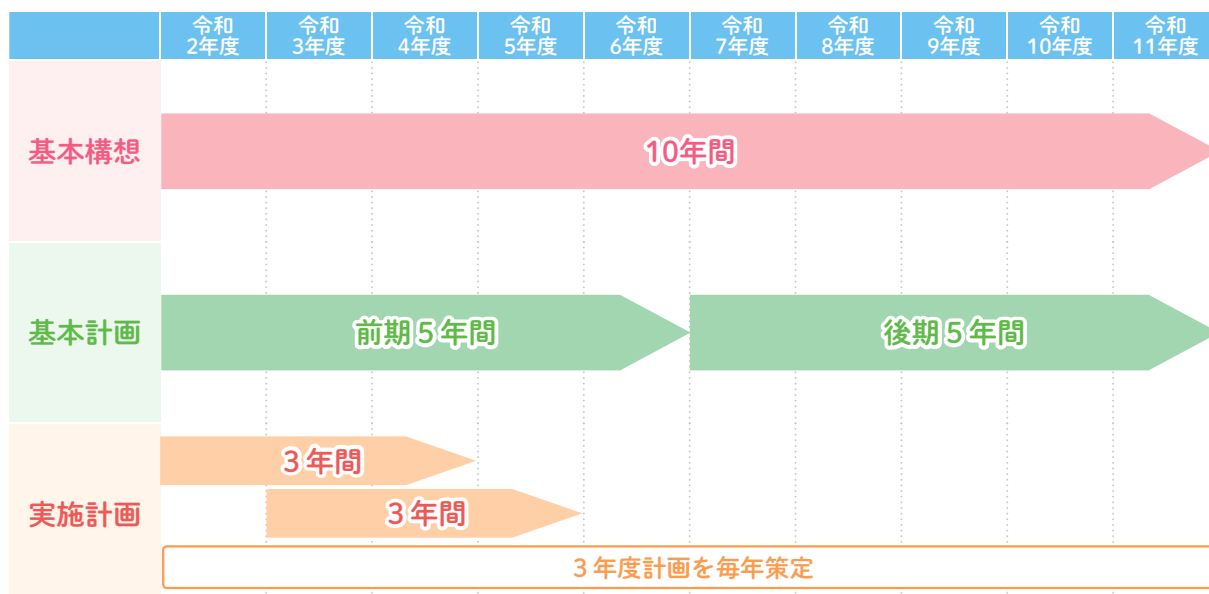
基本計画

- ◆基本構想で定めた将来都市像を実現するために、基本目標、施策の展開を示すものです。
- ◆計画期間は、前期が令和2年度から令和6年度までの5か年とし、後期が令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

実施計画

- ◆実施計画は、基本計画に示された具体的施策を推進するための個別の事業計画です。
- ◆計画期間は、3年間で毎年度計画内容を見直すローリング方式とします。

第5次北茨城市総合計画の計画期間



第4節 計画策定の視点

これまでの総合計画は、成長を前提とした拡大型の傾向が強いものでしたが、人口減少社会、厳しい財政状況の中で策定する本計画は、より現実的ではあるが、市民が将来に夢と希望をもち、市民誰もが豊かな暮らしを実現できる明るい将来を展望した計画とします。また、時代の要請に的確に対応した実効性のある計画を策定するため、以下に掲げる事項に留意し、計画を策定します。

基本視点

1

社会情勢や政策課題に的確に対応する視点

地域特性や環境条件などの分析、現計画の評価などの基礎調査を実施し、社会情勢や政策課題に的確に対応した計画とします。

基本視点

2

市民と行政が未来を共有し、協働で取組む視点

本市のまちづくりの手引書として、今後のまちづくりの方向性と必要な施策を市民にわかりやすく示し、市民一人ひとりがまちづくりに主体的に参画・協働するための計画とします。

基本視点

3

まちの魅力とブランド力を高める視点

地方創生の動きをとらえ、地域の個性と資源のさらなる活用を図り、北茨城市の魅力向上とブランド力を高める計画とします。

基本視点

4

行政の経営指針として活用できる視点

地方分権時代にふさわしい持続可能な地域経営の確立に向けて、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するために、行政経営の総合指針として簡素で管理しやすい計画とします。

基本視点

5

北茨城市人口ビジョン・創生総合戦略を引き継ぐ視点

少子高齢化・人口減少という課題克服のため、平成28年2月に策定した「北茨城市人口ビジョン・創生総合戦略」が、令和元年度で計画期間を終了することから、それを引き継ぎ、包含する計画とします。

基本視点

6

国、県及び広域行政との連携が確保される視点

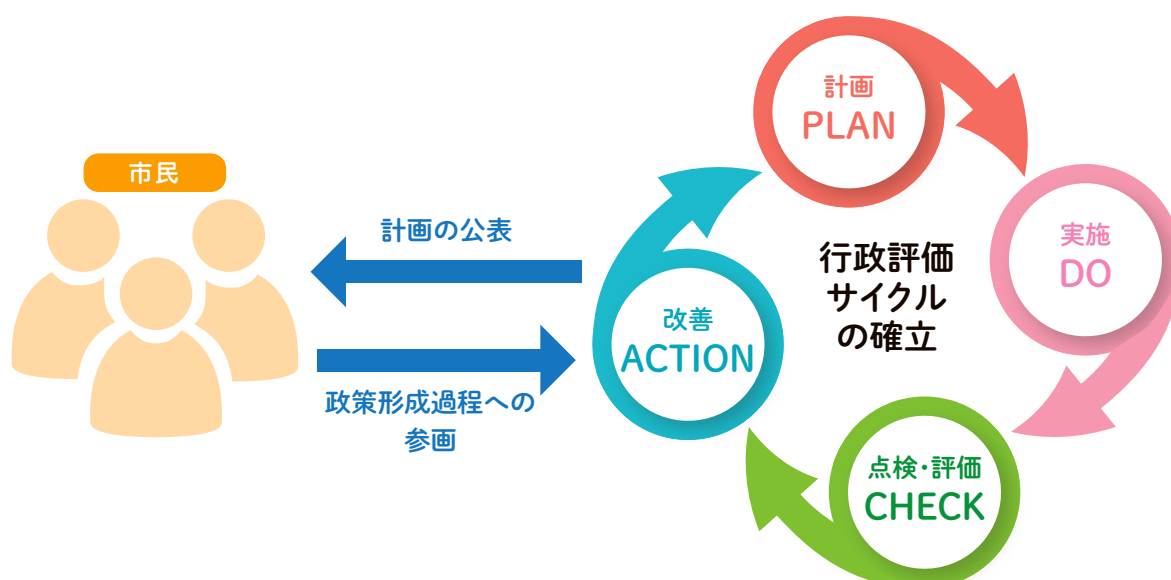
国や県、一部事務組合などの広域的な行政との連携や、本市の各分野の計画との整合が図られた計画とします。

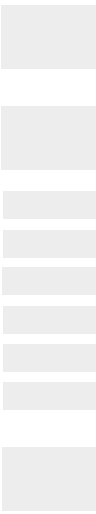
第5節 計画の点検・評価

本計画は、行政のすべての取組みを推進する指針を示す性格を有しており、全体の取組みの中から優先順位や重点化を行う行政経営の指針として活用することになります。そこで、将来都市像の実現に向けた施策に成果目標を設定し、「計画（PLAN）→実施（DO）→点検・評価（CHECK）→改善（ACTION）」という行政評価サイクルの確立に向けた仕組みを取り入れた計画とします。

計画に基づく施策や事業の執行後の点検により成果を評価するとともに、市民にわかりやすく公表し、市民参画も図るなど、説明責任を果たし、限られた財源の中で予算と連動した、より効果的な事業を選択できる実効性のある計画とします。

行政評価サイクルと市民参画のイメージ





第2章 北茨城市の概況

第1節 位置と地勢

本市は、茨城県の北東端に位置し、県庁所在地の水戸市までは約50km、東京までは約180kmの距離にあります。北を福島県いわき市、西を福島県東白川郡塙町、南を高萩市と接し、東は太平洋に面しています。

本市の面積は、186.80km²と広大な市域を有しており、市総面積の約80%を山林と原野が占める自然が多く残された地域です。

阿武隈高地南端に位置する多賀山地が海岸まで迫り、平地が少ないのが特徴です。太平洋と接する海岸線では、長い砂浜と防風林の美しい景観を示しています。多賀山地には、和尚山、花園山、鷹巣山、高帽山などが連なり、山地が太平洋に落ち込む斜面には丘陵性の洪積台地と沖積台地が続いています。

また、多賀山地を水源とする里根川、花園川、大北川、塩田川は東流して太平洋に注ぎ、流域には肥沃な平坦地が開けています。

本市の主な交通幹線は、鉄道、自動車ともに首都圏と東北地方を結び、本市を縦断する J R 常磐線、国道6号線、常磐自動車道に沿って整備されており、これによって、日立市、高萩市、いわき市などとも結ばれています。また、市内には J R 常磐線の南中郷駅、磯原駅、大津港駅の3駅と、常磐自動車道の北茨城 I C を有し、交通の要となっています。

北茨城市の位置





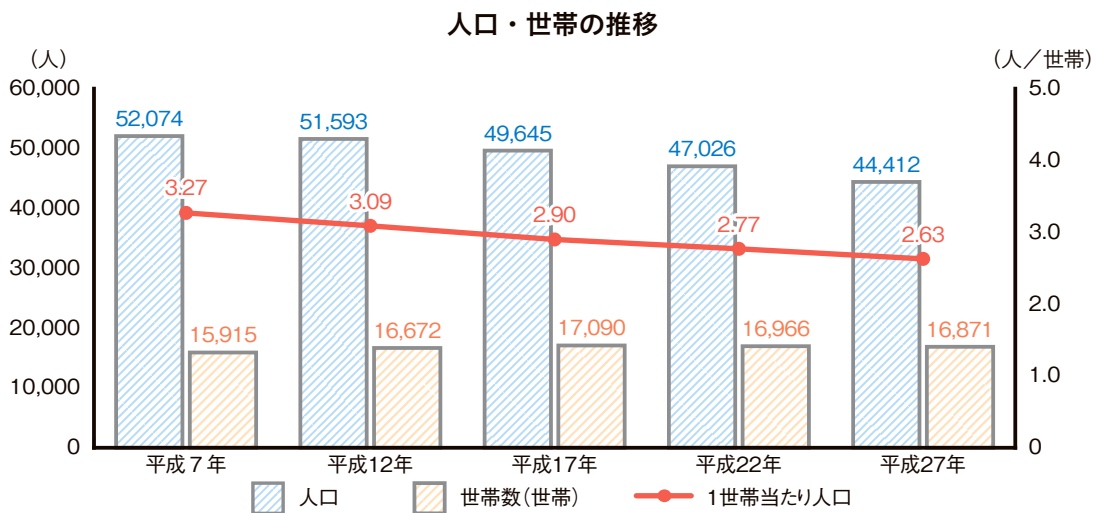
第2節 人口等の動向

1.人口と世帯

国勢調査によると、本市の人口は、平成7年の52,074人をピークに減少傾向となっています。平成27年では、44,412人となり、平成7年と比較すると7,662人の減少となっています。

世帯数は、平成17年の17,090世帯をピークに減少傾向となっています。平成27年では、16,871世帯となり、平成17年と比較すると219世帯の減少となっています。

1世帯当たり人口は、減少傾向が続いており、平成27年では、2.63人となり、平成7年と比較すると0.64人の減少となっています。



資料：国勢調査

2.人口動態

自然動態は、死亡が出生を上回る自然減で推移し、社会動態も、転出が転入を上回る社会減で推移し、人口減少が続いています。

人口動態の推移 (人)

	人口動態						人口増減
	自然動態			社会動態			
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
平成21年	297	613	△ 316	1,174	1,312	△ 138	△ 454
平成22年	329	556	△ 227	1,181	1,345	△ 164	△ 391
平成23年	284	626	△ 342	966	1,420	△ 454	△ 796
平成24年	295	595	△ 300	958	1,369	△ 411	△ 711
平成25年	244	609	△ 365	1,009	1,402	△ 393	△ 758
平成26年	302	614	△ 312	979	1,204	△ 225	△ 537
平成27年	244	594	△ 350	1,087	1,188	△ 101	△ 451
平成28年	278	581	△ 303	937	1,268	△ 331	△ 634
平成29年	256	612	△ 356	931	1,230	△ 299	△ 655
平成30年	226	595	△ 369	1,064	1,194	△ 130	△ 499

資料：市民課

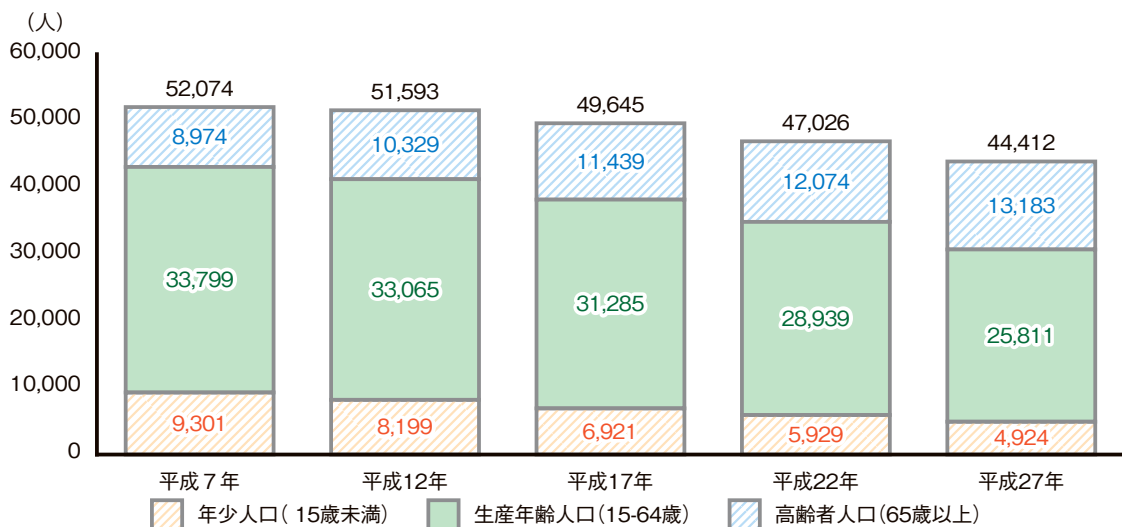
3. 年齢3区分別人口

国勢調査によると、年齢3区分別人口は、年少人口と生産年齢人口が減少傾向にあり、一方で、高齢者人口は増加傾向となっており、少子高齢化が進んでいます。

平成27年の年少人口が4,924人、生産年齢人口が25,811人、高齢者人口が13,183人となっており、平成7年と比較すると、年少人口が4,377人減少、生産年齢人口が7,988人減少、高齢者人口が4,209人増加となっています。

年齢3区分別人口の構成比は、平成27年の年少人口が11.2%、生産年齢人口が58.8%、高齢者人口が30.0%となっており、高齢化率では茨城県の26.8%を上回っています。

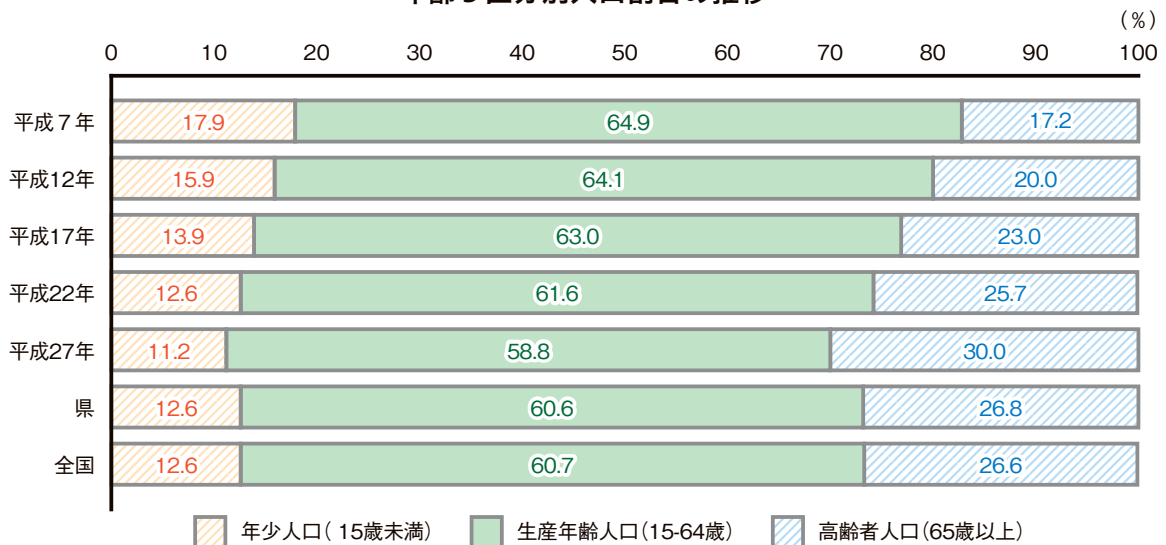
年齢3区分別人口の推移



(注) 総人口は、年齢不詳も含むため、合計が一致しない場合があります。

資料：国勢調査

年齢3区分別人口割合の推移



資料：国勢調査

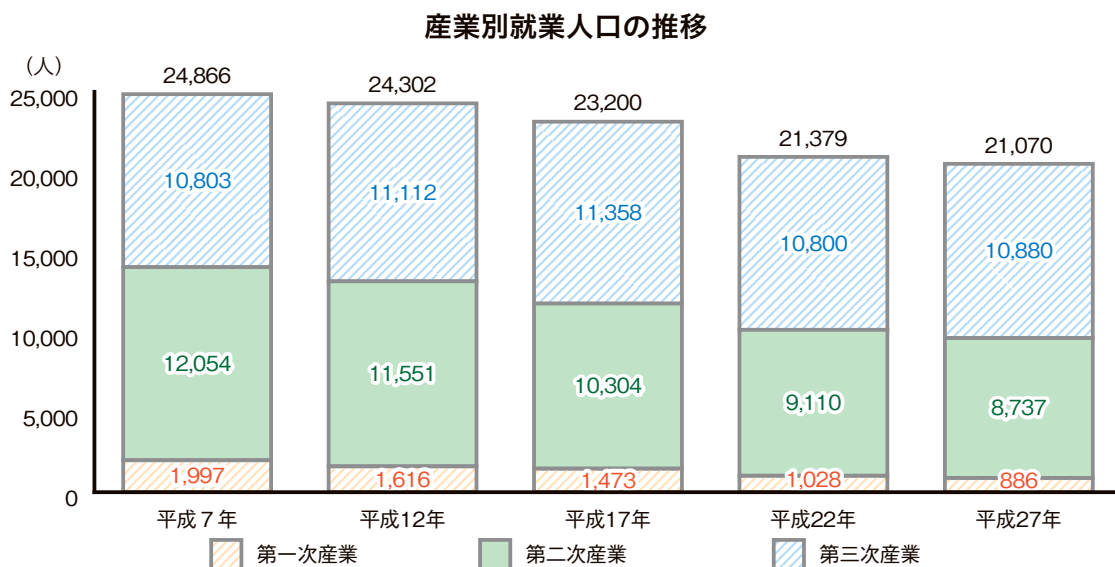
4.産業構造

① 産業別就業人口

国勢調査によると、就業人口は、平成7年から減少傾向にあり、平成27年では21,070人となっており、平成7年と比較すると3,796人減少しています。また、産業別にみると、第1次産業と第2次産業が減少傾向にあり、第3次産業も平成17年から減少傾向となっています。

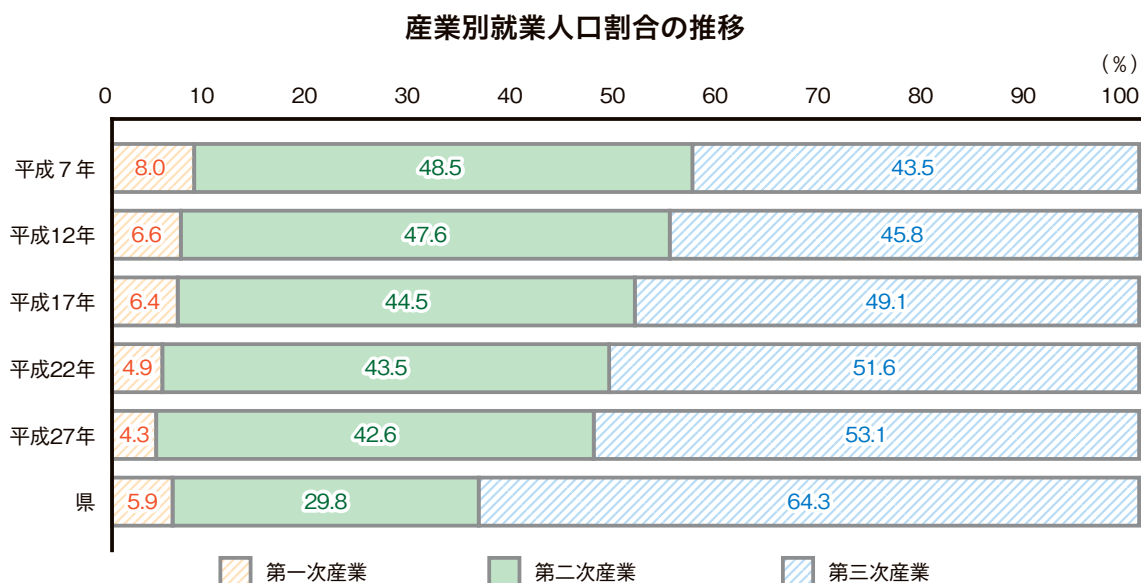
平成27年の第1次産業が886人、第2次産業が8,737人、第3次産業が10,880人となっており、平成7年と比較すると、第1次産業が1,111人減少、第2次産業が3,317人減少、第3次産業が77人増加となっています。

産業別就業人口割合は、平成27年の第1次産業が4.3%、第2次産業が42.6%、第3次産業が53.1%となっており、県の割合(第1次産業5.9%、第2次産業29.8%、第3次産業64.3%)と比較すると、第2次産業の就業人口の比率が高く、第1次産業と第3次産業の比率が低くなっています。



(注) 就業人口は、分類不能産業も含まれるため、合計が一致しない場合があります。

資料：国勢調査



資料：国勢調査

② 農林水産業の状況

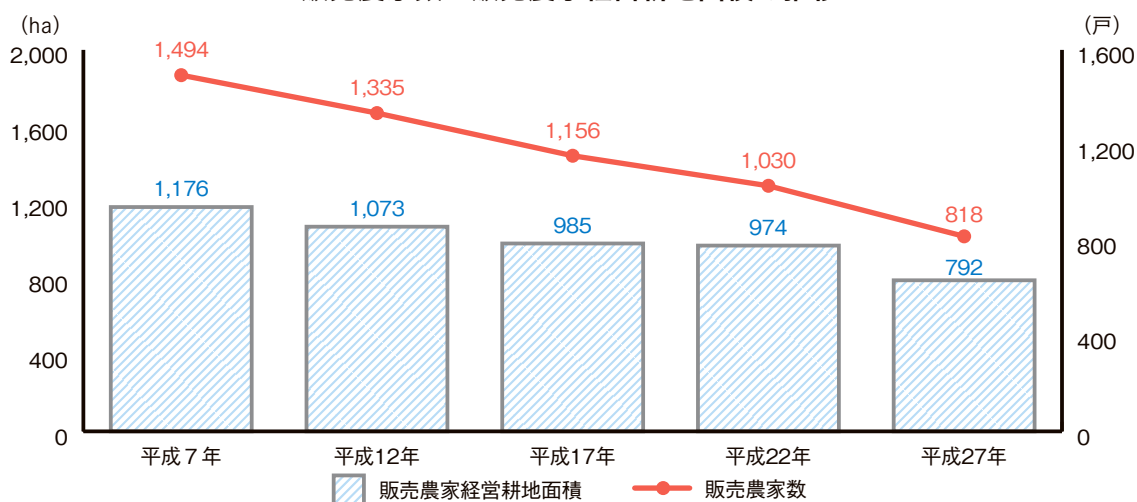
販売農家数は減少傾向にあり、平成27年は818戸となっており、平成7年と比較すると676戸減少しています。

販売農家経営耕地面積も減少傾向にあり、平成27年は792haとなっており、平成7年と比較すると384ha減少しています。

林業を営む林業経営体数については、平成27年は58経営体となっており、平成17年と比較すると51経営体減少しています。

漁業を営む漁業経営体数については、平成25年は53経営体となっており、平成15年と比較すると49経営体減少しています。

販売農家数と販売農家経営耕地面積の推移



資料：農林業センサス

保有山林規模別林業経営体数

	総数	保有山林なし	3ha未満	3ha～5ha	5ha～10ha	10ha～20ha	20ha～30ha	30ha～50ha	50ha～100ha	100ha～500ha	500ha～1000ha	1000ha～
平成17年	109	4	1	39	27	17	5	5	8	3	-	-
平成22年	72	3	1	20	22	10	4	1	7	3	-	1
平成27年	58	1	1	13	15	13	4	3	6	2	-	-
地区別	中郷町	6	-	1	1	2	1	-	1	-	-	-
	磯原町	13	-	-	4	2	2	1	1	3	-	-
	華川町	16	1	-	5	4	3	2	-	1	-	-
	関南町	4	-	-	-	3	-	-	-	1	-	-
	大津町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平潟町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	関本町	19	-	-	3	4	7	1	1	2	1	-

資料：農林業センサス

水産業を営む漁業経営体の経営体数と従業者数

	大津		平潟		合計	
	経営体数	従業者数	経営体数	従業者数	経営体数	従業者数
平成15年	55	367	47	119	102	486
平成20年	48	309	32	54	80	363
平成25年	33	318	20	45	53	363

資料：漁業センサス

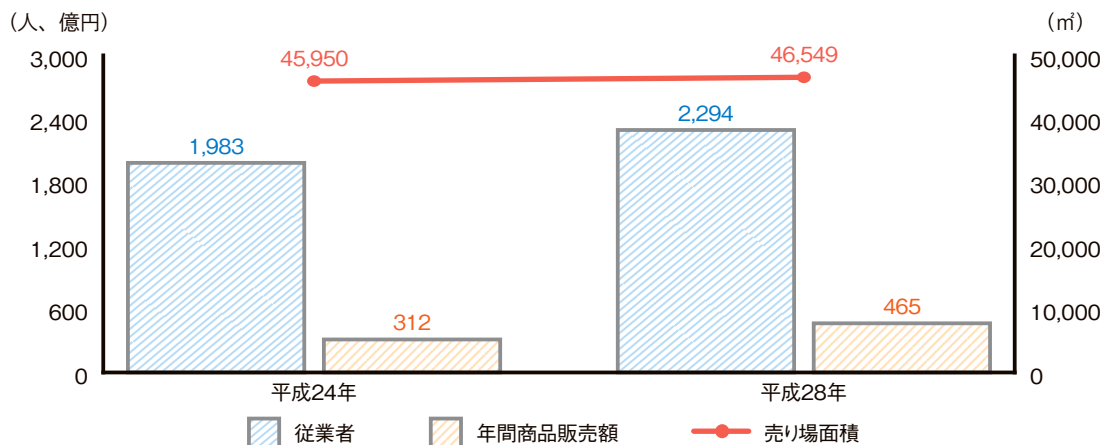
③ 商業の状況

商業の従業者では、平成28年は2,294人となっており、平成24年と比較すると311人増加しています。

年間商品販売額では、平成28年は465億円となっており、平成24年と比較すると153億円増加しています。

売り場面積では、平成28年は46,549㎡となっており、平成24年と比較すると599㎡増加しています。

従業者・年間商品販売額・売り場面積の推移



資料：経済センサス活動調査

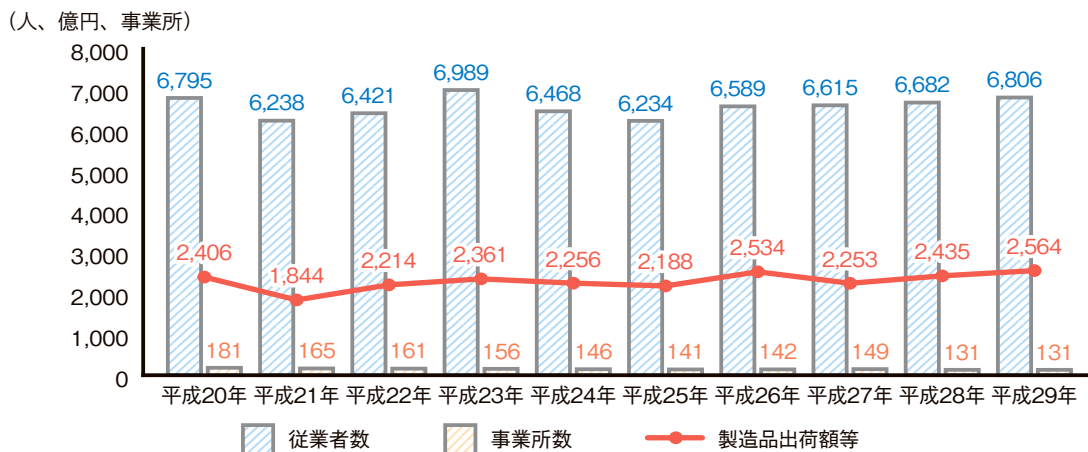
④ 工業の状況

工業の従業者数は、平成25年より増加傾向で、平成29年は6,806人となっており、平成25年と比較すると、572人増加しています。

製造品出荷額等は、2,000億円台で増減を繰り返しており、平成29年は2,564億円となっています。

事業所数は、平成25年より平成27年まで増加していましたが、平成28年から減少に転じ、平成29年は131事業所となっています。

事業所・従業者・製造品出荷額等の推移（従業者4人以上の事業所）



資料：工業統計調査

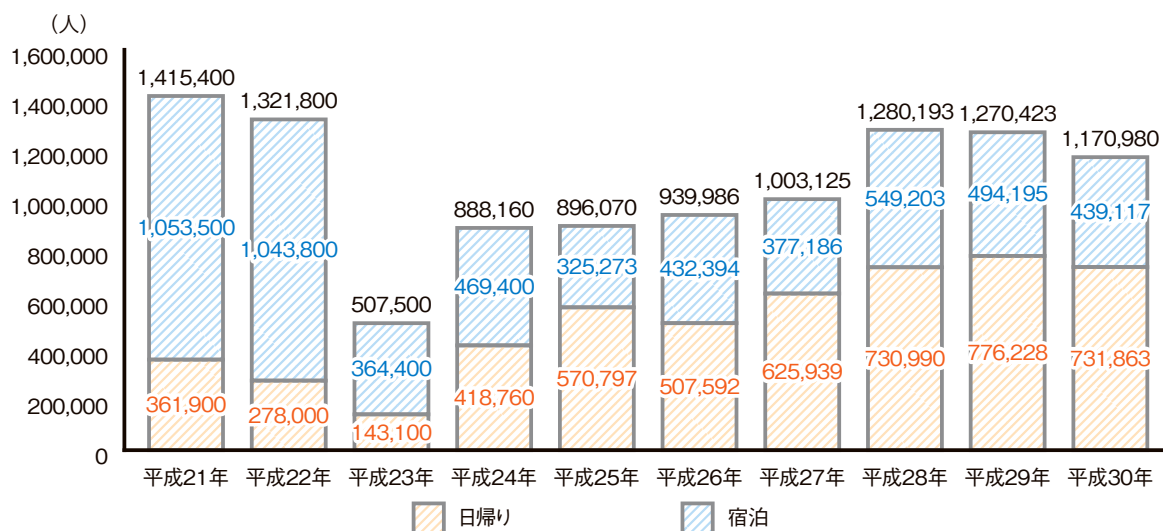
⑤ 観光の状況

入込観光客数は、平成24年から平成28年まで増加し、平成29年、平成30年は減少しましたが、1,170,980人となっており、震災前の水準に近づいています。

日帰り・宿泊の別では、宿泊の割合が増え、宿泊が60%前後で推移しています。

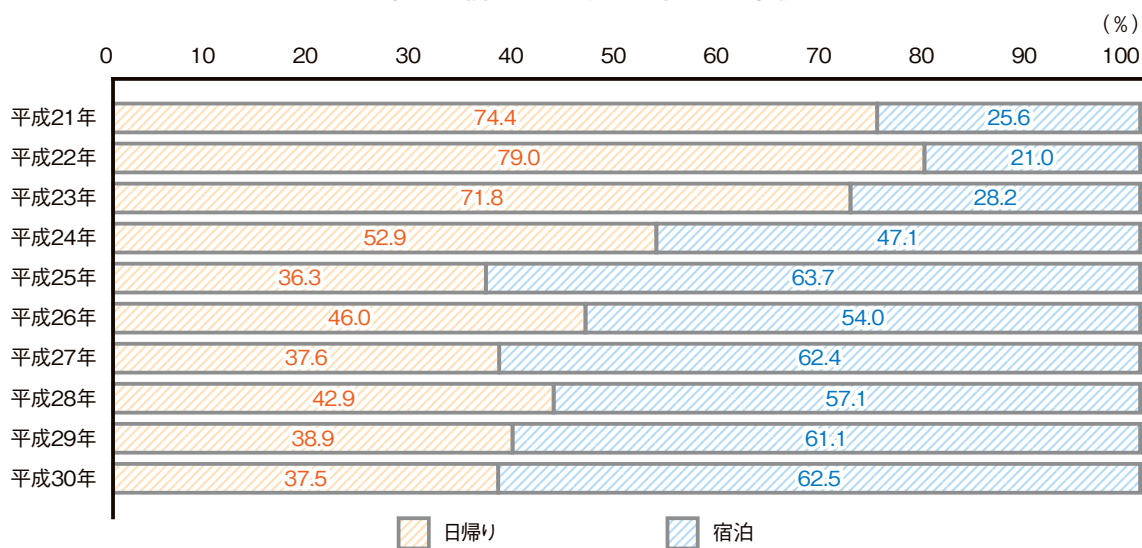
居住地別では、県外客が平成30年は85%を超えています。

日帰り・宿泊別の観光客の推移



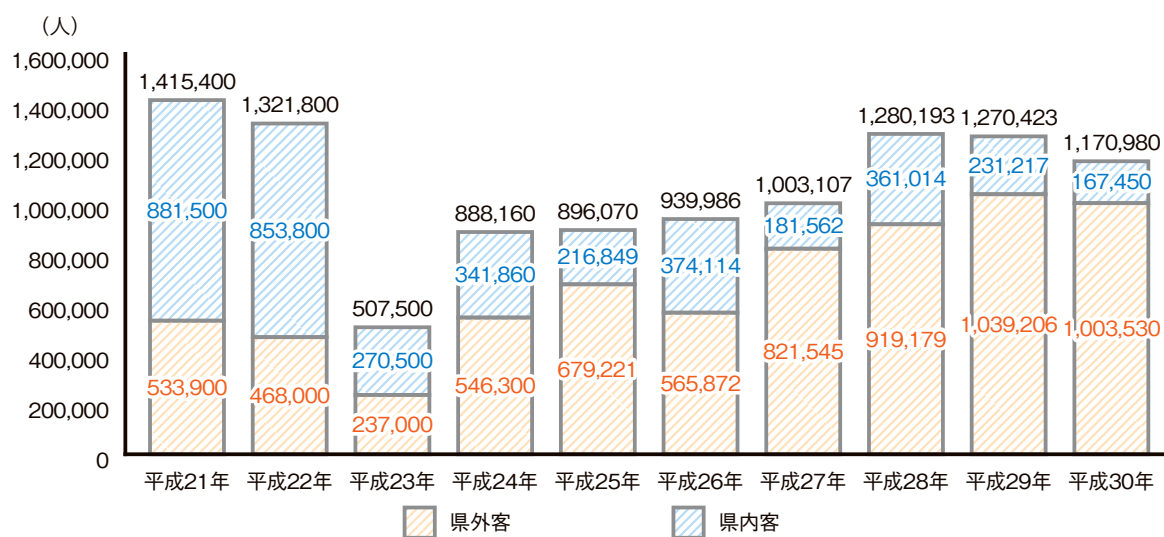
資料：商工観光課

日帰り・宿泊別の観光客割合の推移



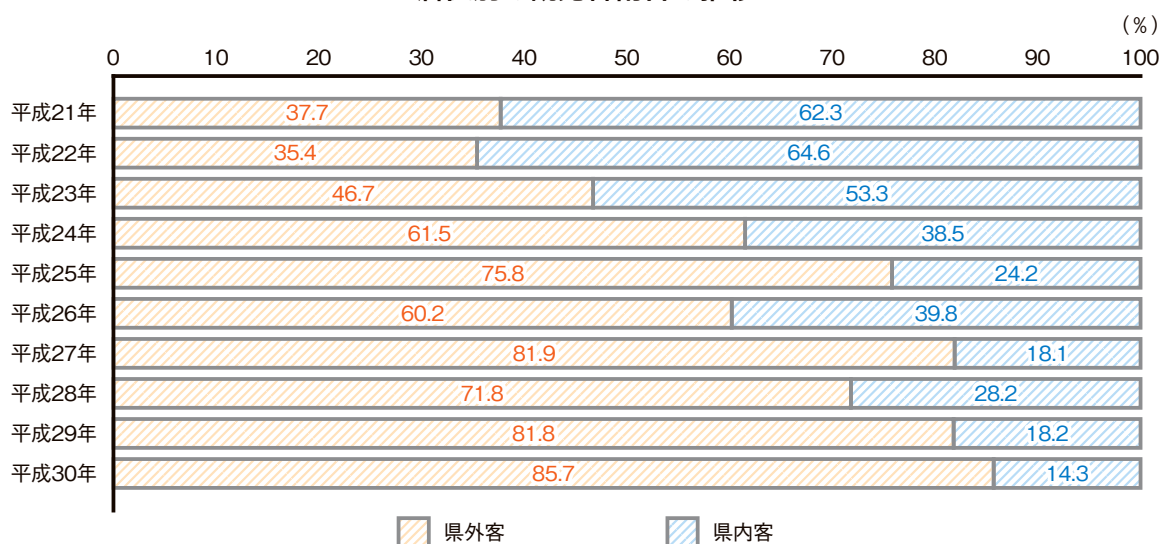
資料：商工観光課

居住別の観光客の推移



資料：商工観光課

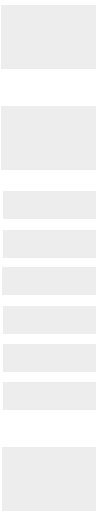
居住別の観光客割合の推移



資料：商工観光課

5.前計画時の主な動き

年度	主な動き
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 県立北茨城高等学校が閉校し、県立磯原高等学校と統合 ◆ 中郷子どもの家開設（子育て支援と子育て世代の交流の場） ◆ 第1回石岡さくら祭り開催 ◆ 子ども議会開催 ◆ 東日本大震災発生
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 天皇、皇后両陛下が被災地お見舞いのため御来市 ◆ 震災復興に向けた「きたいばらき元気市」の開催 ◆ 市観光協会が宇都宮市にアンテナショップを出店
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 五浦六角堂が再建され一般公開が再開 ◆ 震災記録写真集「明日を信じて 元気！北茨城」を発行 ◆ 大津港駅前に観光案内所「びすとれ」開設 ◆ 観光情報誌「るるぶ北茨城」完成 ◆ 北茨城市のイメージキャラクターが決定 ◆ 五浦岬公園の映画「天心」オープンセット展示公開
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 高速バス北茨城インター停留所経由便運行開始 ◆ 漁業歴史資料館「よう・そろー」リニューアルオープン ◆ 防災メール配信サービス開始 ◆ 五浦岬公園展望慰霊塔完成 ◆ 災害公営住宅入居開始
平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 常陸大津の御船祭開催 ◆ 第1回全国あんこうサミット開催 ◆ 北茨城市民病院開院 ◆ 磯原駅に北茨城観光案内所開設
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 北茨城市民病院附属家庭医療センター開設 ◆ 新消防庁舎完成 ◆ 蛭田二郎彫刻ギャラリーオープン ◆ 市制施行60周年記念式典挙行
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 関本第一小・富士ヶ丘小が閉校し、関本小中学校が開校 ◆ 新市立図書館開館 ◆ 茨城県北芸術祭開催 ◆ 常陸大津の御船祭が国指定重要無形民俗文化財に指定
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆ コミュニティケア総合センター（愛称：元気ステーション）開設 ◆ 北部スポーツ広場リニューアルオープン ◆ 常陸大津の御船祭臨時開催 ◆ 磯原子育て支援住宅入居開始
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 生涯学習センター本館「とれふる」、分館「期待場」開設 ◆ 磯原子どもの家開設（子育て支援と子育て世代の交流の場） ◆ 磯原地区公園テニスコート完成 ◆ いきいき茨城ゆめ国体リハーサル大会開催 ◆ 石岡住宅（旧雇用促進住宅中郷宿舎）入居開始
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 歴史民俗資料館（野口雨情記念館）リニューアルオープン ◆ 常陸大津の御船祭開催 ◆ 十石堀が世界かんがい施設遺産に登録 ◆ 磯原地区公園多目的屋内スポーツ施設完成 ◆ いきいき茨城ゆめ国体ソフトテニス競技会開催



第3章 市民意向の概要

本計画の策定にあたり、広く市民の意見を聞くため、市民アンケートや市民ワークショップ、高校生ワークショップ、各種団体等のヒアリングなど、市民の意向調査を実施しました。

第1節 市民アンケート

1.調査の概要

【調査の目的】

本調査は、「第5次北茨城市総合計画」の策定に向けた基礎資料として、まちづくりに関する市民の意見・提案を把握することを目的に実施しました。

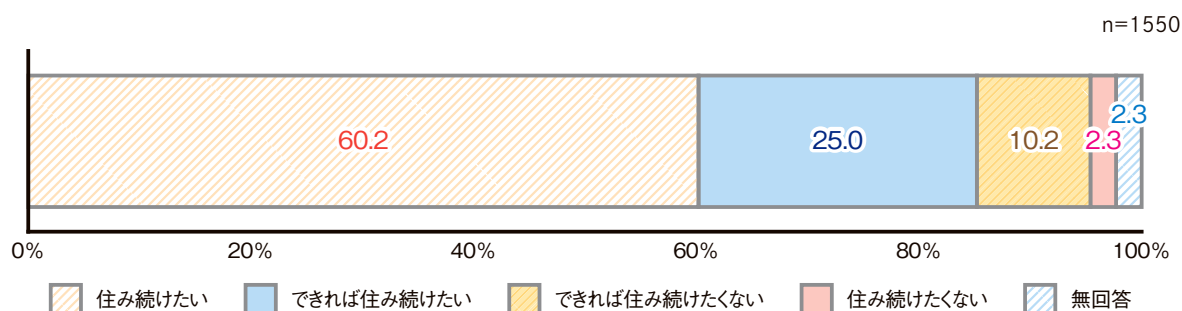
【調査の実施概要】

項目	内容
対象者	市民（18歳以上の市内在住者）
調査数	5,000人（住民基本台帳から無作為抽出）
調査方法	郵送による配付・回収、無記名
調査時期	平成30年2月～3月
回答数	1,550票（回答率31.0%）

2.調査結果の概要

① 定住意向

- 定住意向では、「住み続けたい」（60.2%）と「できれば住み続けたい」（25.0%）の合計が85%を超え、前回同様に高水準となっていますので、維持することが必要です。



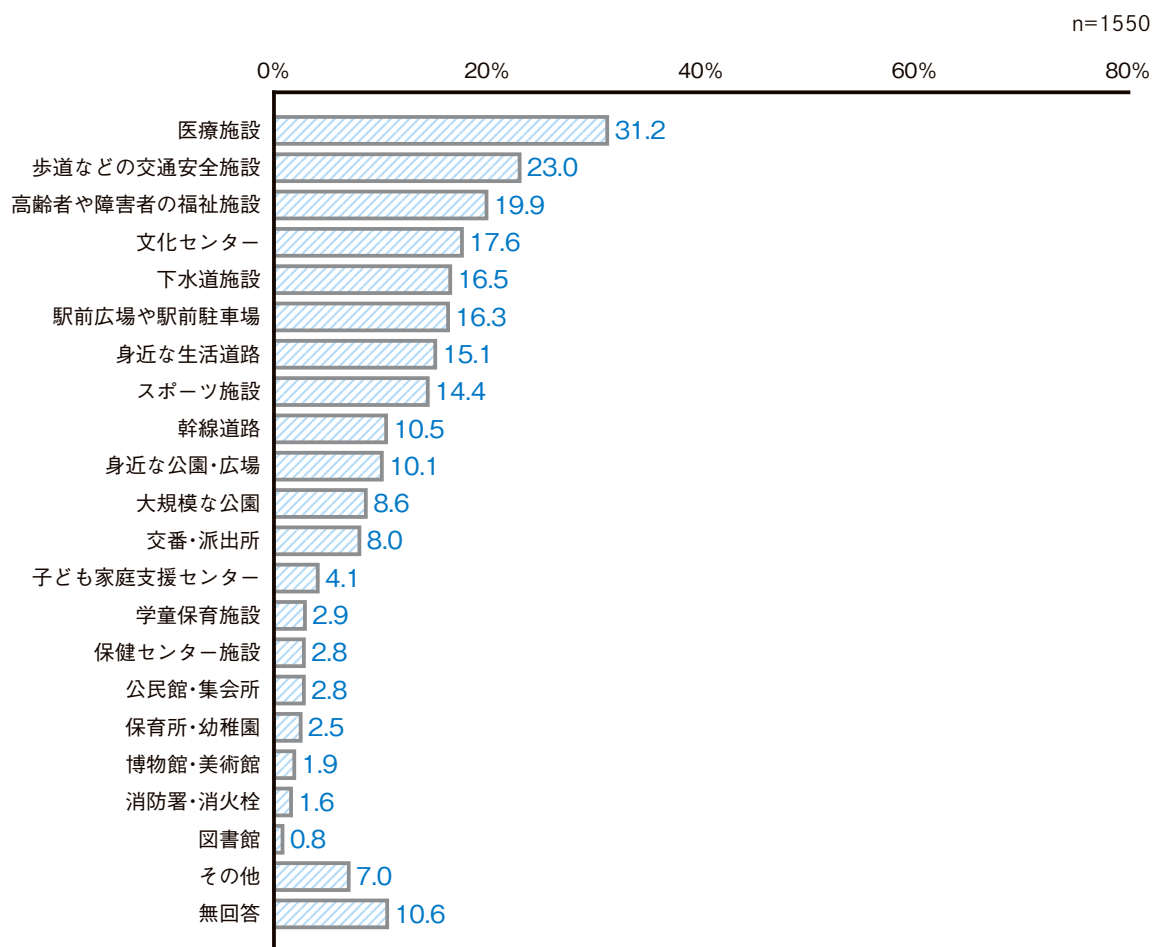
【前回調査との比較】

その他、無回答は非表示	今回(A)	前回(B)	比率変化(A-B)
住み続けたい	60.2	57.3	2.9
できれば住み続けたい	25.0	25.9	-0.9
できれば住み続けたくない	10.2	10.7	-0.5
住み続けたくない	2.3	2.9	-0.6



② 公共施設

- 公共施設について不足しているものは、「医療施設」(31.2%)が最も多く、次いで「歩道などの交通安全施設」(23.0%)、「高齢者や障害者の福祉施設」(19.9%)と続きます。
- 市民病院や家庭医療センターの開院などにより、医療や福祉施設への要望は減っていますが、依然高い状況となっています。



【前回調査との比較】

その他、無回答は非表示 上位8項目	今回(A)	前回(B)	比率変化(A-B)
医療施設	31.2	49.1	-17.9
歩道などの交通安全施設	23.0	22.2	0.8
高齢者や障害者の福祉施設	19.9	25.5	-5.6
文化センター	17.6	18.0	-0.4
下水道施設	16.5	16.1	0.4
駅前広場や駅前駐車場	16.3	16.0	0.3
身近な生活道路	15.1	12.9	2.2
スポーツ施設	14.4	13.5	0.9

③ 市民生活やまちづくりに対する評価

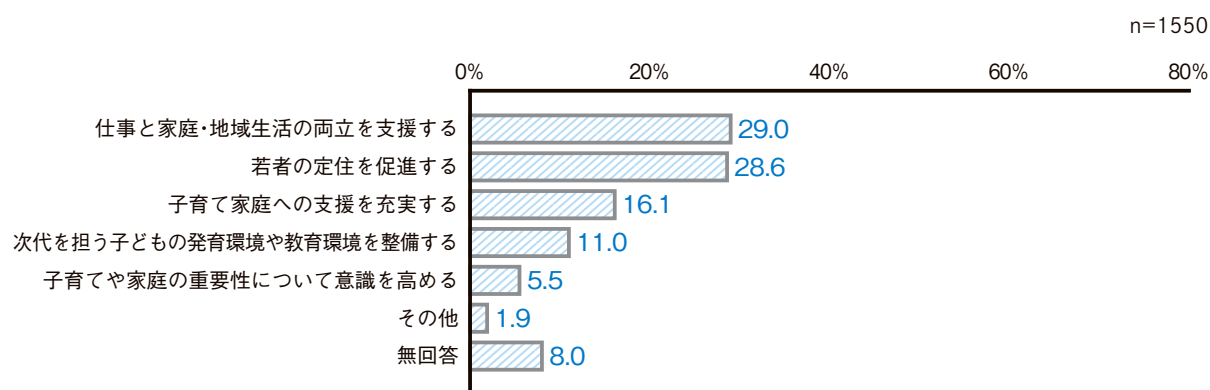
- 満足度では、「生活環境」(59.0%)が最も多く、次いで「全体的な市の取組」(54.3%)、「教育、文化」(50.3%)と続きます。
- 前回と比較すると、全分野で満足度が上昇していますが、「産業の振興」の満足度が他の分野に比べ、低い状況となっています。
- 特に力を入れる項目については、「病院等の医療施設や診療内容」(53.5%)、「公共の交通機関の利便性」(49.7%)、「通学路や通学時の安全確保」(44.8%)などが、前回同様多くなっていますので、充実させる必要があります。

【前回調査との比較】

分野	満足度			特に力を入れる項目
	今回(A)	前回(B)	比較変化(A-B)	
生活環境	59.0	53.0	6.0	騒音・悪臭・不法投棄等の公害対策(37.0)
全体的な市の取組	54.3	47.8	6.5	行政サービスの充実(36.9)
教育、文化	50.3	37.6	12.7	通学路や通学時の安全確保(44.8)
生活基盤全般	49.4	39.6	9.8	公共の交通機関の利便性(49.7)
健康、医療、福祉	47.2	29.6	17.6	病院等の医療施設や診療内容(53.5)
防犯、防災、安全対策	40.8	31.3	9.5	徒歩や自転車で通行する場合の道路の安全性(40.6)
産業の振興	29.6	22.6	7.0	観光資源の保全や活用、観光PR(32.1)

④ 少子化対策としての重要な取組み

- 少子化対策は、「仕事と家庭・地域生活の両立を支援する」(29.0%)が最も多く、次いで「若者の定住を促進する」(28.6%)、「子育て家庭への支援を充実する」(16.1%)と続きます。
- 「仕事と家庭・地域生活の両立」や「若者の定住促進」について、前回同様多くなっていますので、支援を引き続き充実させる必要があります。

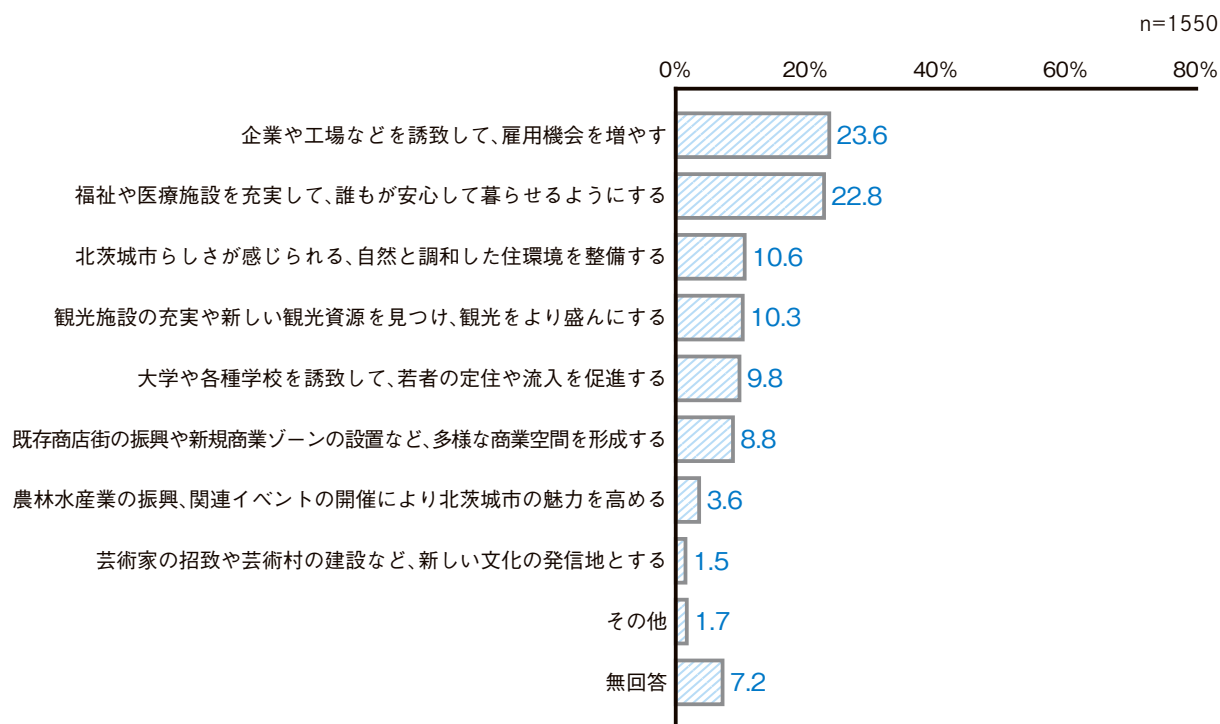


【前回調査との比較】

その他、無回答は非表示	今回(A)	前回(B)	比率変化(A-B)
仕事と家庭・地域生活の両立を支援する	29.0	28.9	0.1
若者の定住を促進する	28.6	30.2	-1.6
子育て家庭への支援を充実する	16.1	16.4	-0.3
次代を担う子どもの発達環境や教育環境を整備する	11.0	10.2	0.8
子育てや家庭の重要性について意識を高める	5.5	3.8	1.7

⑤ 北茨城市の活性化方法

- 北茨城市を活性化していくためには、「企業や工場などを誘致して、雇用機会を増やす」(23.6%)が最も多く、次いで「福祉や医療施設を充実して、誰もが安心して暮らせるようにする」(22.8%)、「北茨城市らしさが感じられる、自然と調和した住環境を整備する」(10.6%)と続きます。
- 前回同様に、「企業誘致などによる雇用機会の創出」や「福祉や医療施設の充実」が多く望まれていることから、進行している少子高齢化に対応するためにも、子育て世代の定住に必要な子育て支援や働く場、高齢者などを中心に必要な福祉や医療を充実させることが重要となっています。



【前回調査との比較】

その他、無回答は非表示	今回(A)	前回(B)	比率変化(A-B)
企業や工場などを誘致して、雇用機会を増やす	23.6	30.0	-6.4
福祉や医療施設を充実して、誰もが安心して暮らせるようにする	22.8	23.9	-1.1
北茨城市らしさが感じられる、自然と調和した住環境を整備する	10.6	7.3	3.3
観光施設の充実や新しい観光資源を見つけ、観光をより盛んにする	10.3	7.2	3.1
大学や各種学校を誘致して、若者の定住や流入を促進する	9.8	9.1	0.7
既存商店街の振興や新規商業ゾーンの設置など、多様な商業空間を形成する	8.8	6.9	1.9
農林水産業の振興、関連イベントの開催により北茨城市の魅力を高める	3.6	4.4	-0.8
芸術家の招致や芸術村の建設など、新しい文化の発信地とする	1.5	1.8	-0.3

第2節 中学生アンケート

1. 調査の概要

〔調査の目的〕

本調査は、「第5次北茨城市総合計画」の策定に向けた基礎資料として、まちづくりに関する中学生の意見・提案を把握することを目的に実施しました。

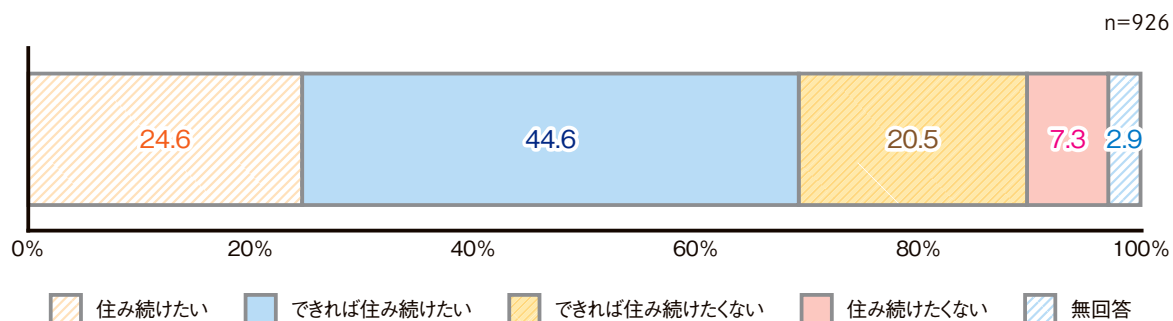
〔調査の実施概要〕

項目	内容
対象者	中学生（市内中学校在籍者全員）
調査数	1,063人（市内中学校在籍者数）
調査方法	中学校で配付・回収、無記名
調査時期	平成30年9月
回答数	926票（回答率87.1%）

2. 調査結果の概要

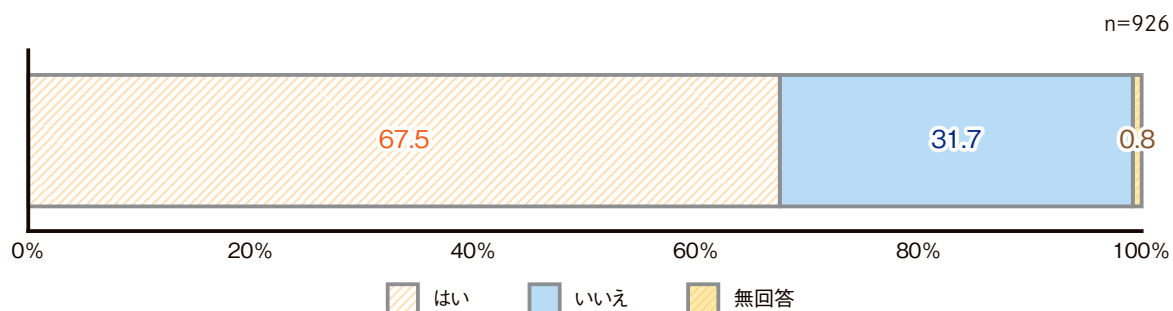
① 定住意向

- 定住意向は、「できれば住み続けたい」（44.6%）と「住み続けたい」（24.6%）の合計が、69.2%と、市民アンケートに比べれば少ないですが、高水準となっています。



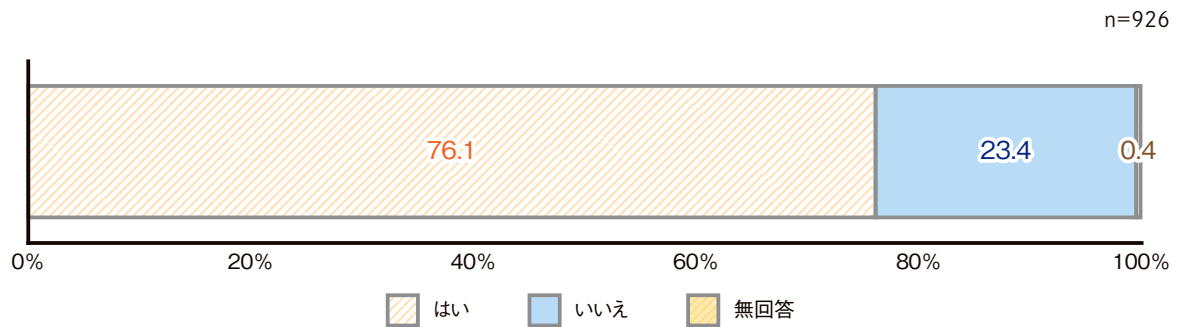
② 北茨城市への魅力や誇り

- 北茨城市に魅力や誇りを感じているかについては、「はい」（67.5%）、「いいえ」（31.7%）となっていますので、引き続き魅力や誇りを感じるようにすることが必要です。



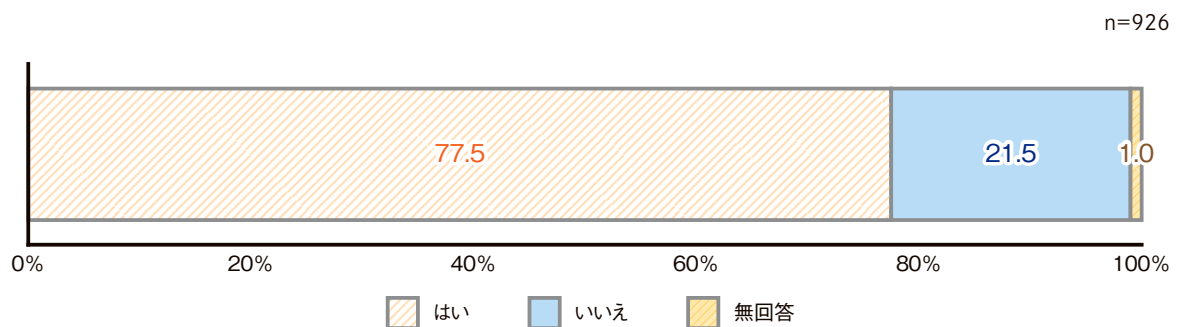
③ 北茨城市への愛着

- 北茨城市に愛着があるかについては、「はい」(76.1%)、「いいえ」(23.4%)となっていますので、引き続き愛着を持ち続けるようにする必要があります。



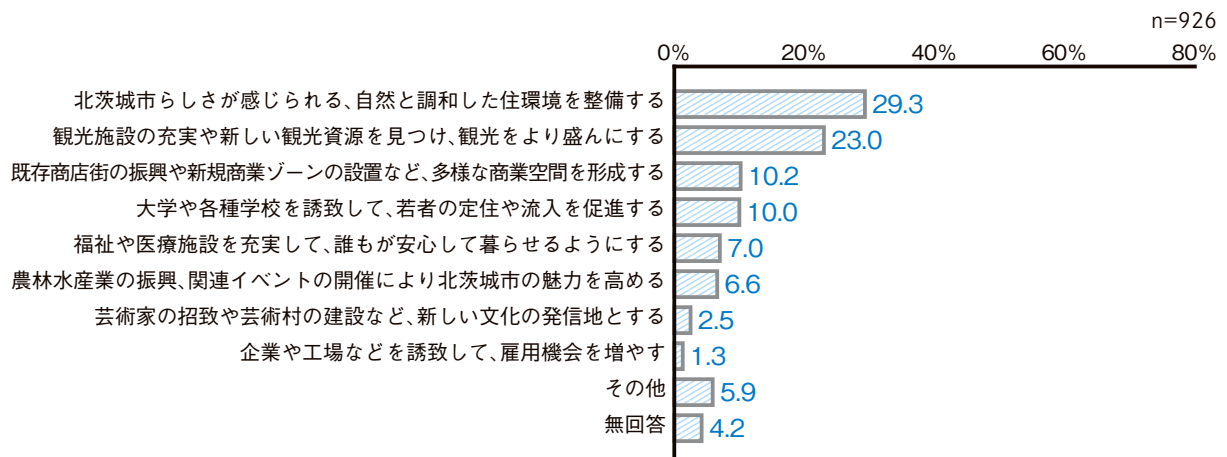
④ 地域の行事やお祭りへの参加

- 地域の行事やお祭りには積極的に参加しているかについては、「はい」(77.5%)、「いいえ」(21.5%)となっていますので、引き続き地域の行事やお祭りに積極的に参加するようにする必要があります。



⑤ 北茨城市の活性化方法

- 北茨城市を活性化していくためには、どのような方法が望ましいと思うかについては、「北茨城市らしさが感じられる、自然と調和した住環境を整備する」(29.3%)が最も多く、次いで「観光施設の充実や新しい観光資源を見つけ、観光をより盛んにする」(23.0%)、「既存商店街の振興や新規商業ゾーンの設置など、多様な商業空間を形成する」(10.2%)と続きます。



第3節 市民ワークショップ

1.市民ワークショップの概要

〔市民ワークショップの目的〕

「第5次北茨城市総合計画」の策定において、幅広い関連分野の体系が整った計画であることが求められるとともに、その策定過程が何より大切です。したがって、専門家や行政職員だけでなく、市民参加・参画が最も重要なポイントとなります。

そこで市民視点での計画策定、市民起点での計画実践に向けて、ワークショップを開催しました。

ワークショップの開催で、北茨城市の課題を自ら考えて理解と意識を高め、参加者がまちづくりの参画者になっていくことをねらいとしています。

〔市民ワークショップの実施概要〕

参加者数	19人(3グループで協議)
日時	平成31年1月26日(土) 午後1時30分～4時
場所	北茨城市役所 4階会議室
内容	1 開会 2 あいさつ 3 総合計画について 4 市民ワークショップについて 5 自己紹介 6 ワークショップの実施 ①第1ラウンド テーマ：地域で生活している中で、良いところ、悪いところ 北茨城市をどんなまちにしたいか ②第2ラウンド テーマ：北茨城市を「住み続けたいまち」にするために 7 閉会

2.市民ワークショップの意見概要

各グループのまちづくりの方向性や主なアイデアは以下のとおりです。

ご意見につきましては、原則原文どおりとしています。

〔Aグループ〕

各分野の主な方向性や主なアイデア	
にぎわい	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ホールなどを高萩と共有する ◆ JRのダイヤを大津港まで延長する ◆ 電車やバスに自転車を持ち込めるようにする ◆ 駅周辺を利用する
人口減 高齢者 子育て	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 高齢化しても楽しめる企画を考える ◆ リタイア、シルバー人材の活用などの窓口をつくる ◆ 子育て中のママの安らぎの場をつくる ◆ 子を産んだ人にはもっと手当を厚くする
常会	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「常会」という概念を超えたつながりを模索する ◆ 市税から同等の常会費を集めて、強制力をもたす ◆ 市でも常会のガイドラインを作成しメリット感をもたす

PR	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市のイメージカラーを決める ◆ 北茨城にきた人にもう1度来たいと思わせるようにする ◆ 市報でのテーマによる「特集号」を発刊する ◆ ガイドを駅に何人か待機させてガイドを充実する ◆ 歴史に出てくる史跡を保護する ◆ 参加型イベントを増やす
その他	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 女性の活用の場を増やす ◆ 「何でも課」みたいなコーディネートできる人をつくる

〔B グループ〕

全体の方向性	
◆【こんなまちにしたい】つながり集いのあるまちづくり	
各分野の主な方向性や主なアイデア	
車社会	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 人の流れを駅中心にする ◆ シャッター街を活用する ◆ 循環バスの充実など公共交通を便利にする ◆ カーシェアリング方式を取る
他との交流	<ul style="list-style-type: none"> ◆ SNSを活用する ◆ イベント企画に、高校生や大学生の組織を作って参加してもらう
インフラ	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市民と行政による公園整備を一層進める ◆ 空き家の有効な紹介・仲介等をやれるようにする
自然資源	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自然資源を活かした観光、農林業、再エネ開発を進める
地域交流	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 定期的に地区交流会を実施する ◆ 若い人と高齢者をつなぐ方策を検討する
少子高齢化	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 高齢化の進行が速いので、対応を検討する
医療、介護、健康	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 在宅医療の充実、家庭医療センターの訪問診療を強化する ◆ 人生会議のキャンペーンを続ける ◆ 健康ポイントを活性化する
若者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 20～30代の婚活に趣味を中心とした催しの機会をつくる ◆ やりたい仕事を確保する
常会	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 常会のメリットを見える化する ◆ 常会運営に行政も伴走する
経済	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域間の産業連関を意識した取組み ◆ 企業の誘致
女性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 女性の活躍の場をつくる
教育	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地元企業での職業体験を進める ◆ 会社PRを高校で実施する
安全	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子どもたち、学生たちの通学路の安全を確保する
観光	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 雨情、天心ともに記念館があるので、民間に浸透するようにする ◆ 参加型のイベントを増やす
その他	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 芸術のまちづくりを進める ◆ 北茨城の魅力を市民がもっと知るようにする

〔Cグループ〕

全体の方向性	
◆ 市民が協働するまちづくり	
各分野の主な方向性や主なアイデア	
自然環境、環境問題	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市民意識の向上や協働を進め、自然環境の保全や環境問題に対応する ◆ ポイ捨てのごみをなくす
箱物、ハードに良い所もある、道路	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 美術館がある ◆ 道路が整備されている
人情・人のつながり良い所もある、コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 人情がある ◆ 子育てがしやすい
子ども(育て)の支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子どもの養育、教育を無償化(国)する
市民のいこいの場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自然を活かせる公園をつくる ◆ 豊田地区のウォーキングコースの様な設備をつくる
雇用の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 企業の誘致とPRをする ◆ 託児所を充実する
若者の地域参加	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 駅前商店街などの空き家を若い人たちに開放する ◆ 近所の人が集える機会、地域コミュニティをつくる、増やす ◆ 若い人たちをテニスだけでなく、スポーツイベントによびこむ
ボランティア制度拡充を	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ボランティアの種類を拡充する ◆ コーディネーターを設置する
商業観光産業の見直しと活性化	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 道の駅を造り、海の物、山の物を売る ◆ 高速バスのインターにおみやげ屋さんの場所をつくる ◆ 観光スポットの近くに食事ができる店を整備する ◆ イベントやPRを充実する
高齢者対策と活用	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 高齢者の働く場所をつくる(少しの時間) ◆ 人材活用のコーディネート役をつくる ◆ 高齢者の生活支援、公共交通にかわるものを検討する
安全対策(必要)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地区防災グループをつくることを市がPRする ◆ 医療ネットワークにより疾病対策と健康増進を進める
市の方向性の実施と確保	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 全てのネットワークをつくる ◆ 新しい企画の市へのプレゼンの場をつくる ◆ 総合計画を定期的にフォローする

第4節 高校生ワークショップ

1. 高校生ワークショップの概要

【高校生ワークショップの目的】

「第5次北茨城市総合計画」の策定において、10年後を見据えた計画を策定するにあたり、今後まちづくりの担い手となる高校生の意向を反映するために開催しました。

北茨城市の良さや身近な課題について考え、意見交換することで、市政やまちづくりに対する考えを深め、若い世代がまちづくりに関わる契機となることをねらいとしています。

【高校生ワークショップの実施概要】

参加者数	8人(2グループで協議)
日時	平成31年1月26日(土) 午前9時30分～11時30分
場所	北茨城市役所 3階全員協議会室
内容	1 開会 2 あいさつ 3 総合計画について 4 高校生ワークショップについて 5 自己紹介 6 ワークショップの実施 ①第1ラウンド テーマ:地域で生活している中で、良いところ、悪いところ 北茨城市がこんなまちならいいのに ②第2ラウンド テーマ:北茨城市を「住み続けたいくなるまち」にするために 7 閉会

2. 高校生ワークショップの意見概要

各グループのまちづくりの方向性や主なアイデアは以下のとおりです。
ご意見につきましては、原則原文どおりとしています。

【Aグループ】

全体の方向性	
◆ 魅力的で安全・安心なまち	
各分野の主な方向性や主なアイデア	
お店	◆ ショッピングモール、飲食店、コンビニ、ゲームセンターなどをつくる ◆ 古民家を使ってイベントをする ◆ 空き家を活用する
魅力	◆ スポーツチームをつくる ◆ 高齢者向けに劇などのイベントをする
食べ物	◆ あんこう、新鮮な物が食べられることをアピールする ◆ 大食いの人を呼んで魚とか食べてもらうイベントを開催する
安全	◆ 交番、街灯を増やす ◆ 歩道、信号をもっと増やす ◆ ごみ箱を増やす
交通	◆ 土日もバスを運行する ◆ 電車の本数を増やす

駅	◆ 駅周辺に色々なものをつくる
観光、働く場	◆ インスタ映えスポットをつくる ◆ 有名人や北茨城市出身の人に北茨城の良い所をPRしてもらう ◆ 観光名所を増やす ◆ 漁業体験ができるようにする ◆ ツアー、映画をつくる
自然	◆ 海のない県の人との交流をするツアーをつくる ◆ 山登りツアーをつくる

〔B グループ〕

全体の方向性	
◆ 人が集まるようにする ◆ 駅付近をにぎやかにする、そのため、買い物や食べ物のお店をひとまとめにする、そうすると、宣伝もしやすく、人もきやすい	
各分野の主な方向性や主なアイデア	
良い所	◆ 自然が豊か ◆ 海側ならではの産業 ◆ 芸術がたくさん(美術館がある) ◆ 図書館の自習室が快適
悪い所	◆ デイサービスをもっと増やす ◆ 小学校などが学級閉鎖などになった場合の子どもを預かる施設をつくる
公園・運動の問題	◆ 公園、運動する場を増やす ◆ 学生の特別料金を決める(運動施設)
電車	◆ 電車、特急の本数を増やす ◆ 駅からのバスの本数を増やす ◆ 学生の無料バスをつくる
ごみ問題	◆ 自然環境の中のごみをなくす ◆ ごみ拾いをする
駅周辺の問題	◆ 買い物や食事ができる場を一つに集中させる ◆ おいしい物や楽しいところを宣伝する ◆ 駅周辺のパンフレットをつくる ◆ 冬以外もイルミネーションをかざる ◆ インスタ映えを増やす ◆ 駅をきれいにする
その他	◆ マンションやアパートの見栄えを良くして住みたくなるようにする ◆ 歩道をつくる ◆ 知名度をあげる

第5節 各種団体等のヒアリング

1. 調査の概要

〔調査の目的〕

「第5次北茨城市総合計画」の策定に向けた基礎資料として、まちづくりに関する各種団体及び市民のご意見・提案等を把握することを目的に実施しました。

〔調査の実施概要〕

項目	内容
調査対象	北茨城市に関係ある各種団体及び市民等
調査時期	平成31年2月5日(火)～2月7日(木)
調査場所	北茨城市役所 2階庁議室
参加者数	57人
実施方法	分野別によるグループヒアリング形式
ヒアリング項目	(1) 各団体等の現状と課題や今後の活動について ア 所属する団体や活動等において、活動状況で抱えている課題等 イ 今後の活動やそのために行政に望むこと (2) 今後のまちづくりへの要望や提案について ア 10年後の北茨城市をどのようなまちにしたいか イ 北茨城市に何が不足しているか、何をもっと伸ばしていけばよいか ウ まちづくりのどの分野を重点にしていけばよいか、そのための具体的な要望や提案など (3) 今後のまちづくりに各団体等が協働できることについて ア 現在及び今後、行政と一緒に取り組んでみたいこと イ 協働を進める中で障害となっている課題

2. 調査結果の概要

分野別のまちづくりの方向性等は以下のとおりです。

ご意見につきましては、原則参加者の発言どおりとしています。

〔女性・子育て層〕

まちづくりの方向性、協働できること、アイデア等	
まちの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ イベントを充実し、人が来るようにする。 ◆ 若い人が都会に行ってもいつか戻ってくるようにつながりをもつようなソフトを検討する。 ◆ コミュニティの活性化も違う視点で検討する。 ◆ 観光資源が多いので、PR方法を検討する。 ◆ 岡倉天心などを強かに発信する。 ◆ 人口を増やすため、企業誘致と医師不足の解消に向けた対応を進める。 ◆ 大きな会社もよいが、小さなお店やカフェなども誘致する。
子育て、教育等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 他市から来た人でも、子育てなどの情報を入手しやすいようにする。 ◆ 小さなイベントも含め、子育て等の情報が入手しやすいようにする。 ◆ 子どもが遊べ、親が交流できるイベントを増やす。 ◆ 市民病院が、子どもの診療が午前中だけなので、午後まで伸ばす。 ◆ やさしい北茨城として、妊娠、出産、子育て中の母子に無農薬の野菜を提供する。 ◆ 学校と学童の連携を強化する。 ◆ 公園は基本的にきれいであるが、古い公園の遊具の見直し、ペットのマナーが悪いので立て看板を立てる。 ◆ 子ども食堂をつくる。

ボランティア等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国体があるので、ボランティアなど、子どもからお年寄りまで参加できるようにし、オリンピックにつなげていく。 ◆ 若い時からボランティアを経験することが必要であるので、学校も協力し、ボランティアリーダーやコーディネーターを養成する。 ◆ 市のクリーン作戦は、地域を限定しているが、自治会、常会を含め、市全体で実施する。 ◆ ごみの持ち帰りのため、公園からごみ箱を撤去したが、ごみを捨てる人がいるので、ごみ箱を設置する。
---------	--

〔医療・福祉〕

まちづくりの方向性、協働できること、アイデア等	
まちの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市全体のネットワークをつくり、医療、介護などの各分野が連携して、地域で支え、安全・安心なまちづくりを進める。 ◆ 住民自らが、できることから始め、福祉関係者が支援し、福祉の充実したまちにする。 ◆ 公民館などを活用し、高齢者が集まれる場所をつくり、地域生活の情報交換をしながら地域の安全・安心を構築する。 ◆ 地域のことは地域の住民で考え、高齢者が役割を担い、地域で地域のまちづくりを進める。 ◆ 交通手段について地域で検討する。
介護等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 介護のマンパワーの不足があるが、ヘルパーが行っている食生活の支援など、地域の協力のもと、地域で支えるとマンパワーの軽減につながる。 ◆ ケアマネージャーとして、家族がいない場合、誰に関わっていただくかが問題となるので、地域の関係者や行政が協力する。 ◆ シルバーリハビリ体操は、介護予防のために実施しているので、積極的に参加するようにする。
医療等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 人工透析の手前の方に在宅指導をする。

〔教育・文化〕

まちづくりの方向性、協働できること、アイデア等	
まちの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 人口が減り、一部を除き限界集落が増えていくと考えており、人を増やすことが最優先であり、企業誘致などで雇用し、人口を増やす。 ◆ 音楽ホールなどは維持管理が大変であるので、高萩の文化会館など、広域で共有、使用ができるようにする。 ◆ 音楽、芸術などで温もりのある人をつくるため、ボランティアを増やす。 ◆ 公民館、民俗資料館、文化協会は連携する。 ◆ 国体のため、16面のテニスコートをつくったが、今後の維持管理費を考えると、施設の建設は問題である。
公民館等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 公民館は、何かを必ずやっていることが大切で、間口を広くする必要があるので、色々なことに取組む。
文化・芸術等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 美術館で小・中学校や高校生の発表会が行われているが、来館者が少ないので、来館者を増やす。 ◆ 子どもたちの活動はあるが、大人も含め、市民音楽祭を開催する。 ◆ 雨情記念館の改修を進めているが、定期的に童謡の会やコンサートを実施する。 ◆ 芸術によるまちづくりを進めるためには、芸術が好きな人を増やすことである。 ◆ 子どもたちに、放課後ボランティアで絵の指導をしている人がいるが、少ない人数なので、指導者を集め、各地域で子どもたちに芸術を教える。 ◆ 地域で埋もれている芸能を市のイベントに含める。

スポーツ等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ スポーツ人口は減っているが、体育館などのスポーツ施設は増やす。 ◆ スポーツの参加人数が減っているので、子どもは子どもで参加し、親は夜間に参加するなど、各自が参加可能になるような交通手段を検討する。
青少年等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 平和都市宣言のような独特なものが必要である。

〔都市基盤・環境〕

まちづくりの方向性、協働できること、アイデア等	
まちの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 今回の計画では、人口が減少することで計画する。 ◆ 人口を増やすためには、若い人にメリットがないと来ないので、働く場所の確保、教育費の無償化などを充実する。 ◆ 10年後ではなく、事業の優先順位をつけて、即効性のある計画にする。 ◆ 終の棲家を目指すことが重要である。 ◆ 自給自足できる地域として、米、野菜、魚などのネットワークを構築する。 ◆ 協働の仕組みをきめ細かく発信する。 ◆ コミュニティは、防犯、子育て、高齢者支援、地域包括ケアでも必要であり、地域の人材でやる組織づくりが必要である。 ◆ 各地域に公民館があるので、細かい会の活動の場として活用し、組織づくりをすれば人が入りやすくなる。 ◆ 常会に入ればメリットがあることを示す必要がある。
都市基盤等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 全体的に市の施設がバラバラなので、人が集まるような都市づくりをする。 ◆ 市内に80箇所の公園があるが、子どもが遊べないので、草刈り、遊具の点検をする。 ◆ 下水道の流域では100%接続する。 ◆ 空き家対策は急務である。
環境等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 清掃センターの更新、し尿処理のための環境センターの更新、斎場の改修を検討する。 ◆ 各小学校で、ごみの教育や意識づけをする。 ◆ 不法投棄はきれいにしていないから捨てていくのであり、山林も人が入れないようなところが増え、有害鳥獣が増えている。
防災、防犯、交通安全等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 東日本大震災で、大規模災害は行政だけでは充分でないと判ったため、地域防災が必要であり、基はコミュニティである。 ◆ 交通安全では、危険箇所点検をしているが、縦割り行政となっているので、国道、県道、市道が有機的に連携する。 ◆ 交通安全では、心も大切なので、穏やかに運転できるようにする話しあいの場づくりや自転車と歩行者の事故対策など、多様な対策を進める。

〔農林業〕

まちづくりの方向性、協働できること、アイデア等	
まちの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 10年後は、若者が住みやすい活気がある、そして老人にもやさしいまちにする。 ◆ 定住促進のため、働く場、商業施設、観光振興、特産品の開発などが必要であり、特産品としては、自然薯、あんこう鍋などがある。 ◆ 北茨城市には産科がないので、市民病院などに産科をつくる。 ◆ J Aでも道の駅は検討しているが、道の駅は、運営が重要であり、品切れになると仕入れをしなければならなくなる。 ◆ 中郷サービスエリアに独自のアンテナショップやテナントを置けるようする。 ◆ 食の特徴のある店や農家レストランなど、美味しいものが食べられる所をつくる。 ◆ 若い人が気軽に集まれる場所をつくる。

農業等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ひたち舞が独自ブランドであるが、大量に購入するルートを検討する。 ◆ 現在はコシヒカリが中心であるが、県が推奨する「ふくまる」なども検討する。 ◆ 田んぼの近くが住宅になり、ドローンによる農薬の散布など新住民の理解が難しくなる中、田んぼの維持のため、地域の取組みや調整を検討する組織が必要である。 ◆ 水田と畜産の連携を強化する。
畜産等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 牛肉は、精肉主体でいつ買えるか等がわからず、PR不足となっており、今後は、加工施設、OEM化による商品開発などをしてPRしていくことが必要である。 ◆ 和牛の一流ブランド以外では、規模を拡大し、低コストにして採算が取れるようにする。
林業等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 山は国土の基本であるので、山を大事にすることを伝える。 ◆ 国土調査を進め、所有権や境界を明確にし、集約化を進め、自然が崩れないようにする。

〔漁業〕

まちづくりの方向性、協働できること、アイデア等	
まちの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自然があり、工業団地もあり、暮らしやすい環境であるので、住む人を増やすために、行政サービスや住んだことによる利点（地元の食材が食べられるなど）を打ち出す。 ◆ ピンポイントで知名度を模索し、ピンポイントで増やす。 ◆ 他市町での買い物が多いので、地元の商店にも考慮しながら、市内に大型商業施設を誘致し、市内での消費を増やす。 ◆ 地産地消を充実し、1次産業を振興する。 ◆ 沖で流してしまう流通していない魚を食用に開発し、介護施設や学校給食に利用する。 ◆ 働く場を増やすために、漁港での取扱い高を増やす。 ◆ ブルー・ツーリズムの一環として、体験漁業をし、獲れたものをお土産に渡しているが、評判が良いので拡大する。 ◆ 高齢化社会を見据えて介護施設を拡充する。 ◆ 国体、次はオリンピック、北茨城をインターネットで世界に発信し、インバウンド時代に合わせ、北茨城まで来るようにする。 ◆ 各業界でオンリーワンを集約し時代に沿った地域づくりを進める。 ◆ 子どもを産みやすい環境づくりを進める。
漁業等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 船の老朽化が問題となっているが、船が高く、借入ができるのが半分のため、船を購入できないので、購入できる仕組みを検討する。 ◆ 漁港の再活性化を進める。 ◆ 水揚げを増やす。 ◆ 体験乗船がよいので、修学旅行での利用や外国人の集客などのため、PRをもっとうまくやる。 ◆ 今までの漁業のイメージは悪いが、巻き網船の船室はホテル並みによく、給与も良いので、行政と協力して高校生などの若い人も含め、PRを積極的に進め、良い人材を入れ、人材の好循環を進める。 ◆ 市のホームページに漁業の紹介などを載せる。 ◆ 加工工場でも人が不足しているので、外国人を含めた多様な人材を求める必要がある。

まちづくりの方向性、協働できること、アイデア等	
まちの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 北茨城はこれだという焦点を絞った方がよく、北茨城を北関東のオアシスにする。 ◆ 最終的に住みたいと思えるまちとして誇りがもてるようにする。 ◆ 生活面では生活しやすく、不便がない、観光では、魅力的で行ってみたいくなるまちをつくる。 ◆ 若い人はテレビを見ないので、ユーチューブやSNSを活用したり、ユーチューバー特区をつくり、市のために活動すれば報酬を出すなどする。 ◆ 集まった人をどうもてなすかを考え、もてなしの心や北茨城の何がよいか教えることなどの教育を子どもたちにする。 ◆ 能力を持ったシニアをシニア人材バンクとして登録し、訪れた人に文化や芸術などを教える。 ◆ 工業団地は今後AIなどの普及で雇用は増えないので、個人事業主が働きやすい環境をつくり、ネットで仕事ができる時代なので、ネット環境を整備する。 ◆ 農水産業は、イメージが悪いので、カッコいい農水産業をビジネスとして構築し、ユーチューブなどを活用して発信し、働く人のイメージを変える。 ◆ 有名アスリートの輩出や食べ物で日本一になるなどして知名度をあげる。 ◆ 自然災害に備える。 ◆ 野口雨情を顕彰し、啓蒙を進める。 ◆ 国体後、施設やノウハウを活かし、全国大会などを開催できるように大会誘致の部署をつくる。 ◆ 趣味、スポーツをしている高齢者は元気なので、高齢者向けに健康になるためのイベントを開催する関連部署をつくる。 ◆ 活動に参加する子どもは、積極的な子どもが多いが、普通の子どもの行政に興味をもつように、高校生会をつくる。 ◆ 日ごろ表に出ない人が市に意見が言えるように、市民討議会を実施する。
産業等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 農業や漁業、林業その他のユーチューバーをつくる。 ◆ 温泉が多くあるのでまとめてネーミングを考える。



団体ヒアリング(医療・福祉)

第4章

社会動向の変化と 本市のまちづくりの課題

第1節 社会動向の変化

1. 少子高齢化・人口減少社会

平成27(2015)年国勢調査によると、我が国の総人口は約1億2,700万人で、現在は既に人口減少時代に突入しており、今後令和42(2060)年には1億人を下回り、令和47(2065)年には9,000万人を下回ると推計されています。(国立社会保障・人口問題研究所の平成29年4月推計。中位推計。)

また、少子高齢化の進行が著しく、令和47年には、年少人口が10.2%、生産年齢人口が51.4%、高齢者人口が38.4%になるものと推計されています。(国立社会保障・人口問題研究所の同推計。)

このような人口減少と少子高齢化は、労働人口の減少による経済の停滞、社会保障費の増加に伴う若年層の負担増、地域コミュニティ機能の低下などを招き、社会に対する閉塞感・不安感の増大につながるものとして危惧されています。

こうした人口構造の変化のもとでは、子育て支援のさらなる充実をはじめ、女性や高齢者の就業機会だけでなく、地域活動への参加機会の拡大など、少子高齢化・人口減少社会に的確に対応したまちづくりに取り組むことが必要です。

2. 市民との協働と行政経営

社会の成熟化や社会貢献意識の高まり等により、NPO・ボランティア・企業など社会貢献活動に取り組む団体が増加し、これまで「公」が担ってきた役割を多様な主体が担いつつあり、住民参画は拡大の傾向にあります。

今後はこのような住民参画の成長の動きを積極的に受け入れ、市民や企業などの社会貢献意識をさらに育むとともに、市民、地域やNPO・ボランティア団体等と協働したまちづくりを推進することが必要となります。

地方自治体の行政経営については、今後少子高齢化に伴う労働人口の減少、地域経済の縮小に伴う税収の減少などが懸念され、さらに社会保障費や公共施設の老朽化に伴う維持管理費などの経済負担が増大すると予想されます。

このような状況下において、地方自治体は自らの権限と責任のもとで、効率的な行政組織や体制の整備、地域の実情やニーズを踏まえたサービスの迅速かつ確かな提供など、社会環境の変化に対応した適切な行政経営を進めていくことが必要であり、地方自治体の独自性が求められています。

3. 健康で安心な生活

少子高齢化の進行は、地域の担い手が高齢化・減少することで、地域活力の低下が懸念されるため、安心して結婚・出産・子育てができる環境の充実をはじめ、高齢者が健康で安心して生活できるよう、効率的な保健・医療・福祉の連携に努める必要があります。

また、核家族化や若年層の単独世帯化、高齢者単独世帯や高齢者夫婦のみの世帯の増加など、地域を構成する市民やその家族形態が大きく多様化していることから、多様な家族形態に対応するため地域で支え助けあう保健・医療・福祉の充実が求められています。



4.教育・文化

人口移動における東京一極集中などの地域間格差が問題視され、また、ICT（情報通信技術）社会の進展などによりあらゆる場所でのグローバル化が進み、人間の生活圏も大きく広がっています。そうした中、ふるさとへの愛情を育むため、歴史や文化、自然など多様な地域資源をとおり、まちへの理解を深め、ふるさとを誇りに思う教育を推進することは極めて重要です。そこで、人を思いやる心や郷土を愛する心を培い、社会生活に適応できる「生きる力」を育てるため、学校、家庭、地域が連携を深め、より良い教育環境づくり、特色ある学校づくり、青少年の健全育成を進めていく必要があります。

また今後は、団塊の世代をはじめとして、元気な高齢者が地域で活躍する場が増えることが予想されるため、高齢者一人ひとりのニーズにあった生涯学習活動の充実を図るとともに、生涯学習活動をまちづくりに活かす仕組みの構築が必要です。

5.都市基盤

社会の発展、特にICT社会の進展により、生活の利便性の向上や生活様式の多様化が急速に進んでいます。その一方で、道路や橋梁、下水道、水道、公共施設といったインフラの老朽化が進んでいます。

今後は、ICTを活用した質の高い生活環境を実現していくとともに、老朽化したインフラの計画的な延命・更新を図り、災害に強く、利便性が高い、安心して暮らせる社会基盤づくりを進めていく必要があります。

6.生活環境・安全な生活

近年、地球温暖化や地球規模での異常気象の発生などの環境問題が深刻化し、また、我が国では東日本大震災に伴う原子力発電所の事故を踏まえ、エネルギー政策のさらなる検討が求められています。

市民一人ひとりの日常生活や企業活動は、地球環境・エネルギー問題に大きく影響していることから、地域それぞれのかげがえのない環境や限りある資源を次世代へ引き継いでいくために、国、地方自治体、市民、企業などがそれぞれの立場から責任ある行動を取り、廃棄物の適正な処理、循環型社会の形成、自然環境保全などに取組むことが求められています。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、自然災害に対する日常的な備えはもちろんのこと、災害発生時の迅速な初動体制の確立や被災者への支援など、人と人のつながりや地域コミュニティの重要性が改めて確認されたところです。

また、子どもや高齢者といった社会的弱者が巻き込まれる事件・事故の多発などがマスコミに大きく取り上げられるなど、安全・安心に対する関心が高まっています。今後は、行政の取組みだけでなく、地域で互いに助けあい、連携しながら、市民が主体となって自主的に安全・安心が確保されるまちづくりに取組むことが求められています。

7. 経済・産業

経済と産業を取り巻く環境では、規制緩和と貿易自由化の拡大により、経済のグローバル化が進展し、国際的な競争が激化するなど、国内でもこれまで以上に地域間・都市間競争が激しくなることが予想されるため、魅力あるまちとして、地域経済が地域特性を活かした活力のある成長・発展を続ける必要があります。

人口減少や少子高齢化の進行により経済規模（消費）の縮小や労働人口の減少が懸念される中、労働力の確保、後継者不足などへの対応が求められるため、女性の潜在的能力の活用など、企業と協力して働き方改革を推進し、誰もがいつでも活躍できる社会の実現に努める必要があります。

8. 持続可能な開発目標(SDGs)の実現に向けた取組み

持続可能な開発目標(SDGs)は、“持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済・社会・環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す”ものとして平成27(2015)年に国連で採択され、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

国においても「SDGs実施指針」を策定しており、その中で地方自治体が策定する各種計画等にSDGsの要素を最大限反映することを奨励しています。



1. 貧困をなくそう

あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



2. 飢餓をゼロに

飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する



3. すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



4. 質の高い教育をみんなに

すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



5. ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る



6. 安全な水とトイレを世界中に

すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する



7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに

すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



8. 働きがいも経済成長も

すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する



9. 産業と技術革新の基盤をつくろう

強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る



10. 人や国の不平等をなくそう

国内および国家間の格差を是正する



11. 住み続けられるまちづくりを
都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする



12. つくる責任 つかう責任
持続可能な消費と生産のパターンを確保する



13. 気候変動に具体的な対策を
気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る



14. 海の豊かさを守ろう
海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する



15. 陸の豊かさを守ろう
陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る



16. 平和と公正をすべての人に
持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する



17. パートナリシップで目標を達成しよう
持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

〔参考〕

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成13（2001）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、国としても積極的に取り組んでいます。

基本目標との関連

目標Ⅰ

市民が主役の持続可能なまちづくり



目標Ⅱ

誰もが元気で、みんなで支えあうまちづくり



目標Ⅲ

ふるさとを想う教育・文化のまちづくり



目標Ⅳ

安らぎと利便性が高いまちづくり



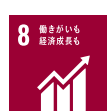
目標Ⅴ

人と地球にやさしい安全なまちづくり



目標Ⅵ

創意に満ちた活力あるまちづくり



(注)

国は、SDGsへの取組みが日本各地域における諸課題の解決に貢献し、地方創生を推進するものであるとしています。

総合計画で取組む方向性は、国際社会全体の目標であるSDGsとスケールは異なるものの、目指すべき方向性は同様であるにとらえ、総合計画の施策の推進を図ることで、SDGsの目標達成に資するものと考えます。

第2節 本市のまちづくりの主な課題

本市を取り巻く社会動向の変化や市民意向調査などの結果を踏まえ、今後5年間で、施策ごとに取組むべき主な課題を整理しました。

1.人口減少と少子高齢化への対応

人口減少、高齢化の進行に伴い地域コミュニティ機能の低下など将来の市民生活に対する不安感が広がっているため、市民が将来にわたって安心して暮らせる、人口減少社会に的確に対応したまちづくりに取組むとともに、誰もが住み続けたいと感じられるよう芸術によるまちづくりなど魅力あるまちづくりを推進する必要があります。

2.市民協働と効率的な行政運営の推進

人口減少・少子高齢化が進む中、将来に向けたまちづくりについて、行政だけでなく、市民一人ひとりが考えていくことが必要となるため、今後は、より一層市民と協働したまちづくりの重要性が高まっています。

本市では、全国平均や茨城県平均より少子高齢化が進行し、今後、市税収入の減少、社会保障関係費の増大など行財政に大きな影響が生じる可能性があるため、より効率的な行財政運営が求められます。

3.保健・福祉の充実

人口減少・少子高齢化が進む中、安心して結婚・出産・子育てができる環境を充実させ少子化対策に取組むとともに、高齢者をはじめ市民一人ひとりが健康で安心して生活できるよう効果的な保健・医療・福祉の連携に努める必要があります。

また、人口構造の変化に対応し、誰もがいつまでも健康で元気に生活できるよう市民のライフステージに合わせた健康づくりへの支援が重要となっています。

さらに、医療に対する不安を解消するため、市民病院を中心とした地域医療の充実に、より一層取組むことも重要となります。

4.教育の充実と生涯学習・スポーツの推進

ICT(情報通信技術)社会の進展などにより、様々な分野でグローバル化が進み、人々の生活圏も大きく広がっています。そのような中、郷土を誇りに思う教育を推進することは、人口減少対策だけでなく、魅力あるまちづくりを進めるにあたって極めて重要となるため、学校だけでなく家庭や地域が連携して、よりよい教育環境を形成し、本市の地域資源を活かした独自の教育を推進することが求められます。

また、今後は、子どもだけではなく団塊の世代をはじめとした高齢者まで、それぞれのライフステージにあった生涯学習環境の提供の必要性が高まることが予想されるため、市民のニーズに対応した生涯学習活動、文化芸術活動等を支援していく必要があります。

さらに、いきいき茨城ゆめ国体2019や2020東京オリンピック・パラリンピックによるスポーツ等への関心の高まりを契機とし、スポーツ・レクリエーション活動への参加を通じた市民の健康増進を推進することが重要となります。

5. 計画的な土地利用と都市基盤の充実

ずっと住み続けたいまちづくりを推進するため、本市の貴重な地域資源である自然環境と都市活動の調和を図りながら土地利用を進めることが求められます。

今後も、引き続き、誰もが快適で便利に暮らせる都市基盤の整備に努めるとともに、少子高齢化の進展に伴う人口構造の変化に対応したコンパクトシティの構築を検討する必要があります。

6. 環境の保全と生活環境の向上

地球温暖化問題や地球規模での異常気象などの環境問題が深刻化している中、自然環境や限りある資源を次世代へ引き継いでいくために、本市においても、行政、市民、企業などがそれぞれの立場で自然環境保全、循環型社会の形成などに取組むことが重要となります。

ごみ処理においては、一般廃棄物処理を担う清掃センターが老朽化していることから、今後も安定して廃棄物を処理できる体制整備が必要となっています。

東日本大震災や全国的な自然災害の発生を契機に、市民の防災意識が高まっていることから、災害に強い、安全・安心なまちづくりを進めることが求められます。

多様化・複雑化する犯罪が増加する中、市民の安全な日常生活を確保するため、市民一人ひとりの防犯・交通安全意識の高揚を図るとともに、犯罪抑止や交通事故の減少に努めることが重要となっています。

7. 地域産業の振興と地域活力の向上

農林水産業においては、後継者不足が深刻化し、本市における将来への農林水産業の持続が懸念されているため、担い手の育成を強化するとともに、農作物のブランド化などによる農林水産業の振興が求められます。

工業においては、茨城県開発公社と連携した企業誘致活動により、企業進出が図られていることから、雇用創出に向けて今後も企業誘致を推進することが求められます。

商業においても、経営者の高齢化・後継者不足などにより、事業の存続が懸念されているため、地元企業の経営・創業支援に努めるとともに、商品開発・販路開拓に取組み、地域の特性を活かした商業の振興が重要となっています。

観光においては、東日本大震災後激減していた観光客が回復傾向にあるものの、まだ、豊富な観光資源を十分活用しきれていないことから、観光プロモーションを充実させるとともに、SNSの活用など若い世代への発信方法の検討も必要となっています。



Ⅱ

基本構想

第1章 まちづくりの基本方針

第2章 計画の基本フレーム

第3章 施策の体系

第1章 まちづくりの基本方針

第1節 基本理念

本市を取り巻く社会動向の変化を的確にとらえ、市が抱えている諸課題に対応しながら、北茨城市の新しいまちづくりを進めるにあたり、基本理念を次のように定めます。

基本理念 1

みんなで考え、みんなで創るまちづくり

- 市民と行政が、それぞれの役割を認めあい、ともに知恵を出しあい、みんなで創るまちづくりを目指します。
- 子どもから高齢者まで、ここに住む市民を主体に考え、あらゆる分野で市民と行政との協働体制が構築されたまちを目指します。
- 市民が主役で、人と人とのつながりを大切に、支えあうまちを目指します。

基本理念 2

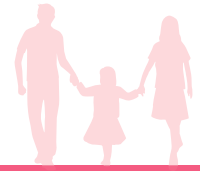
誰もが安心してずっと住み続けたいまちづくり

- 市民一人ひとりの想いを尊重しながら、誰もが「住み続けたい」、「住んでよかった」と実感できるまちを目指します。
- 本市の魅力を行政と市民で共有し、みんなで発信し、外からも「住みたい」と憧れるまちを目指します。
- 地域力やまちの魅力に磨きをかけ、誰もが生涯にわたり、安心して豊かに暮らせるまちを目指します。

基本理念 3


誰もが誇りと元気にあふれる活力あるまちづくり

- 本市の豊かで美しい自然資源、誇れる文化と歴史、地域に根ざした産業など魅力ある地域資源を最大限に活用し、市民誰もが誇りをもち、元気に暮らせるまちを目指します。
- 本市の地域資源と市民の地域力を活用し、地域特性に応じた産業振興を推進し、活力あるまちを目指します。
- 豊かな地域資源を本市の大切な宝として誇り、守り、育みながら、次世代へつなげていくまちを目指します。



第2節 将来都市像

本計画では、まちづくりの基本理念を踏まえ、北茨城市の将来都市像を次のように定めます。



誰もが住みたい 安らぎと活力にあふれるまち 北茨城

～すべての人が輝き、幸せを実感できるまちを目指して～



本市は、海の幸、山の幸に恵まれ、美しく、心地よいふるさとの風景に囲まれ、誇れる文化や歴史、地域に根ざした産業などの地域資源の恩恵を受けてきました。このような恩恵を受けながら、「安心快適 住みたいまち」の実現に向けて取り組み、市民が、「住みたいまち」、「住み続けたいまち」と実感しているところです。

しかしながら、人口減少や少子高齢化、産業構造の変化、価値観の多様化、環境問題など、本市を取り巻く社会動向は大きく変化しています。このような状況の中でも、市民が「ずっと住み続けたい」とさらに実感でき、すべての人が、豊かに、安心して、幸せを感じながら生活できるようにすることが重要となります。そのため、市民が自ら考え、新たな北茨城市を創造し、市民と行政が協力しあい、誰もが、「ずっと住み続けたい」まちを目指します。

このようなまちづくりを進めるため、本市の将来都市像を「誰もが住みたい 安らぎと活力にあふれるまち 北茨城 ～すべての人が輝き、幸せを実感できるまちを目指して～」とします。

第3節 基本目標

基本理念を踏まえ、将来都市像の実現に向けて、次の6つの基本目標を定めます。

基本目標 I

市民が主役の持続可能なまちづくり (市民参画・行財政運営)



- 市民が主役となり、市民と行政が互いの信頼のもと、協働のまちづくりを推進します。
- 協働のまちづくりのため、行政情報の発信を強化し、市民の意見の収集や市政への反映を充実させるとともに、協働の仕組みづくりや活動の主体となる地域コミュニティの活性化を推進します。
- 持続可能で、自立性の高いまちづくりを目指すため、効率的かつ戦略的な行財政運営を推進します。

基本目標 II

誰もが元気で、みんなで支えあう まちづくり(健康・医療・福祉)



- ライフステージに応じた市民の健康づくりに取り組むとともに、市民病院を中心とした地域医療体制の充実に努めます。
- 誰もが、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、地域で助けあえる地域福祉の充実に努めます。
- 若い世代が、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるとともに、地域全体で子育てを支える体制づくりを推進します。

基本目標 III

ふるさとを想う教育・文化のまちづくり (教育・文化)



- 明日を担う子どもたちが、確かな学力と豊かな心を身につけ、郷土を誇れるように、本市独自の教育に取り組むなど、教育環境の充実に努めます。
- 市民が生涯にわたり、心豊かに、はつらつと暮らせるように、生涯学習・スポーツ活動環境の充実に努めます。
- 本市の歴史や文化など、地域の特性を活かし、質の高い芸術や文化によるまちづくりを推進します。

基本
目標Ⅳ

安らぎと利便性が高いまちづくり (都市基盤)



- 本市の特性を活かし、安らぎがあり、暮らしやすい環境づくりのため、自然と調和した計画的な土地利用や都市計画を推進します。
- 誰もが快適で便利に暮らせるように、市民のニーズに対応した道路、交通、公園、上下水道などの都市基盤の整備を推進します。
- ICT(情報通信技術)の利便性を誰もが実感できるように、ICTを活用した市民サービスの向上に努めます。

基本
目標Ⅴ

人と地球にやさしい安全なまちづくり (自然環境・生活環境)



- 本市のかけがえのない自然環境を大切に、次代に継承していくため、身近な自然環境の保全を推進します。
- 地球環境対策のため、温室効果ガスの排出抑制に努めるなど、環境にやさしい社会を形成します。
- 快適な生活環境づくりのため、公害防止、廃棄物対策の強化に努めるとともに、環境美化の意識の高揚を推進します。
- 安全で安心して暮らせる環境づくりのため、消防・救急、地域防災、防犯などのより一層の充実に努めます。

基本
目標Ⅵ

創意に満ちた活力あるまちづくり (地域産業の振興)



- 産業振興を図るため、豊富な地域資源を活用し、イベントや地域ブランドの充実に努め、市内外への発信を強化します。
- 農林水産業の振興を図るため、地産地消、6次産業化などとともに、各種施策と連携した事業を推進します。
- 農山漁村の活性化を図るとともに、観光や商業と連携した新たな地域ビジネスの創出や魅力ある観光資源の開発を推進します。
- 地域の活力維持や将来の発展を支えるため、優良企業の誘致を進めるとともに、商業、工業、サービス業などの地元企業の支援に努めます。

第2章 計画の基本フレーム

第1節 将来人口の想定

国勢調査の人口推移をみると、本市の人口は、平成7（1995）年から減少傾向で推移しています。今後も人口減少や少子高齢化が進行すると予測され、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和12（2030）年の人口が35,296人まで減少すると予測されていますが、人口減少への対策を推進することにより、本計画の目標年次である令和11（2029）年の想定人口を38,500人とします。

なお、令和22（2040）年の将来人口目標については、「北茨城市人口ビジョン・創生総合戦略」策定時の目標を継承し、34,000人とします。

北茨城市人口ビジョンにおける将来人口推計

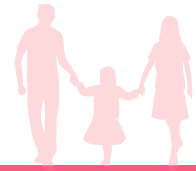
	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年
総人口	47,028	44,412	42,408	40,305	38,244	36,209	34,183
年少人口	5,931	4,924	4,570	4,248	4,075	4,000	3,939
生産年齢人口	29,007	25,811	23,523	21,365	19,546	18,138	16,669
高齢者人口	12,090	13,183	14,314	14,692	14,623	14,071	13,575

*平成22年～平成27年が実績値、令和2年～令和22年が推計値
(注)総人口は、年齢不詳も含むため、合計が一致しない場合があります。

参考：国立社会保障・人口問題研究所（平成30年3月推計）

	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年
総人口	47,028	44,412	41,508	38,454	35,296
年少人口	5,931	4,924	4,212	3,551	3,076
生産年齢人口	29,007	25,811	22,775	19,994	17,433
高齢者人口	12,090	13,183	14,521	14,909	14,787

*平成22年～平成27年が実績値、令和2年～令和12年が推計値
(注)総人口は、年齢不詳も含むため、合計が一致しない場合があります。



第2節 土地利用構想

1. 土地利用構想の基本方針

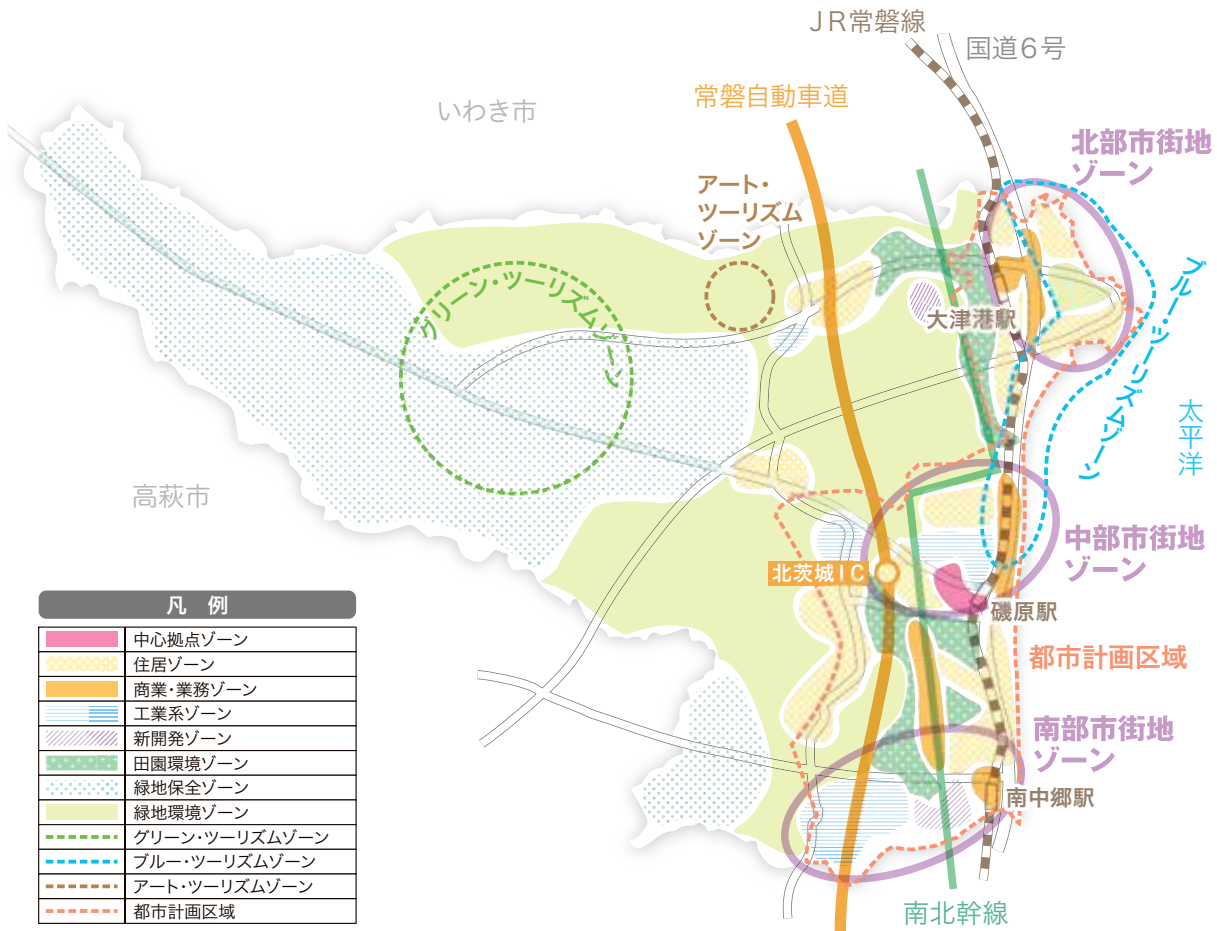
本市は豊かな自然環境に恵まれ、市域東側には、変化に富む五浦海岸をはじめ、二ツ島で知られる磯原海岸などが位置し、雄大な太平洋を望んでいます。平坦地は主要河川の大北川、花園川、里根川が流れる肥沃な田園地帯で、市域の西側は花園花貫県立自然公園に含まれる花園山や花園渓谷、大北渓谷等、緑豊かな山林で構成されています。

これらの地形的要因から、臨海部においてはJR常磐線、国道6号、常磐自動車道等の広域的な交通体系が整備されています。また、南北方向軸上にある3駅を中心に市街地の形成が図られるとともに、各地において積極的に工業団地が整備され、製造業を中心とする産業が集積するなど、市域東側で主に都市的土地利用が展開されています。

これらの土地や地形は、限られた資源であるとともに、地域社会の生活や生産の諸活動を支える基盤となるものです。

今後の土地利用にあたっては、地域特性に応じ、都市的土地利用と自然的土地利用の均衡を保ちつつ、これらの土地を有効に活用し、これまでの土地利用形成などに配慮しながら、次の6つの基本方針に沿って土地利用を推進します。

北茨城市土地利用構想図



① 長期的な視野に立った総合的・体系的土地利用

- おおよそ10年後の将来を見通した、長期的な視野に立った土地利用を推進します。
- 区域別の土地利用の方針を定め、総合的・体系的な土地利用を推進します。(拠点・ゾーン・軸の設定)

② 恵まれた自然環境の保護・保全を図り、次代に継承する土地利用

- 美しく変化に富んだ海岸・海浜、豊富な水と緑から生まれる肥沃な台地、ブナの原生林や造林によるまとまりのある森林など、本市の恵まれた自然環境を次代に継承します。
- 生態系の維持や水源かん養の観点から、保護すべき自然環境と林業など生産の場として、あるいは市民や来訪者のレクリエーション活動の場として、保全または活用すべき自然環境の明確化を図ります。

③ 地球環境と共生する持続可能な土地利用

- 南北方向の軸上に点在する市街地を囲むように、海浜ゾーン、農地・集落地からなる田園ゾーン、丘陵・山地ゾーンの豊かな自然環境が保全されているという共生型の土地利用構成を大切にされた地域づくりを進めます。
- 豊かな自然と伝統を破壊するような無秩序な乱開発を防ぐため、開発に際しては土地利用方針に基づき適正な配置となるよう努めます。

④ 地域の自然・歴史・文化と調和し、特性を活かした土地利用

- 地域の自然・歴史・文化との調和を考慮し、市街地内においては、住宅地、商業・業務地、工業・流通地、漁港地などを配置し、市街地周辺では田園・山間集落地を適切に配置するなど、地域の特性に応じた土地利用を図ることで、個性的で活力ある地域づくりを進めるとともに、安全で快適な生活環境の確保を目指します。

⑤ 住宅環境・産業環境の向上を図る土地利用

- 市街地においては、道路、公園、下水道などの整備による生活環境と産業環境の向上を図るとともに、市街地開発事業、地区計画などの導入により、良好な市街地の形成に努めます。
- 集落地の住環境、生産環境の保全と整備に努めます。

⑥ 産業振興に資する土地利用

- 農地については、生産基盤や自然資源として貴重なものであることから、優良農地を中心に積極的な保全を図ります。また、周辺の土地利用との調和を図りつつ、農地を単なる生産の場にとどめず、観光やレクリエーションの場としても積極的に活用します。
- 水産業の中核施設である漁港及び周辺地区の基盤整備など、産業振興に寄与する土地利用を推進します。
- 本市の発展につながる商業、業務、生産、研究開発等、新たな都市機能の誘導を図ります。

2. 区分別土地利用の方針

本市には、J R 常磐線の南中郷駅、磯原駅及び大津港駅を中心とした3つの市街地ゾーンが形成されています。

今後は、これらの市街地を含め、中心拠点ゾーン、住居ゾーン、商業・業務ゾーン、工業系ゾーンなどに区分し土地利用を図ります。

さらに、市街地間をネットワークする主要幹線道路の沿線については、適切な土地利用の誘導のもと一体的な市街地の整備を進めます。

① 中心拠点ゾーン

- 磯原駅を中心とする地区については、商業・業務、工業、住宅機能が集積していることから中心拠点ゾーンに位置づけ、一体的な市街地整備を進めるとともに、商業機能、行政機能、業務機能等のさらなる充実を図り、本市の中心市街地にふさわしい、にぎわいと魅力ある地域づくりを進めます。

② 住居ゾーン

- 都市計画区域内においては、計画的な市街化を推進するとともに、道路、公園、公共下水道などの基盤整備の充実に努め、良好な居住環境の形成を図ります。
- 大津港駅西地区及び南中郷駅周辺地区においては、新たな住居系市街地の配置を検討します。
- 都市計画区域外の住宅団地については、開発に際しての適切な指導などにより、ゆとりある居住環境の形成を誘導します。

③ 商業・業務ゾーン

- 大津港駅周辺、南中郷駅周辺及び各市街地に近接する国道6号沿線については、商業・業務ゾーンに位置づけ、商業・業務機能の充実と地域の特徴を活かした個性とにぎわいのあるまちなみの形成を図ります。
- 商業機能の集積が著しい中郷地区の新大北橋から中郷ニュータウンにかけての幹線道路沿いについては、地域全体での商業地の配置と需要との関係及び周辺農地への影響などに十分配慮しながら、適正な土地利用の規制、誘導に努めます。

④ 工業系ゾーン

- 磯原、中郷、上相田等の既存の工業団地、工業用地を工業系ゾーンに位置づけ、引き続き優良企業の誘致を図るとともに、立地特性や社会情勢の変化を見据え、機能更新などの環境整備を推進し、時代に対応した活力ある工業団地の形成に努めます。

⑤ 新開発ゾーン

- 南中郷駅西側においては、市勢発展に向けて広域的な動向を見極めながら、新市街地の形成を検討します。
- 市民病院周辺においては、広域的な動向を見極めながら、道路網等の整備状況を踏まえ、工業団地や住宅団地等の形成を検討します。
- 土地利用の転換にあたっては、良好な自然環境や景観特性などに考慮するとともに、既存の産業との共存に努めます。

⑥ 田園環境ゾーン

- 大北川、花園川、里根川等の沿岸周辺の田園及び集落については、田園環境ゾーンに位置づけます。
- 農地については、特色ある地域資源を活かした農業施策の展開を図り、休耕地や耕作放棄地を含めた農地の適切な利活用に努めるとともに、都市と農村の交流の場として活用を図ります。
- 主要幹線道路の沿線については、自然環境に配慮しつつ地域の活性化につながる適切な土地利用の誘導を進めます。
- ゾーン内の集落については、道路などの基盤整備を推進し、良好な田園環境の形成を図ります。

⑦ 緑地保全ゾーン

- 花園花貫県立自然公園区域と車緑地環境保全地域、下相田緑地環境保全地域及び西明寺自然環境保全地域は、緑地保全ゾーンに位置づけ、森林資源の育成、水源のかん養を図るなど、貴重な自然資源の保全に努めます。

⑧ 緑地環境ゾーン

- 緑地保全ゾーンと海岸部の市街地ゾーンに挟まれた市域中央部の森林地域及び五浦風致地区周辺を緑地環境ゾーンに位置づけ、自然環境との調和を図り、地域の活性化を推進します。
- 点在する集落地については、良好な集落環境の形成を図ります。

⑨ グリーン・ツーリズムゾーン

- 茜平総合交流施設と花園渓谷、花園オートキャンプ場、花園神社等、「緑」の観光・レクリエーション拠点をグリーン・ツーリズムゾーンに位置づけます。
- グリーン・ツーリズムは市全域を対象とし、各拠点との連携を強化しながら、都市住民が自然・文化・人々との交流を楽しむ場として提供するとともに、グリーン・ツーリズムの推進により地場産業の活性化を図ります。

⑩ ブルー・ツーリズムゾーン

- 古くから栄えてきた平潟漁港と大津漁港については、漁港地としての基盤整備と漁業振興を図るとともに、観光拠点として五浦地区、磯原海岸等、海に面した「青」の観光・レクリエーション拠点をブルー・ツーリズムゾーンに位置づけます。
- ブルー・ツーリズムは市全域を対象とし、各拠点との連携を強化しながら、歴史・文化・自然資源を活かした、広域的な交流拠点の形成を図ります。

⑪ アート・ツーリズムゾーン

- 廃校を活用し芸術活動、創作活動の場等として活用している生涯学習センターや古民家を改修したギャラリー・アトリエなど、芸術によるまちづくりの拠点をアート・ツーリズムゾーンに位置づけます。
- アート・ツーリズムは市全域を対象とし、芸術に派生する要素の一つでもある歴史・文化・自然資源を活かしながら、ブルー・ツーリズムやグリーン・ツーリズムとの連携を強化し、関係人口の創出に努めます。



第3章 施策の体系

基本目標		基本施策	
I	市民が主役の持続可能なまちづくり	1	市民協働・市民参加の推進
		2	人権の尊重
		3	都市交流の促進
		4	行財政の効率的運営
II	誰もが元気で、 みんなで支えあうまちづくり	1	健康・医療の充実
		2	地域福祉の充実
		3	社会保障の充実
III	ふるさとを想う 教育・文化のまちづくり	1	学校教育等の充実
		2	生涯学習社会の構築
IV	安らぎと利便性が高いまちづくり	1	土地利用
		2	都市基盤の充実
V	人と地球にやさしい 安全なまちづくり	1	環境保全・循環型社会の実現
		2	生活環境の向上
VI	創意に満ちた活力あるまちづくり	1	産業の振興
		2	労働環境の向上と消費者行政の推進

Ⅲ

基本計画

第1章 重点プロジェクト

第2章 分野別計画

第1章 重点プロジェクト

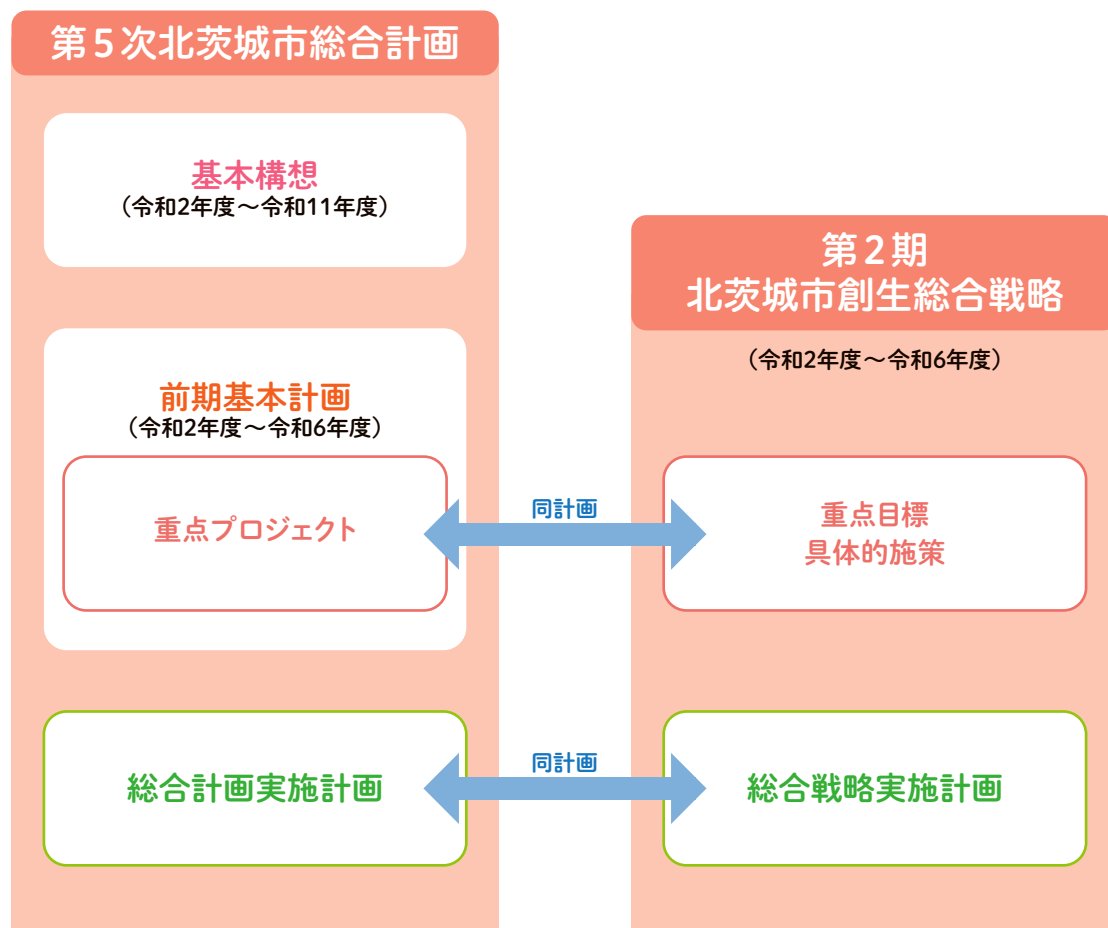
第1節 重点プロジェクトの位置づけ

基本計画は、基本構想に掲げる将来都市像やまちづくりの基本目標を実現するため、各施策の方向性や事業などを示すこととなります。

また、国において人口減少・少子高齢化の進展に対応するため、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が成立。さらに同年12月には、平成27年度から令和元年度までの5か年の施策をまとめた第1期の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。

国のこうした動向を踏まえ、本市では、平成28年2月に「北茨城市人口ビジョン・創生総合戦略」を策定し、人口減少・少子高齢化の課題に取り組んできたところです。

令和元年6月に国が示した「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」において、第1期の創生総合戦略の基本目標を維持しながらも、新たな視点を加えた、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に係る方向性が示されました。地方自治体においても、国の総合戦略を勘案し、切れ目のない地方創生への取組みが求められ、本市においても引き続き人口減少・少子高齢化を重要な課題と考え、「第2期北茨城市創生総合戦略」を策定することとし、その策定にあたっては、前創生総合戦略に掲げた基本目標を引き継ぐ重点目標・具体的施策を前期基本計画の重点プロジェクトとして位置づけました。





第2節 重点プロジェクトの展開 (第2期北茨城市創生総合戦略)

本市は、全国的な傾向と同様に、人口減少が進むとともに、平成27年の国勢調査で高齢化率が30.0%と、全国平均26.6%を上回るなど少子高齢化が進行しています。

そのような中、市民と協働して、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくため、4つの重点目標と具体的施策からなる重点プロジェクトを推進し、人口・経済・地域社会の課題に取り組むこととします。

重点目標	具体的施策
I 安定した雇用を創出する	<ol style="list-style-type: none"> 1 企業誘致等の推進 2 中小企業の競争力強化 3 農林水産業の振興
II 新しい人の流れをつくる	<ol style="list-style-type: none"> 1 観光の振興 2 移住・定住の促進 3 芸術によるまちづくり(関係人口の創出)
III 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえとともに、誰もが活躍できる地域社会をつくる	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育・保育施設の充実 2 子育て環境の整備 3 給食費の無償化 4 男女共同参画意識の啓発 5 地域包括ケアシステムの強化 6 生涯学習の推進
IV 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、他の地域と連携する	<ol style="list-style-type: none"> 1 マイナンバーカードの普及推進 2 地域公共交通の充実 3 健康都市づくりの推進 4 一般廃棄物処理の広域化

重点目標Ⅰ 安定した雇用を創出する

基本的な方向

- 産業振興を図るため、企業誘致や新分野の進出・新規創業を支援するとともに、地域産業を支える中小企業の商品開発や販路開拓等を支援します。また、中小企業における人材確保のため、高校卒業者などの地元への就職を推進します。
- 農林水産業については、地域資源を活かし、農林水産物のブランド化、6次産業化を図ります。また、農林水産業と観光業等の連携を通じた産業振興に努めます。

成果目標

項目	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
南中郷工業団地の分譲率	92.3% ▶▶	100%
新規就農総合支援事業対象人数(年当たり)	2人 ▶▶	2人

具体的施策と目標指標

① 企業誘致等の推進

企業誘致や、既に進出している企業の増設等への財政支援を行うことで産業の活性化を図り、雇用を創出します。

▶目標指標

項目	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
誘致・増設企業数(年当たり)	2企業 ▶▶	2企業

② 中小企業の競争力強化

中小企業に対し商品開発や販路開拓を支援するとともに、市商工会と連携し経営講習会の開催や創業に向けた知識を身につけるための創業スクールの開設などを行います。また、高校生などの地元企業への就職を推進するため、市商工会・ハローワーク高萩と連携した取組みを推進します。

▶目標指標

項目	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
商品開発・販路開拓等支援補助件数(年当たり)	2件 ▶▶	3件
創業・第二創業スクール受講者数(年当たり)	4人 ▶▶	6人
高校生就職面接会開催数(年当たり)	2回 ▶▶	2回

③ 農林水産業の振興

農林水産業従事者の高齢化に対応するため、雇用の場の創出・技術継承機会の確保や就業支援を行うとともに、国の支援策が集中する認定農業者の増加を図ります。また、遊休農地等の拡大を防ぐため、飼料米等への転作に対する助成を引き続き行います。

▶目標指標

項目	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
認定農業者数	42人 ▶▶	47人
飼料作物等の生産面積	265 ha ▶▶	265 ha

重点目標Ⅱ 新しい人の流れをつくる

基本的な方向

- 新たな地域資源の発掘などにより、観光資源に磨きをかけ、ブランドの再構築を図り、魅力ある観光地域づくりを推進します。
- 移住や二地域居住の希望者の視点に立ち、情報提供や移住に興味をもてる魅力あるまちづくりに取り組みます。また、地域外にあって、特定の地域への継続的な関心と交流を通じ、様々な形で地域と係わりあいをもつ「関係人口」の創出に努めます。
- 生涯学習センター分館「期待場」を拠点に、本市が有する芸術的な風土・資源を活かした「芸術によるまちづくり」を推進します。

成果目標

項目	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
市町村間人口移動数(人口社会減数)	△215人 (平成27～30年度平均)	△150人 (令和2～6年度平均)

具体的施策と目標指標

① 観光の振興

地域の個性を活かした魅力ある観光地域づくりを推進するため、既存の観光資源をさらに充実させるとともに、今までにない新しい観光資源を発掘し、魅力あふれる観光商品の提供に努めます。また、本市の各種観光情報を発信する観光協会ホームページの内容の充実を図り、発信力の強化に努めます。

▶目標指標

項目	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
新たな観光資源の発掘(平成27年度以降)	2個	5個
観光協会ホームページアクセス数	633,586件	700,000件

② 移住・定住の促進

住居等の生活面や求人等に必要となる情報を一括して提供できる体制(移住コンシェルジュ)の充実に取組むとともに、今後増加することが予想される空き家を活用した移住促進に努めます。また、全国移住ナビを活用した情報発信などを引き続き行うとともに、移住交流セミナーやツアーなどの実施により、本市の魅力を発信します。

▶目標指標

項目	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
移住コンシェルジュ相談件数(年当たり)	28件	35件
空き家バンク登録件数(累計)	39件	100件
空き家バンク契約成立件数(累計)	20件	50件
移住セミナー参加者数(年当たり)	32人	40人
移住・交流ツアー参加者数(年当たり)	20人	20人

③ 芸術によるまちづくり(関係人口の創出)

芸術によるまちづくりを推進し、新たな関係人口の創出に努めるとともに、芸術活動をしている方の滞在製作や二地域居住の促進を図ります。

また、芸術を活用した地域づくりを推進し、高齢化が進む地域の再生・活性化を図ります。

▶目標指標

項目	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
生涯学習センター分館「期待場」アトリエ入居率	60% ▶▶	100%
生涯学習センター分館「期待場」ギャラリー入館者数(年当たり)	7,244人 ▶▶	8,000人

重点目標Ⅲ

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるとともに、誰もが活躍できる地域社会をつくる

基本的な方向

- 結婚・妊娠・出産・子育てについて、切れ目のない支援を行い、子どもを安心して産み育てられる環境を整備します。
- 女性の活躍等の観点から、男性の家事・育児への参画などの啓発を行い「ワーク・ライフ・バランス」の実現を目指します。
- 誰もが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしが続けられるよう、医療・介護・予防・生活支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの充実に努めます。
- 団塊の世代をはじめ、元気な高齢者が地域で活躍する場が増えることが予想されるため、高齢者を含めた市民の生涯学習活動の場の充実に努めます。

成果目標

項目	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
合計特殊出生率	1.42 ▶▶	1.57

具体的施策と目標指標

① 教育・保育施設の充実

就労する女性の増加に伴い、仕事と子育ての両立ができるよう、教育・保育施設の利用定員の確保を図ります。

▶目標指標

項目	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
待機児童数(0歳児)	0人 ▶▶	0人を維持

② 子育て環境の整備

子育て世代や子どもの安心感、子育てに対する不安感の解消を図るため、地域子育て支援拠点施設の充実を図るとともに、女性が働きながら安心して子育てできる環境の整備を推進します。

▶ 目標指標

項目	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
放課後児童クラブ定員数	374人 ▶▶	500人
病後児保育事業利用者数(延べ)	76人 ▶▶	132人

③ 給食費の無償化

子育て世代の経済的負担を軽減するため、小・中学校給食費無償化を段階的かつ計画的に進めます。

▶ 目標指標

項目	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
給食費無償化(達成率)	- ▶▶	100%

④ 男女共同参画意識の啓発

男女共同参画意識や男性の家事・育児への参画などの啓発を行います。

▶ 目標指標

項目	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
男女共同参画講座・研修会開催数(年当たり)	2回 ▶▶	5回

⑤ 地域包括ケアシステムの強化

元気ステーションを中核とし、医療・介護・予防の連携を図ることで、地域包括ケアシステムのさらなる強化を図り、すべての人が健康で生き生きと暮らせるよう、疾病・介護予防や健康増進に向けた取組みを推進します。

▶ 目標指標

項目	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
元気ステーション相談件数(年当たり)	1,482件 ▶▶	1,600件

⑥ 生涯学習の推進

生涯学習センターを拠点とし、地域に根ざした生涯学習活動や市民の自主的な活動を支援します。

▶ 目標指標

項目	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
生涯学習センター「とれふる」利用者数(年当たり)	9,338人 ▶▶	11,600人

重点目標Ⅳ

時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、他の地域と連携する

基本的な方向

- ICT（情報通信技術）が急速に進展し、今後もICTの高度化が進むと予想されるため、市民の誰もがICTの利便性を実感できる環境づくりに努めます。
- 地域公共交通については、高齢化により運転免許を返納する市民が増加するなど、さらなる対応が求められるため、地域公共交通の利便性向上等に努めます。
- いきいき茨城ゆめ国体の開催などを契機に、市民のスポーツ・レクリエーション活動を充実させ、スポーツを通じた健康増進を推進します。
- 人口減少に対応した行政運営が求められる中、一般廃棄物処理施設の整備について、高萩市と共同で施設整備事業を行います。

成果目標

項目	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
北茨城市に住み続けたいと感じる市民の割合	85.2% ▶▶	90.0%

具体的施策と目標指標

① マイナンバーカードの普及推進

安全・安心で利便性の高いデジタル社会を実現するため、マイナンバーカードの普及を推進します。また、マイナンバーカードの利便性向上・利活用シーンの拡大に努めます。

▶目標指標

項目	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
マイナンバーカードの交付率	11.8% ▶▶	100%
コンビニエンスストアにおける証明書等の自動発行(コンビニ交付)の実施	- ▶▶	実施

② 地域公共交通の充実

「地域公共交通会議」などを通じて、市巡回バスや地域交通利用券(タクシー券)助成事業など地域公共交通のあり方について、継続的に検討します。

▶目標指標

項目	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
市巡回バス利用者数(年間延べ人数)	70,632人 ▶▶	71,200人
地域交通利用券(タクシー券)助成事業登録者数	2,747人 ▶▶	2,800人

③ 健康都市づくりの推進

身近な場所で気軽にスポーツができる環境を整備し、子どもから高齢者までが参加できるスポーツ教室やニュースポーツを取り入れた事業を開催するとともに、市民がスポーツに参加する機会を提供し、スポーツを通じた健康増進を推進します。

▶ 目標指標

項目	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
スポーツ大会の参加者数(実人数)(年当たり)	5,250人	▶▶▶ 6,800人

④ 一般廃棄物処理の広域化

老朽化している清掃センターの更新について、高萩市との共同で、新ごみ処理施設の整備を行い、処理業務を両市共同で行います。

▶ 目標指標

項目	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
新ごみ処理施設整備	-	▶▶▶ 設置

第2章 分野別計画

基本目標Ⅰ 市民が主役の持続可能なまちづくり

基本目標Ⅱ 誰もが元気で、
みんなで支えあうまちづくり

基本目標Ⅲ ふるさとを想う
教育・文化のまちづくり

基本目標Ⅳ 安らぎと利便性が高いまちづくり

基本目標Ⅴ 人と地球にやさしい
安全なまちづくり

基本目標Ⅵ 創意に満ちた活力あるまちづくり

基本目標 I

市民が主役の 持続可能なまちづくり

基本施策	個別施策
1 市民協働・市民参加の推進	1 広報・広聴体制の充実 2 情報公開・個人情報保護の推進 3 コミュニティ活動の推進 4 市民協働・市民活動の支援、促進
2 人権の尊重	1 人権の尊重 2 男女共同参画社会の推進
3 都市交流の促進	1 国際交流・国際化への対応 2 都市交流・市民交流の促進
4 行財政の効率的運営	1 効率的な行政運営の推進 2 財政基盤の確立 3 地方分権化への対応

個別施策 1

広報・広聴体制の充実

現状と課題

基本目標である「市民が主役の持続可能なまちづくり」の実現に向けて、市民参加の行政展開が求められており、パブリックコメント制度などを活用して、施策立案の初期段階から市民と行政が情報を共有し、役割分担を明確にしながらかちづくりのための協働関係を築いていくことが重要となっています。

また、市民の価値観の多様化や社会環境が変化していく中で、行政に対する市民ニーズは多岐にわたっていることから、各種要望も含めた市民の意見やニーズを的確に把握し、市民の声を活かした行政運営を推進することも必要となっています。

市民への情報提供体制の充実を図るため、広報紙の紙面づくりの工夫やホームページのリニューアル、防災行政無線の整備と放送内容の音声自動応答サービスを行うとともに、メールによる不審者情報や災害情報などの緊急情報の提供に努めていますが、市民アンケートによると、「広報きたいばらきを見ている人の割合」は、平成26年調査の83.1%に対し平成30年調査では83.2%と前回同様高水準となっている一方、ホームページアクセス件数は、平成25年度の404,000件から平成30年度は390,136件に減少しており、防災メールサービスの登録数も、9,000人の登録を目指していましたが、実際には4,554人の登録にとどまっています。

基本方針

- 市民協働のまちづくりの推進には、行政情報や市民サービスを的確に周知広報する必要があるため、広報紙及びホームページの充実を図ることで、市政全般の情報を積極的に提供します。
- 広聴活動については、市民と行政との相互理解を深め、市民協働のまちづくりを実現するため、様々な機会を通じて市民のニーズを的確に把握するとともに、気軽に意見を述べられる環境づくりを推進します。

具体的施策

1 広報紙の充実

担当課:まちづくり協働課

方向性

- 親しみやすくわかりやすい広報紙をつくるため、読みやすい大きさの活字の使用や平易な語句を用いるなど、紙面づくりの工夫に努めます。また、「点字・声の広報」を引き続き実施します。
- 「広報きたいばらき」や「お知らせ北茨城」が市民に有効に活用されるように、内容の充実に努めるとともに、市民が知るべき市政情報を的確かつ迅速に伝えます。
- より多くの方に読んでいただけるように、引き続き市の出先機関やスーパーマーケット、コンビニエンスストア、医療機関などに広報紙を配置します。

指標

指標名

実績値(平成30年度)

目標値(令和6年度)

「広報きたいばらき」を見ている市民の割合(市民アンケート)

83.2 % ▶▶

87.0 %

2 ホームページの充実…………… 担当課:まちづくり協働課

方向性

- 誰もが見やすく、わかりやすいホームページになるように定期的によりリニューアルを行います。
- 緊急情報など、情報提供に対する市民ニーズを的確にとらえながら、迅速で正確な情報の提供ができるように柔軟に内容の見直しを進めます。
- 広範囲における利活用を想定し、本市の観光情報やイベント情報などの充実を図ります。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
ホームページアクセス件数(年当たり)	390,136件	440,000件

3 市民への多様な情報提供の充実…………… 担当課:まちづくり協働課・総務課・企画政策課

方向性

- 本市のPR、イメージの向上、地域振興を目指し、市内外に向けて情報などを発信・提供するため、ホームページ、きたいばナビ、ツイッターの利用促進とともに、それ以外の情報発信ツールの活用を検討します。
- 登録が伸び悩んでいる防災メールサービスについては、広報紙の余白などに登録手続きを案内するQRコードを掲載し、登録を呼びかけます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
ツイッターのフォロワー数	2,658人	4,000人
「きたいばナビ」登録者数	1,713人	2,500人
防災メール登録者数	4,554人	9,000人

4 広聴活動の充実…………… 担当課:まちづくり協働課

方向性

- 市民が気軽に意見を述べられるように、「私の提案」、「市長へのファックス」、「電子メール」を引き続き実施するなど、市政に対する要望や市民意識を的確に把握できるように広聴業務の充実に努めます。
- 市民と市長・行政との対話の場を積極的に設けるとともに、各種団体の代表者や有識者による懇談会を開催するなど、様々な意見聴取に取組み、問題意識の共有化に努めます。
- 弁護士による法律相談、人権擁護委員による人権相談、行政相談員による行政相談ほか、各種市民相談の充実に努めます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
「私の提案」受付件数(年当たり)	59件	100件
市民と市長・行政との対話の場の提供(延べ参加者数)	-	1,050人



きたいばナビ



広報きたいばらき

Ⅲ

個別施策 2

情報公開・個人情報保護の推進

現状と課題

より多くの市民が、主体的に参画するまちづくりを推進するためには、積極的な情報公開と個人情報の保護が必要であり、本市では、「北茨城市情報公開条例」、「北茨城市個人情報保護条例」に基づき、個人情報保護に配慮した行政情報の公開を進めています。一方で、個人情報の収集・利用等の取扱いは、ICT（情報通信技術）の発展等により大きな変化があり得るものであるため、このような変化や国際的な個人情報保護制度の動向等に応じて本市の基本方針と保護措置について見直す必要があります。

また、「便利な暮らし、より良い社会」を目指し、社会保障・税番号（マイナンバー）制度が導入されたことにより、国と地方公共団体などの情報のやり取りが確実・迅速になりましたが、近年、自治体及び企業において個人情報を流出する事故が目立つため、本市においても個人情報の取扱いについては、細心の注意を払い取組んでいく必要があります。

基本方針

- 行政の透明性と公平性を確保するため、積極的な情報公開を推進し、市民に対して市の施策などを説明する責務を果たすとともに、市民との情報共有により、市民の意見をまちづくりに活かした開かれた市政を目指します。
- 慎重に取扱われるべきである個人情報の重要性を十分認識し、適切な管理に努めます。
- 社会保障・税番号（マイナンバー）制度の運用について、より一層特定個人情報の取扱いに注意を払います。

具体的施策

1 行政情報公開の推進 担当課：総務課

方向性

- 市民への説明責任を果たすとともに、市民の知る権利を保障するため、個人情報の保護に配慮しながら情報公開条例に基づき、的確に行政情報を公開します。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
広報紙記事(情報公開制度について)掲載数(年当たり)	1回	1回

2 個人情報保護の推進 担当課：企画政策課

方向性

- 職員の個人情報保護やネットワークセキュリティに対する意識の向上に努めます。
- ネットワークセキュリティの一層の強化を図ります。
- 社会保障・税番号（マイナンバー）制度を運用する上で、特定個人情報の取扱いに細心の注意を払います。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
庁内ネットワークセキュリティ研修回数(年当たり)	1回	2回

個別施策3

コミュニティ活動の推進

現状と課題

少子高齢化の進展や人口の減少、ライフスタイルの変化などに伴い、地域社会への関わりや人間関係の希薄化が進み、地域の連帯感・郷土意識の低下が顕在化しています。特に中山間地の集落などにおいては、人口の減少や高齢化が一層進行し、従来のコミュニティ活動を続けることが困難になりつつあるなど深刻な課題となっています。

一方で、東日本大震災を契機として、人と人とのふれあいや結びつき、仲間づくりなど、豊かな人間関係に支えられたまちづくりの重要性が再認識されています。

今後は、市民一人ひとりが、地域社会における課題に対して、主体的に取り組んでいくための意識改革や、リーダーなどの人材の育成・確保に努めていく必要があることから、「北茨城市市民協働指針」に基づき、市民が主体的に地域づくりに参画する体制を整備することが必要となっています。

基本方針

- 市民相互の交流や連帯意識づくりなど、市民による様々な地域コミュニティ活動を促進するため、「北茨城市市民協働指針」に基づき、情報の提供、交流の機会や場の充実に努めます。
- リーダーの育成や人材の資質向上、自主的かつ自立的に運営できるコミュニティ活動に対する支援に努めます。
- 活動の拠点となるコミュニティ施設の維持・支援に努めます。

関連計画

計画名

北茨城市市民協働指針

平成27年3月策定

具体的施策

1 コミュニティ活動の支援・育成 担当課:まちづくり協働課

方向性

- 市民や市内に立地する企業、各種団体など、様々な主体が協働し、ともに支えあうことにより、自分たちの住む地域を活性化させます。
- 地域コミュニティ連絡会の設置を検討し、活動団体の連絡体制の構築に努めます。
- コミュニティ活動の活性化を図るため、リーダーの育成や人材の資質向上に取り組めます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
地域コミュニティ連絡会の設置	—	設置

2 コミュニティ施設の整備・活用 担当課:まちづくり協働課・生涯学習課

方向性

- 地域のコミュニティ活動の拠点となる集会施設については、引き続き地域住民による自主的な管理運営の促進を図るとともに、その維持管理について支援を行います。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
地区の集会施設の整備についての満足度(市民アンケート)	48.1%	55.0%

個別施策 4

市民協働・市民活動の支援、促進

現状と課題

平成26年3月に策定した「北茨城市市民協働指針」においては、まちづくりのあらゆる分野において、行政と市民が対等平等な立場で、互いの立場を尊重しあい、協働しながらまちづくりに取り組んでいく方向性を示しました。一方、市民アンケートによると、「市民協働によるまちづくりを望む市民の割合」は、平成30年調査において69.9%と高い割合を示していますが、目標としていた80%には届きませんでした。今後は、市民協働のまちづくりを進めるために、市民のまちづくりへの参画意識の一層の向上を図るとともに、市民が自らのまちづくりについて主体的に考え自由に参加できる機会を確保していくことが重要となっています。

道路里親制度の登録団体数については、順調に増加していますが、各里親団体の構成員の高齢化も顕著になってきており、世代交代による新規加入の促進等、今後の課題は多くなっています。また、その他の市民活動を支援するための施策も求められています。

本市においては、福祉、環境、教育など様々な分野でボランティア団体が活動しており、今後は、これらのボランティア活動のネットワーク化を図り、広く市民に周知するとともに、交流や連携のための拠点整備を進めていく必要があります。

基本方針

- 市民と行政が一体となった市民協働のまちづくりを進めるため、「北茨城市市民協働指針」に基づく取組みを推進します。
- NPO法人など市民の自主的活動を育成・支援するとともに、ボランティア意識の普及・啓発、市全体の市民活動ネットワークの構築を図ります。
- 市民活動の交流・連携、拠点の形成など積極的な支援に努めます。
- 市民との協働によるまちづくりを進めるにあたり、道路里親制度の内容を周知するため市ホームページ等に掲載し、PR活動を行います。



道路里親の活動

関連計画

計画名 北茨城市市民協働指針

平成27年3月策定

具体的施策

1 まちづくりの課題・情報の共有 担当課:まちづくり協働課

方向性

- 「北茨城市市民協働指針」の考え方や方向性について啓発活動に努めます。
- 広報紙やホームページなど情報発信機能の充実により、市政情報やまちづくりの課題について積極的な情報提供に努めます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
市の行政情報の公開・発信に対する満足度(市民アンケート)	56.4 % ▶▶	62.0 %
市民協働によるまちづくりを望む市民の割合(市民アンケート)	69.9 % ▶▶	80.0 %

2 市民参画機会の拡大と人材育成 担当課:まちづくり協働課・建設課

方向性

- 市民のまちづくり活動への参加促進を図るため、若い世代を含め誰もが参加しやすい体制を整備するとともに、市民協働のまちづくりについて意識の醸成に努めます。
- 市民協働のまちづくり活動のひとつである道路里親制度を推進します。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
道路里親団体数	35 団体 ▶▶	47 団体

3 市民活動団体の支援と交流・連携の促進 担当課:まちづくり協働課

方向性

- 市民活動団体のネットワーク化の推進に努めます。
- 市内外で活躍する市民団体の活動状況を広く市民に広報するため、様々な媒体を活用し情報提供を行います。
- 市民活動の連携・交流の場、または市民の活動拠点として「(仮称)市民活動サポートセンター」の設置について検討します。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
「(仮称)市民活動サポートセンター」の設置	- ▶▶	設置

4 協働のまちづくりの実践 担当課:まちづくり協働課

方向性

- 市民活動をハード面から支援するため、活動に必要な備品貸出制度の創設や市民活動保険の加入促進を図る「市民活動支援事業」について検討します。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
備品貸出制度の創設	- ▶▶	創設

個別施策 1

人権の尊重

現状と課題

人権は、誰もが生まれながらにもっている、自分らしく幸せに生きる権利であり、我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する「日本国憲法」のもとで、人権に関する様々な施策が講じられてきました。しかし、今日においても、依然として生命・身体の安全にかかわる事象が起きたり、女性・子ども・高齢者・障害者などに対する人権侵害があると感じている人がいます。また、近年では犯罪被害者及びその家族の人権問題に対する社会的関心が高まっているほか、インターネット上における差別的情報の掲示など新たな人権問題も生じています。このような社会状況の中、本市においては水戸地方法務局日立支局と連携し、人権に対する擁護思想の普及啓発に努めるとともに、本市人権擁護委員の様々な活動を支援しています。

市民アンケートによると、「差別のない社会づくりに対する満足度」は平成26年調査の42.5%から平成30年調査には49.8%へと上昇していますが、今後も人権侵害行為などに対する相談や救済方法についてさらなる啓発を図る必要があります。

学校教育や生涯学習など、あらゆる機会をとおして、差別のない社会づくりに積極的に取り組む必要があります。

子どもの人権侵害については、いじめ、体罰、不登校、児童虐待などが大きな社会問題となっていることから、本市においても、関係機関との連携を図りながら、子どもの人権を尊重する地域づくりが求められています。



人権啓発街頭キャンペーン

基本方針

- すべての市民の人権が尊重され、差別や偏見のない平等で明るい地域社会を実現するため、国、県、関係団体との連携のもと人権啓発キャンペーンなどによる効果的な人権啓発活動を推進します。
- 学校教育や生涯学習など、あらゆる機会をとおして人権教育を推進し、人権擁護に対する正しい理解と認識の醸成を図るとともに、人権擁護委員、更生保護女性会や保護司会の活動を支援するなど、計画的な人材の育成に努めます。
- 子どもたち一人ひとりの権利を尊重する意識を醸成するため、子どもの権利に関する広報の充実を図るとともに、関係機関と連携し、子どもの人権侵害に対応していきます。

具体的施策

1 人権啓発の推進・人権相談の充実……………担当課:まちづくり協働課・生涯学習課・社会福祉課

方向性

- 広く市民の人権啓発を推進するため、人権啓発街頭キャンペーンを実施します。
- 更生保護女性会と保護司会の役割が大きいため、引き続き活動に対する支援を行います。
- 生涯学習については、幼児から高齢者まで、それぞれのライフサイクルにおける多様な教育活動の展開を通じて、人権尊重の意識を高める学習会や研修会を実施します。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
人権啓発街頭キャンペーン実施回数 (年当たり)	1回 ▶▶	1回

2 人権擁護の推進……………担当課:まちづくり協働課・生涯学習課・子育て支援課

方向性

- 子どもや高齢者の人権、女性や障害者に対する差別など多岐にわたる人権侵害問題について人権擁護委員との連携のもと、問題の把握に努めるとともに、相談・指導體制の充実を図り、人権擁護を推進します。
- 家庭、学校、地域において子どもの人権を尊重するとともに、未来を担う子どもたちの健全な育成に努めます。
- いじめをはじめとする子どもの人権に関する様々な問題に対処するため、家庭児童相談員による相談・指導を実施するとともに、小・中学校等において人権教室を開催するなど、子どもの権利に関する啓発を推進します。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
小・中学校等での人権教室開催数 (年当たり)	5.7回 (平成27～30年度平均) ▶▶	6回



人権教室

Ⅲ

個別施策 2

男女共同参画社会の推進

現状と課題

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かちあい、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」を実現していくことは、地域活力の創造や協働のまちづくりを発展させていく上でも大変重要な課題となっています。

また、社会のあらゆる分野において、女性の参画が求められており、働きたい女性が仕事と子育て等の両立ができるよう支援する必要があります。

基本方針

- 男女が互いにその人権を尊重しながら個性と能力を十分に発揮し、誰もが自分らしく生き生きと暮らすことができる社会環境づくりを目指すため、男女共同参画意識の醸成や地域社会における男女共同参画の推進、仕事と家庭の両立支援などを図ります。
- DV（ドメスティックバイオレンス）に関する相談体制の充実など、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組みを推進します。
- 男女平等の教育を推進し、男女共同参画の実現に向けた取組みを推進します。

関連計画

計画名

第3次きたいばらき男女共同参画プラン

平成30年度～令和4年度

具体的施策

1 男女平等の意識づくり 担当課：まちづくり協働課・生涯学習課・社会福祉課

方向性

- 男女平等意識の醸成を図るため、研修会等の開催やパンフレットの配布による意識の啓発に努めるとともに、一般の市民を対象とした研修会の開催に努めます。
- 生涯学習等においても、男女平等の教育に積極的に取り組めます。
- DV（ドメスティックバイオレンス）について、被害者対応（相談を含む）だけでなく、人権を著しく侵害する問題であることを周知・徹底します。

指標

指標名

講座・研修会開催数(年当たり)

実績値(平成30年度)

2回 ▶▶

目標値(令和6年度)

5回

2 男女共同参画の社会づくり 担当課:まちづくり協働課・人事課

方向性

- 男女がともにもてる能力を発揮し、地域の社会活動への自発的・主体的な参画を促進するため、「いきいきステップアップ講座」などにより地域、団体等への意識啓発及び活動への支援を図ります。
- 政策・方針決定過程への女性の参画を進めるためには女性のエンパワーメントが不可欠であり、女性リーダーの育成や委員会、審議会などへの女性委員の登用を積極的に進めます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
委員会・審議会などにおける女性委員の参画状況	24.5 % ▶▶	30.0 %

3 仕事と家庭の両立への環境づくり 担当課:まちづくり協働課・商工観光課

方向性

- 仕事と生活の調和(ワークライフバランス)を実現するため、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、家庭や地域生活などにおいてもバランスのとれた生活を送ることができるよう女性連盟など関係団体と協力し、啓発活動を行います。
- 企業に対し、労働諸法令を積極的に周知するとともに、再就職を希望する女性に対する支援を行います。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
再就職のためのセミナー開催数(年当たり)	1回 ▶▶	1回

3 都市交流の促進

個別施策 1

国際交流・国際化への対応

現状と課題

本市はニュージーランド・ワイロア地区と国際親善友好都市を締結し、お互いの市の中・高・大学生の交換留学などの事業を行っています。国際交流体験を通じて異文化を理解することや相互の生活文化を感じていくことは、国際化に対応したまちづくりと市民の国際感覚を醸成する上で重要なことであり、また、今後は外国人労働者など市内在住の外国人の増加が予想されるため、地域の中で異なる国籍の市民同士が交流し、安心して暮らしていくことができる環境の整備が必要となっています。

基本方針

- 市民の国際理解や国際感覚の醸成を目指し、市民主体の積極的な国際交流活動を育成・支援するとともに、ワイロア地区との交流活動を積極的に推進します。また、国際化に対応した地域づくりを目指し、国際理解教育など多文化共生のための仕組みや外国語での情報提供など市内在住の外国人が暮らしやすいまちづくりを推進します。
- 国際社会で活躍できる人材育成のために、国際教育の充実に向けた多様な機会を設けます。

具体的施策

1 国際交流の推進 担当課:まちづくり協働課

方向性

- 国際親善友好都市との交流について引き続き実施し、さらなる充実に努めます。
- 異文化への経験や理解力を身につけた国際的に活躍できる人材育成のためのグローバル人材育成事業を実施します。
- 北茨城市国際交流協会など国際交流推進団体の支援に努めます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
ワイロア地区との交流回数(年当たり)	1回 ▶▶	1回
グローバル人材育成事業による海外派遣回数(累計)	1回 ▶▶	4回

2 国際化に対応したまちづくり 担当課:まちづくり協働課

方向性

- 市内在住の外国人が安心して生活できるよう、外国人に配慮した施策を検討していきます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
公共施設などにおける外国語の標記	0箇所 ▶▶	5箇所

個別施策2

都市交流・市民交流の促進

現状と課題

昭和55年に長野県中野市と姉妹都市連携に関する協定を締結し、それぞれの地域の産業や自然を活かした交流を続けています。また、観光の振興や地域経済の活性化、文化芸術・スポーツの振興を目的として平成28年に山形県鶴岡市と連携協定を締結、雪国体験ツアーなどの市民交流事業を実施しています。

近隣の都市間においては、身近な文化芸術、スポーツなどにおいて積極的な交流を推進していくことが求められています。

基本方針

- 周辺の市町村や国内の都市との交流を推進するため、産業・教育・文化芸術など様々な分野における市民や民間による交流活動を積極的に支援し、多様な交流ネットワークの形成に努めます。
- 姉妹都市との交流事業を積極的に推進します。
- 本市の地域性を活かした交流事業を実施し、交流人口の拡大に向けた取組みを推進します。



中野市農産物販売

具体的施策

1 姉妹都市交流の推進 担当課:まちづくり協働課

- 方向性**
- 姉妹都市交流を推進するため、各種交流事業(中学生特派員事業、カチューシャマラソン大会への選手派遣、農産物販売など)の充実と実施回数の増加を図ります。

指標	指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
	姉妹都市交流事業の実施回数(年当たり)	5回	7回

2 都市間交流機会の確保・促進 担当課:まちづくり協働課

- 方向性**
- 交流人口の拡大を図るため、海のない地域や都市の住民、周辺都市との都市間交流を積極的に行います。
 - 文化芸術・スポーツなどの都市間交流を推進し、地域の活性化を図るため、引き続き交流事業を実施します。

指標	指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
	姉妹都市以外の都市との交流回数(年当たり)	1回	2回

個別施策 1

効率的な行政運営の推進

現状と課題

一層進む人口減少・少子高齢化の中で、税収の伸びは見込まれず、一方、社会保障費や公共施設の老朽化対策などの経費増加が予想されます。しかし、行政需要はますます多様化・複雑化しているため、市民ニーズや時代の変化に即した行政サービス水準の向上に取り組みながらも、令和元年5月に策定した「北茨城市第5次行政改革大綱」に基づき、簡素で効率的な組織の構築を進めて行く必要があります。

また、平成27年度から社会保障・税番号(マイナンバー)制度が導入されたことから、マイナンバーカードの普及及びカードを活用した市民サービスの向上を図ることが求められています。さらに、庁内会議は紙ベースで行われているものが大半なため、会議の電子化を図るなど、事務の効率化をさらに進めることも必要となっています。

基本方針

- 市民ニーズや時代潮流に合わせ、様々な行政課題に的確に対応し、行政サービスの向上を図るため、事務処理や意思決定の迅速化、組織の簡素化・見直しを推進し、効率的で効果的な行政運営を展開します。
- 行財政運営の観点からも、必要最小限での定員で行政運営を行うことは不可欠であることから、引き続き適正な定員管理に努めるとともに、職員の政策形成能力の向上を図るため、職員研修の充実に取り組みます。
- 行政事務情報の電子化により、事務の効率化や市民の利便性の向上を図ります。
- 人口減少等により、公共施設に求められる機能が変化していくことも予想されるため、公共施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、適正な公共施設マネジメントに努めます。

関連計画

計画名	北茨城市第5次行政改革大綱	令和元年度～令和5年度
計画名	北茨城市定員適正化計画	令和元年度～令和5年度
計画名	北茨城市公共施設等総合管理計画	平成28年度～令和37年度
計画名	北茨城市公共施設マネジメント計画	平成29年度～令和8年度

具体的施策

1 市民サービスの向上 担当課:企画政策課・市民課

方向性

- マイナンバーカードの普及に努めるとともに、マイナンバーを活用した各種手続きの利便性向上など市民サービスの向上に努めます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
マイナンバーカードの交付率	11.8 % ▶▶	100 %

2 行政改革の推進 担当課:企画政策課

方向性

- 第5次行政改革大綱に基づく行政改革を推進します。
- 事務事業の徹底的な見直しと効果的な改善を図ります。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
「北茨城市第5次行政改革大綱」の達成度	- ▶▶	100 %

3 行政ニーズへの的確な対応を可能とする 組織の確立と人材の育成 担当課:企画政策課・人事課

方向性

- 新たな行政課題や市民ニーズに的確に対応するため、随時組織機構の見直しを図ります。
- 定員適正化計画により、必要最低限の人員での行政運営を図りながら、職員一人ひとりの政策形成能力の向上を図るため、人事評価制度や職員研修制度の充実に努めます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
職場外での研修参加人数(年当たり)	89 人 ▶▶	100 人

4 経費の節減合理化 担当課:人事課

方向性

- 特殊勤務手当の見直しを行い、手当数の削減を図ります。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
特殊勤務手当の数	15 手当 ▶▶	8 手当

5 電子自治体の推進 担当課:企画政策課・議会事務局

方向性

- 全庁的グループウェアを維持するとともに、ICT(情報通信技術)社会の進展に対応し、行政内部の情報伝達・共有の効率化に努めます。
- 市議会会議録システムの充実に努めるとともに、一層の電子化を推進します。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
庁内会議の電子化	- ▶▶	一部導入

6 適正な公共施設マネジメントの推進 担当課:企画政策課

方向性

- 固定資産台帳と公共施設等総合計画の連動した公共施設マネジメントを実施します。
- 民間委託での管理運営が可能な施設の委託の検討を進めます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
公共施設管理運営の民間委託件数	25件 ▶▶	28件

個別施策2

財政基盤の確立

現状と課題

本市の財政状況は、少子高齢化に伴う社会保障費の増加や臨時財政対策債に係る償還額の増加により公債費が増加傾向となるなど厳しい状況となっています。また、図書館・消防庁舎などの建設事業に係る地方債発行により、実質公債費比率・将来負担比率が上昇傾向となっており、今後も公共施設の老朽化がさらに進み、その対応に迫られるため、より一層計画的な財政運営が求められています。

市税徴収率は平成30年度で96.2%となり、平成25年度より4.3ポイント増加しましたが、多様化する行政需要に対応するため、引き続き安定的な自主財源の確保に努める必要があります。

地方公営企業においては、人口減少等に伴うサービス需要の減少や保有する施設の老朽化に伴う施設の更新など経営環境が厳しさを増しているため、さらなる経営健全化の取組みが求められています。公共下水道事業、漁業集落排水事業においては、令和2年度から地方公営企業会計が適用され、将来にわたる持続可能な経営確保を図るため、より一層、経営基盤の強化が必要となります。

基本方針

- 将来にわたる財政需要を予測し、中長期的な展望に立ち、財源の確保に努め健全で計画的な財政運営を図ります。
- 自主財源の安定確保と税負担の公平性を確保するため、公平公正な賦課徴収事務を行うとともに、茨城租税債権管理機構等の関係機関との連携により、市税徴収率の向上に努めます。
- 売却可能資産の洗い出しを行うなど市有財産の有効活用について検討します。
- 地方公営企業は、市民の日常生活に欠くことのできない重要なサービスを提供しているため、中長期的な経営視点で、持続可能な経営基盤の強化に努めます。

関連計画

計画名	北茨城市公共下水道事業経営戦略	令和2年度～令和11年度
計画名	北茨城市漁業集落排水事業経営戦略	令和2年度～令和11年度

具体的施策

1 合理的な財政運営の確立 担当課: 財政課・企画政策課

方向性

- 中長期的な財政見通しのもと、限られた財源の配分と経費の効率化に努め、企画部門及び財政部門の連携により、事業効果の分析に基づく予算編成と施行管理を強化し、合理的な財政運営を確立します。
- 財政健全化法に基づいた財政指標を的確に評価し、財政構造の弾力性及び将来にわたる財政負担見込みの把握に努め、健全な財政運営を推進します。
- 統一の基準による財務書類や指標の分析に基づいた予算編成を実施します。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
経常収支比率	95.4 % ▶▶	93 %以下
将来負担比率	105.2 % ▶▶	130 %以下

2 自主財源の確保 担当課: 企画政策課・収納課・税務課

方向性

- コンビニ納付や口座振替の推進、夜間における納税相談、日曜開庁における市税収納、広報紙やホームページなどによる市民の納税意識の高揚を図ります。
- コンビニ納付や口座振替に加え、クレジットカード収納を導入するなどさらなる納税環境の整備を図ります。
- 茨城租税債権管理機構との連携による滞納整理を強化します。
- 広報紙及びホームページなどで実施している有料広告について、拡充を図ります。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
市税の徴収率	96.2 % ▶▶	97.8 %

3 市遊休財産の処分及び有効な利活用の検討 担当課: 総務課

方向性

- 売却可能な市有財産の積極的な売却処分、その他の市遊休財産の有効な利活用を図り、歳入の確保及び財産の遊休化を防ぎます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
市有遊休財産の解消(年当たり)	- ▶▶	1 件

4 地方公営企業の経営健全化 担当課: 下水道課・業務課

方向性

- 中長期視点に立った地方公営企業経営に努め、市民の日常生活に欠くことのできないサービスを安定して提供できるよう努めます。
- 地方公営企業会計に移行する公共下水道事業及び漁業集落排水事業においては、さらなる経営基盤の強化を図るため、接続率の向上に努めます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
下水道水洗化の促進(接続率)	73.4 % ▶▶	75.5 %
漁業集落排水施設への接続(接続率)	71.4 % ▶▶	74.7 %

個別施策3

地方分権化への対応

現状と課題

地方分権一括法により、様々な制度や権限が市町村に移譲されることとなりましたが、本市だけでは対応しきれない行政サービスや周辺自治体と協力して取組むことでより効率的に提供できるサービスについては、広域行政によって対応していくことがますます重要になることが考えられます。

本市においては現在、高萩・北茨城広域事務組合、茨城北農業共済事務組合などの一部事務組合、後期高齢者医療制度の事務について茨城県全市町村で構成する広域連合に加盟しているほか、他自治体や関係組織と「広域防災協定」等を締結しているところです。今後も、これらの取組みを継続しながら、広域で対応可能な事業については、積極的に連携することが必要です。

基本方針

- 地方分権化に対応した自立性の高いまちづくりを進めるため、分権改革により拡大した権限に基づき、本市の特性を活かした行政サービスを提供します。
- 限られた財源の中で市民サービスの向上を図るため、周辺都市との様々な分野における連携を推進します。

具体的施策

1 地方分権化への対応 担当課:企画政策課

方向性

- 地方分権の進展に伴う市町村事務の拡大に的確に対応し、自立した自治体として、計画的・効率的な行政運営を推進します。
- 分権改革に伴い拡大した権限に基づき、本市の特性を活かしたサービスが提供できるように、積極的な取組みを進めます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
茨城県からの事務移管数	4件 (平成26～30年度)	4件 (令和2～6年度)

2 広域行政・周辺都市との相互協力 担当課:企画政策課・総務課

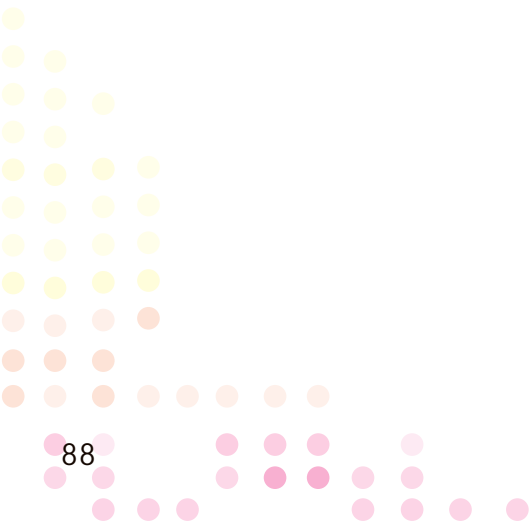
方向性

- 周辺都市との公共施設の広域相互利用など、市民の生活圏における多様な相互連携を図り、市民サービスの向上を目指します。
- 一部事務組合、広域連合など広域で対応できる事務事業については、関係自治体と連携し効率化を図ります。
- 広域防災協定など各種協定については、市民生活と密接な関わりをもつ自治体や関係組織との協定締結を推進し、連携強化に努めます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
災害時相互応援等自治体数	73自治体	77自治体

Ⅲ



基本目標 II

誰もが元気で、
みんな支えあう
まちづくり

基本施策	個別施策
1 健康・医療の充実	1 健康づくりの推進
	2 地域医療の充実
2 地域福祉の充実	1 地域福祉の充実
	2 児童福祉の充実
	3 高齢者福祉の充実
	4 介護保険の充実
	5 障害者福祉の充実
	6 生活支援の充実
3 社会保障の充実	1 社会保障の充実

個別施策1

健康づくりの推進

現状と課題

平均寿命が延びる中、市民一人ひとりが生涯にわたり健康で生活するためには、疾病の早期発見・早期治療だけではなく、生活習慣病などの疾病予防も重要となります。そのため、市民が健康に関心を持ち、健康的な生活習慣の重要性を意識するよう、市民のライフステージに応じた疾病予防の取組みが必要となります。

死因の約3割が「がん」という状況において、本市では、がん検診受診率が低い状況であることから、今後も検診の必要性について周知を行うとともに、受診しやすい環境づくりが求められています。

母子保健では、人口構造等の変化による母子の孤立化や、育児不安の解消などに取組んでいます。母子の健康だけでなく児童虐待等の予防のためにも、より一層の事業の充実が必要とされています。

感染症予防対策では、主に法律に基づく定期予防接種を実施していますが、引き続き疾病の発生・まん延予防のため、適切な情報提供、接種勧奨に努める必要があります。

精神保健では、身体のみ健康だけではなく、こころの健康も重要であるため、精神疾病に関する現状を的確に把握し、相談体制の充実に一層努めるとともに、市民が精神保健について関心をもつよう、引き続き周知を行うことが必要となります。



がん検診広報

基本方針

- 市民の各ライフステージに合わせた健康づくりを推進するため、関係機関と連携した健康相談・健康教室などを実施し、健康づくりの推進に努め、また、市民が安心してウォーキングなどの体力づくりに取り組むことができる環境整備に努めます。

関連計画

計画名	北茨城市健康づくり推進計画	平成25年度～令和4年度
-----	---------------	--------------

計画名	北茨城市食育推進計画	平成28年度～令和4年度
-----	------------	--------------

具体的施策

1 健康づくりの推進……………担当課:健康づくり支援課

方向性

- 市愛育会・食生活改善推進員の育成及び地域での健康づくりや食育に関する健康情報の普及を広く行うとともに、メタボリックシンドロームや生活習慣病重症化予防のための健康相談・教室・家庭訪問を行います。
- 市民が安心して楽しくウォーキングなどの体力づくりに取り組むことができる環境整備に努めます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
特定保健指導実施率	12.2 % ▶▶	20.0 %

2 一般健康診査やがん検診の推進……………担当課:健康づくり支援課

方向性

- がん検診の重要性の周知、精密検査の必要性と受診確認等を継続して行うとともに、検診受診率が低い、胃・大腸がん検診においては重点的に広報紙や集団・個別での受診勧奨を行い、受診率の向上を図ります。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
胃がん検診受診率	2.5 % ▶▶▶	5.0 %
大腸がん検診受診率	6.9 % ▶▶	10.0 %

3 母子保健の充実……………担当課:健康づくり支援課

方向性

- 妊婦健診、新生児訪問、乳児全戸訪問、乳幼児健診、乳幼児二次検診、早期療育指導、未熟児養育医療等、母子保健サービスを継続して実施し、発達や発育などの異常の早期発見、母子の孤立化予防、育児不安の解消、虐待予防など、より一層母子保健の充実に努めます。
- 妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない支援を行っていくため、母子包括支援センターの設置を検討します。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
乳幼児健康診査受診率	96.2 % ▶▶	100 %

4 感染症予防対策の強化……………担当課:健康づくり支援課

方向性

- 予防接種法に基づき、感染症予防のため定期予防接種を実施します。
- 感染性の強い麻しん風しんについて、ワクチン接種率向上のため、乳幼児健診での予防接種歴の確認や、就学前までに未接種者への接種勧奨を行います。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
麻しん風しん混合ワクチン接種率(1期・2期平均)	98.1 % ▶▶	100 %

5 精神保健対策の推進……………担当課:健康づくり支援課

方向性

- 精神保健相談の周知に努め、気軽に相談できる体制づくりに努めます。また、こころの健康づくり講演会を開催し、精神保健の理解を広めることに努めます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
こころの健康づくり講演会の参加者数	53人 ▶▶	65人

個別施策 2

地域医療の充実

現状と課題

市民病院、市民病院附属家庭医療センターの整備など医療体制の充実を図ってきましたが、市民アンケートにおいて、依然として「病院等の医療施設や診療内容」、「夜間・休日などの救急医療体制」の充実が望まれていることから、より一層医療体制の充実に努めることが必要です。また、地域の限られた医師数で最適な医療活動を行うため、病病連携・病診連携の推進や地域の保健福祉活動との連携なども必要となっています。

さらには、高齢化が進む中、住み慣れた地域での生活を希望する高齢者に対し、安心して暮らせる環境を維持するため、これまで実施している水沼診療所での診療実施や交通の不便な地域への患者輸送車の運行に加え、在宅医療の必要性も高まっています。

基本方針

- 市民病院は、地域の中核病院として市民がいつでも安心して、必要な医療を受診できる環境を整えるため、医師や看護師等の医療従事者の確保に努めるとともに、収益改善、費用抑制を図りながら、経営の健全化に努めます。
- 市民病院附属家庭医療センターを中心に、訪問診療を推進するなど高齢化の進行に対応した地域医療の向上に努めます。
- 地域医師会や近隣の医療機関との連携や救急医療体制の充実に努めるとともに、山間部においても適切な医療を受けられる環境を維持するため、地域の実情を踏まえたべき地医療の充実に努めます。

関連計画

計画名 北茨城市民病院改革プラン

平成29年度～令和2年度



市民病院

具体的施策

1 市民病院・家庭医療センターの充実…………… 担当課:病院経営企画課・病院総務課

方向性

- 市民病院の充実については、新改革プランに掲げた指標及び方策に従って取組みます。
- 公的医療機関の責務としてへき地医療、救急医療等多くの不採算医療を担うとともに、地域の中核病院として日々進歩する医療技術と患者ニーズに合わせるための医療機器等の計画的な整備を継続していきます。
- 市民病院附属家庭医療センターを中心に、訪問診療を推進するなど高齢化の進行に対応した在宅医療の充実に努めます。
- 奨学資金貸与者については、県北の看護師数が少ないこともあり貸与者の増員検討も含め継続して実施し、また、他の職種(医療技術者)についても検討します。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
市民病院に対する患者の満足度 (患者満足度調査)	80.0% ▶▶	80.0%を維持
訪問診療の件数(年当たり)	2,184件 ▶▶	2,600件

2 医療連携の推進…………… 担当課:病院経営企画課

方向性

- 地区医師会や近隣医療機関との連携について、継続して取組み、切れ目のない医療サービスの提供を行います。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
地域連携サロンの参加者人数 (年当たり)	104人 ▶▶	115人

3 救急医療の充実…………… 担当課:病院経営企画課

方向性

- 公立病院の使命を果たすべく、救急患者の受け入れ体制を強化し、急性期対応の充実を図ります。
- 日立保健所管内3市での救急医療の輪番制による医療の確保と適正な受診のための周知を図ります。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
市消防からの救急車受け入れ率	47.0% ▶▶	50.0%



市民病院受付



家庭医療センター

2 地域福祉の充実

個別施策1

地域福祉の充実

現状と課題

近年、人口減少、少子高齢化、核家族化の進展などの地域社会を取り巻く環境が大きく変化しており、地域社会での結びつきの希薄化が進み、地域における相互扶助の低下が課題となっています。こうした中で、市民が住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、行政だけでなく、地域が丸となって住みやすい地域社会を築く必要があり、本市では、「北茨城市地域福祉計画」を策定し、「福祉サービスの総合化」や「福祉活動への市民参加・地域の交流促進」などに取組んでいます。今後もこの計画に基づき、市と市民、団体、事業者などが連携し、地域社会において相互扶助の仕組みが効果的に発揮されるよう、地域福祉団体の育成やボランティア活動の推進、学校、社会における福祉教育の充実などをおして、地域福祉に対する市民意識の一層の高揚を図るとともに、福祉コミュニティの充実により地域に根ざした福祉の推進体制を整えていく必要があります。

また、日常生活の中で、経済的な問題や健康問題、人間関係などの悩みから、自殺をする方が増えています。特に、自殺が若年層の死亡原因の上位にあることから、自殺の未然防止を図り、誰も自殺に追い込まれることのない社会を築く必要があります。

基本方針

- 市民が安心して快適に暮らすために、地域における支えあい、助けあえる体制づくりを推進します。
- 福祉ボランティア活動を行う団体・人材の育成支援に努め、市民参加による地域福祉を推進します。

関連計画

計画名

北茨城市地域福祉計画(第4期)

令和2年度～令和6年度

具体的施策

1

地域福祉の増進

担当課:社会福祉課

方向性

- 北茨城市地域福祉計画の着実な推進に努め、関係機関との連携強化を図ります。
- 地域においての支えあいを推進するため、避難行動要支援者への支援体制の整備に努めます。
- 北茨城市自殺対策計画を策定し、自殺の未然防止に向け、関係機関との連携強化を図ります。

指標

指標名

実績値(平成30年度)

目標値(令和6年度)

避難行動要支援者名簿登録者数

390人



430人

2 市民参加による地域福祉の推進 担当課:社会福祉課・まちづくり協働課

方向性

- 福祉ボランティアの参加促進や講座の開催を今後も継続して実施します。
- 福祉サービスの担い手として重要な役割をもつ、市民ボランティア、NPO法人などが、行政との協働によるまちづくりに積極的に取組むことができるように、環境の整備を進めます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
福祉活動(ボランティア)の参加者数	1,700人 ▶▶	2,000人
福祉ボランティア講座の開催 (年当たり)	2回 ▶▶	4回

個別施策 2

児童福祉の充実

現状と課題

我が国の合計特殊出生率は、平成17年に過去最低の1.26となり、その後、回復傾向にあるものの平成28年も1.44と依然として低い水準にあり、長期的な少子化の傾向が継続しています。本市においても、出生数が減少傾向で推移し、合計特殊出生率は全国平均を下回るなど、少子化が進行している傾向にあります。

少子化の背景としては、仕事と子育ての両立の難しさや子育ての負担感の増大などが指摘されていることから、安心して子育てできる様々な環境整備を進め、家庭や子育てに夢や希望をもつことができる社会が求められています。

このような状況の中、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が開始され、市町村が主体となり、地域の実情に応じた子ども・子育て支援を行っていくことが義務づけられたことから、本市においても「北茨城市子ども・子育て支援プラン」に基づき、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業（中郷子どもの家、磯原子どもの家、A I A I、エンゼル）などの子育て支援や病後児保育事業などの保育サービスを提供しているところです。今後も、これらの事業を引き続き実施していくとともに、子育て応援商品券等の市独自の取組みや地域ぐるみでの子育て支援の充実と併せて、様々な子育てに関する情報をわかりやすく提供することで、子育て支援サービス等の利便性を高める必要があります。

さらに、全国的な児童虐待などの児童相談件数の増加を踏まえ、児童虐待防止に向け、早期発見、早期対応に向けた体制の強化を図るとともに、同様に全国的に増加しているひとり親世帯に対し、子育てだけでなく経済的支援を行う必要があります。

基本方針

- 子どもを安心して産み育てられる環境を整備するため、保育園・認定こども園におけるサービスの拡充を進めるとともに、子育てに関する総合的な支援の充実に努めます。
- 児童虐待防止のため、要保護児童対策地域協議会を定期的に開催し、関係機関と連携することにより、虐待防止、早期発見に努めます。

関連計画

計画名

第2期北茨城市子ども・子育て支援プラン

令和2年度～令和6年度

具体的施策

1 教育・保育施設の充実 担当課:子育て支援課

- 方向性**
- 就労する女性の増加に伴い仕事と子育ての両立が可能となるなど、市民ニーズに対応できるように利用定員の確保を図ります。

指標	指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
	待機児童数(0歳児)	0人	0人を維持

2 地域子ども・子育て支援事業の充実 担当課:子育て支援課

- 方向性**
- すべての子育て家庭が、状況に応じて適切な支援を受けられるよう、乳児全戸訪問事業、地域子育て支援拠点事業、病後児保育事業、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)など、妊産期からのサービスの充実と切れ目のない支援体制の構築を進めます。

指標	指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
	病後児保育事業利用者数(延べ)	76人	132人
	放課後児童クラブ定員数	374人	500人

3 児童の健全育成 担当課:子育て支援課

- 方向性**
- 保育・教育の質の向上を図るため、幼保連絡協議会を開催し、各園相互の連携強化や職員研修の充実に努めます。
 - 地域社会の教育力の向上のため、子育てに関わる地域活動の充実を図るとともに、放課後子ども教室や家庭教育支援など、地域住民の参画による取組みの促進を図ります。

指標	指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
	幼保連絡協議会の開催数(年当たり)	2回	2回

4 少子化対策の強化 担当課:子育て支援課・健康づくり支援課

- 方向性**
- 子育ての経済的負担を緩和するため、児童手当に加え、市独自の子育て応援商品券及び出産祝金を支給するとともに、子育て支援住宅の提供等子育て世帯の生活に密着した取組みを実施します。
 - これまで整備してきた子育てに関するハンドブック、ホームページ、アプリ等へ掲載する情報の充実を図り、子育て世帯の利便性を高めます。
 - 地域ぐるみで子育てを応援する社会的機運を醸成するため、妊産婦や子ども連れに優しい施設の設置、外出しやすい環境づくり、働きやすい環境づくりを進めます。
 - 不妊・不育に悩む夫婦に対する治療費の一部助成を引き続き実施し、対象者の経済的負担の軽減を図ります。

指標	指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
	子育て応援商品券・出産祝金の支給者数(年当たり)	192件	218件
	市ホームページ「子育て一番きたいばらき」へのアクセス数(年当たり)	6,097件	7,609件

5 児童虐待防止対策 担当課:子育て支援課

方向性

- 乳幼児健診未受診者や未就園、不就学等、関係機関が安全を確認できない子どもの情報の把握に努め、適切な支援を行います。また、妊娠や子育てなどの不安を抱える妊婦や親などに対して、妊娠期や産後まもない時期からきめ細かな支援を行います。
- 要保護児童対策地域協議会において、児童相談所、教育委員会、警察等の関係機関と要保護児童等に関する情報共有や、支援内容の協議を行い、児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応に努めます。
- 子どもと妊産婦への支援を適切に行うため、子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等を行い継続的なソーシャルワーク業務等の機能充実に努めます。
- 市民や学校、保育園、認定こども園、医療機関等に対し、児童虐待への正しい理解と認識をもってもらうための広報・普及活動を行うとともに、児童虐待の通告に対しては、迅速な対応に努めます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
要保護児童対策地域協議会の開催数 (月当たり)	1回	1回

6 ひとり親家庭支援 担当課:子育て支援課

方向性

- 関係機関との連携により、生活全般の相談体制の充実を図ります。また、子育て短期支援事業等を通じ、ひとり親家庭における子育てを支援します。
- ハローワークとの連携による就業相談の機会を創出するとともに、高等職の就職に役立つ資格取得を支援する高等職業訓練促進給付金の支給等により、就業を支援します。
- 児童扶養手当の支給や母子父子寡婦福祉資金貸付金の利用促進により、経済的な自立を支援します。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
高等職業訓練促進給付金受給者の 就業率	40%	100%



子育て支援住宅



中郷子どもの家

個別施策3

高齢者福祉の充実

現状と課題

本市の高齢者人口は14,084人(平成31年4月1日現在)で、人口の3人に1人が高齢者となっています。これまで、要介護の方を在宅で介護する家族への介護用品・慰労金の支給、老人福祉電話の設置や寝たきり老人等への日常生活用具の支給などを行ってきました。

また、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者が増える中、緊急通報体制の整備や行商サービス事業の実施とともに、ボランティア等と連携した配食サービスや愛の定期便事業などの生活支援を行いながら、地域の見守り体制を確立してきました。

さらに本市では、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるため、介護、医療、保健、福祉に関する多職種が連携し、地域ぐるみで支えあう地域包括ケアシステムを構築し、コミュニティケア総合センター(元気ステーション)を中心に、横断的な総合相談窓口の構築、在宅医療と介護の連携を推進しています。

今後も従来の事業を継続して実施していくとともに、自分らしく生き生きと生活することができる健康な高齢者を増やすことが地域の活性化につながることから、地域包括ケアシステムをさらに推進していくとともに、認知症高齢者等支援の充実も必要となってきます。

また、本市における高齢者福祉サービスの中心となっている老人福祉センター・デイサービスセンター「ライト」については、高齢者の生きがいがづくりの場として、積極的な利用促進を図るとともに、施設老朽化への対応を検討する必要があります。



行商サービス

基本方針

- 元気ステーションを地域包括ケアシステムの拠点とし、高齢者が地域社会との関わりをもちながら、安心して生き生きと暮らすことができるよう、医療・介護・予防・見守り等の生活支援、住環境の改善・整備支援を総合的に推進します。
- 一人暮らしの高齢者や高齢者世帯、認知症高齢者に対する地域の支えあい事業や高齢者の生きがいがづくり、施設サービスの充実に努めます。

関連計画

計画名

北茨城市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第7期)

平成30年度～令和2年度

具体的施策

1 地域包括支援センターの充実 (地域包括ケアシステムの構築) 担当課: 高齢福祉課

方向性

- 地域包括支援センターの役割について身近な相談窓口として認識されるよう、普及啓発に力を入れ相談しやすい体制づくりに努めます。
- 在宅医療・介護連携推進のため、互いに利用しやすいツールを作成し、身近に必要な研修が受けられる体制づくりに努めます。
- ボランティアなどによる多様なサービスの創出を目指し、生活支援体制整備事業を推進し、地域の多様なサービスの開発を推進します。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
地域包括支援センター・ 在宅介護支援センターの相談件数 (年当たり)	4,984 件 ▶▶	5,250 件

2 地域見守り体制事業の充実 (生活支援・福祉サービスの充実) 担当課: 高齢福祉課

方向性

- 要介護者を在宅で介護する家族に対する介護用品・用具、慰労金を継続して支給します。
- 老人福祉電話の設置やねたきり老人等日常生活用具(電磁調理器、火災報知機、自動消火器など)を継続して支給します。
- 緊急通報体制の整備を推進します。
- 行商サービス事業、配食サービス、愛の定期便事業を継続して実施し、地域の見守り体制を確立します。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
配食サービスの利用者数 (年間実利用者数)	208 人 ▶▶	230 人

3 認知症高齢者等支援対策の推進 担当課: 高齢福祉課

方向性

- 認知症サポーター養成講座を毎年継続し、認知症に対する正しい理解のための普及啓発活動を推進します。また、定期的を開催している中学生・高校生以外に市民を対象とした講座を積極的に開催します。
- 認知症に関する相談に早期に対応するため、初期集中支援チームを活用し、家族の介護負担の軽減、対象者の重症化を防ぐよう支援します。
- 認知症の相談の流れをわかりやすく示す認知症ケアパスを作成するとともに、介護者の集いを継続します。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
認知症サポーター養成講座開催数 (年当たり)	6 回 ▶▶	8 回

4 生きがいづくり・健康づくり対策の推進…………… 担当課: 高齢福祉課

方向性

- 敬老祝金の給付や温泉施設への招待、高齢者クラブ等への支援を行います。
- 生きがいづくりや健康づくりのための各種講座を開催します。
- 高齢者の社会参加の促進に努めます。
- 働く意欲のある高齢者に対する就労支援を行います。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
生きがい対策事業利用者数 (年当たり)	8,943人 ▶▶	9,390人

5 老人福祉センター・デイサービスセンター「ライト」の充実 …… 担当課: 高齢福祉課

方向性

- 施設の設備・機能を充実させ、利用促進に努めます。
- 施設の老朽化に対応し、改築・新築などの老朽化対策については、今後の社会情勢を見極めながら検討していきます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
老人福祉センターの利用者数 (年当たり)	10,683人 ▶▶	11,200人
デイサービスセンター「ライト」の 利用者数(年当たり)	3,162人 ▶▶	3,320人



コミュニティケア総合センター(元氣ステーション)

個別施策 4

介護保険の充実

現状と課題

本市の人口は減少傾向である一方で、高齢者は増加しており、それに伴い、今後は要介護（要支援）となる介護認定者の増加が予想されるため、要介護（要支援）で介護を必要とする高齢者やその家族が適正なサービスを受けられるようなサービス提供体制が求められます。

また、介護保険事業の適正な運用のため、介護保険制度の普及啓発やサービスの定期紹介に取組むとともに、財政面を含めた介護保険事業の適正な運営が求められます。

平成27年度の介護保険制度改正に伴い、従来の通所・訪問型介護予防事業が、地域支援事業へ移行し、ボランティア等の多様な主体が、地域の実情にあった独自のサービスを提供することが可能となりましたが、現在、市内ではそうしたサービス提供が行われていないため、実施主体の育成及びサービス提供が課題となっています。

今後はより高齢化が進むと見込まれるため、高齢者がいつまでも健康で幸せに暮らせることが大切となります。心身の健康を維持・増進し、介護が必要な状態にならないよう、市民自らが介護予防に取り組む環境づくりが重要となります。

基本方針

- 介護を必要とする高齢者やその家族が、適正なサービスを受けられるよう、周知に努め、居宅サービス、地域密着型サービス、介護施設サービスのバランスのとれた施策を目指していきます。
- 適正な介護認定と効率的な事務処理により、介護保険事業の適正な運用を図るとともに、介護予防・日常生活支援総合事業を推進し、本市独自の地域支援事業を行うことで、介護予防サービスの充実に努めます。

関連計画

計画名

北茨城市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第7期)

平成30年度～令和2年度

具体的施策

1 介護保険制度の周知徹底 担当課: 高齢福祉課

方向性

- 介護保険制度について、広報紙に掲載する回数を増やし、周知徹底に努めます。
- パンフレットを出先機関等に設置し、制度の周知徹底に努めます。
- ホームページでの掲載について、市民、事業所がわかりやすい表示に努めます。
- 介護事業所に対し、制度改正や感染症についての周知・徹底に努めます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
広報紙等への掲載回数(年当たり)	2回 ▶▶	3回
介護事業所への周知回数(年当たり)	4回 ▶▶	5回

2 介護保険の適切な運用 担当課: 高齢福祉課

方向性

- 介護保険料の普通徴収において、高齢者が金融機関に出向くことは身体的に負担となり、納め忘れを防ぐためにも、口座振替の勧奨を引き続き行います。
- 要介護(要支援)認定申請の審査がスムーズに行われるよう、本人、家族、関係機関との連携に努めます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
介護保険料の口座振替率	8.1% ▶▶	13.0%

3 介護サービスの充実 担当課: 高齢福祉課

方向性

- 高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、地域・市民のニーズに対応した施設基盤の整備を図ります。
- 「夜間対応型訪問介護」「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「看護小規模多機能型居宅介護」等を提供している事業所がないため、実施主体の育成を図ります。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
介護保険事業計画の策定	第7期計画 ▶▶	第9期計画

4 介護予防事業の推進 担当課: 高齢福祉課

方向性

- シルバーリハビリ体操教室の指導士を育成し、市民運営の教室増加を図ります。
- スクエアステップエクササイズ教室を定期開催し、その中から介護予防活動の担い手となるボランティアリーダーを育成します。また、身近で参加しやすい会場の確保に努めます。
- 様々な介護予防教室を開催することで、自らの意欲を高め、介護予防に努めます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
介護予防教室参加者数(年当たり)	2,494人 ▶▶	2,619人

個別施策 5

障害者福祉の充実

現状と課題

平成31年3月末現在、身体障害者手帳交付者は1,918名、療育手帳交付者は390名、精神障害者保健福祉手帳交付者は241名となっています。

本市では、「第5期北茨城市障害福祉計画」「第1期北茨城市障害児福祉計画」を平成29年度末に策定し、それに基づき各種事業を実施していますが、多様化する市民ニーズに対応するため、随時計画を見直ししながら、サービスの提供に努める必要があります。

高齢化の進展などを背景に障害の程度の重度化・重複化が進むとともに、核家族化や介護者の高齢化等により、障害者を支える家族の負担や不安が大きくなっていることから、その家族が安心して生活を営むための継続的な支援が求められます。

また、障害者のサービス計画を策定ができる事業所が少ないため、計画策定に支障が出ないよう対策を講じる必要があります。

障害者が地域で自立した生活を送るためには、様々な分野における社会基盤づくりが重要となることから、市民への啓発活動により偏見のない地域社会を形成していくことはもとより、ノーマライゼーションの理念に基づき、すべての人が不自由なく生活できるような都市基盤の整備や就労支援の充実を図る必要があります。

障害児へのサービス提供事業者が依然として少ない状況であることから、引き続きサービス提供体制の充実を図る必要があります。

基本方針

- すべての障害者が住み慣れた地域や家庭の中で、自立した生活を営むことができるよう、ケースワーカーの強化や訪問系サービス、グループホームの充実など、障害者の福祉サービスの向上に努めるとともに、就労の場の確保や職業訓練など、障害者に対する生活支援の充実に努め、生涯を通じたサービス提供を図ります。
- 市民の障害者に対する理解を深めるために、各種啓発活動を推進します。

関連計画

計画名	北茨城市障害福祉計画(第5期)	平成30年度～令和2年度
計画名	北茨城市障害児福祉計画(第1期)	平成30年度～令和2年度

具体的施策

1 障害者福祉サービスの充実 担当課:社会福祉課

方向性

- 「北茨城市地域自立支援協議会」において、引き続き障害者の福祉サービスのあり方や就労支援、相談体制の整備について検討します。
- 障害者サービスの内容やサービスの利用方法について周知の充実を図るとともに、窓口における相談体制の強化を図ります。
- 障害者の計画相談事業所の充実を図るとともに、サービスの利用者が計画的で効果的なサービスが選択できるような体制づくりを進めます。
- ケースワーカーの強化に努め、地域ケアシステム等のネットワークを活用し、保健・医療・福祉機関との連携を深め、障害者の福祉サービスの充実を図ります。
- 訪問系サービスの充実を図り、希望する障害者に対しては、日中活動系サービスを提供します。
- 精神障害者や難病患者への生活支援について、サービスの充実を図ります。
- 障害者の地域における居住促進を図るため、グループホームの充実に向けて取り組みます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
障害福祉サービス利用者数	267人 ▶▶	300人

2 地域生活支援事業の推進 担当課:社会福祉課

方向性

- 住み慣れた地域や家庭の中で自立した生活を営むことができるよう、必要な住宅環境の整備や外出のための支援を行うとともに、日中の居場所確保に努めます。
- 誰もが明るく伸び伸びとした生活ができる環境づくりを進めるため、市民への啓発に努めます。
- 地域住民との交流や各種行事への参加を促し、社会的自立の支援に努めます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
地域生活支援事業の実施数	7事業 ▶▶	8事業

3 障害者の虐待防止と差別解消 担当課:社会福祉課

方向性

- 「北茨城市障害者虐待防止センター」、「北茨城市地域自立支援協議会」において、虐待の未然防止、早期発見に努めます。
- 「障害者差別解消法」の市民への啓発活動を行い、障害を理由とする差別解消へ取り組みます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
地域自立支援協議会の開催数(年当たり)	1回 ▶▶	1回以上の開催
障害者差別解消のための街頭キャンペーン(年当たり)	1回 ▶▶	1回

4 公共施設のバリアフリー化 担当課: 社会福祉課

方向性

- 既存施設については、大規模改修に併せてバリアフリー化を行います。また、新たな公共施設や道路、公園などの整備にあたっては、バリアフリーを基本として、障害者を含めたすべての市民にとって利用しやすい環境づくりを目指します。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
障害者のためのサービス、福祉施設、環境整備に対する満足度(市民アンケート)	45.6% ▶▶	56.0%

5 就労支援 担当課: 社会福祉課・商工観光課

方向性

- 就労移行支援や就労継続支援、地域活動支援センター等の充実を図ります。
- 事業所と連携し、新たな雇用の場の開拓に努めます。
- 地域の社会資源を活用するため、ハローワーク等の関係機関との連携強化を図ります。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
就職相談会の開催数(年当たり)	2回 ▶▶	2回

6 障害児等施策の推進 担当課: 社会福祉課

方向性

- 障害児福祉サービス(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育園等訪問支援)の提供体制の充実を図ります。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
障害児福祉サービス提供事業者数	4事業者 ▶▶	5事業者

個別施策6

生活支援の充実

現状と課題

現在、生活支援を必要とする市民の健康で文化的な生活を保障するため、適切な生活保護の運用を図っていますが、本市では、生活保護に至る前の段階での生活困窮者の自立を目指し、関係機関と連携して、自立相談支援などの施策を実施しています。しかしながら、生活困窮者自立支援法に基づく任意事業の実施実績が低調であるため、今後は任意事業の必要性を把握して、事業実施を検討する必要があります。

基本方針

- 生活困窮者に対する相談事業をはじめとした施策の充実を図るとともに、生活困窮者自立支援事業における任意事業の実施について検討します。

具体的施策

① 低所得者福祉の充実 担当課: 社会福祉課

方向性

- 生活困窮者に対する相談業務をはじめとした支援事業に引き続き取り組みます。
- 生活困窮者自立支援法に基づく任意事業の実施について検討します。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
自立相談受付件数(年当たり)	26件	30件

② 生活保護の効率的運用 担当課: 社会福祉課

方向性

- 生活保護対象者に対する相談や助言の充実に努めるとともに、必要な援助を行う民生委員については、研修等を通じ資質の向上を目指します。
- 適切な助言・指導を迅速に行えるよう、関係機関との連携を深め体制の強化に努めます。
- 生活保護の効率的な運用を目指し、生活保護制度の意義について正しい理解を深めるとともに、要保護世帯のニーズに適切に対応しつつ、積極的に資産、能力等の活用を促します。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
民生委員全体研修会参加率	83.6%	90.0%

個別施策1

社会保障の充実

現状と課題

国民健康保険及び後期高齢者医療保険については、制度に基づき適正に事業を推進しています。しかしながら、財源確保の点で独立採算を基本とする特別会計においては、より一層の保険税(料)の徴収率向上の取組みが求められます。また、本市では1人当たりの医療費が高いことから、健診の受診率向上はもとより、疾病予防・健康づくりの取組みの推進が重要となっています。

医療費助成制度は、市民の健康保持と福祉の増進を図るため、妊産婦、小児、ひとり親家庭、重度障害者を対象に保険診療に伴う一部負担等を公費で助成しています。

本市では、市単独事業として、18歳までの医療費完全無料化を実施していますが、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、継続して事業を実施することが重要となっています。また、母体と胎児の健康保持のため、妊産婦が対象外の疾病についても従来どおり必要な医療が容易に受けられるように自己負担分を超えた医療費の助成について、引き続き実施します。

国民年金制度については、国と連携し各種申請受付事務を行うとともに、制度の周知や相談を行っています。年金制度への不安などにより、保険料納付率の低下や未加入者の増加などが見受けられるため、今後も引き続き、年金制度の意義や役割等について啓発等を行う必要があります。

基本方針

- 国民健康保険及び後期高齢者医療保険については、国民皆保険制度を堅持し安定した運営を持続するため、県及び関係機関と連携を図りながら、併せて保険税(料)の徴収率の向上に引き続き取り組めます。また、疾病予防・保健事業の一層の推進を図り、加入者の健康づくりに寄与するとともに、医療費の削減に努めます。
- 医療費助成制度については、制度の周知に努めるとともに、市単独事業を引き続き実施し、受給者の医療費負担の軽減及び子育て支援に寄与します。
- 国民年金制度については、市民が正しく理解し、安心して老後の生活を送ることができるように、制度の啓発に努めます。

関連計画

計画名

北茨城市第2期国民健康保険保健事業実施計画

平成30年度～令和5年度

計画名

北茨城市第3期特定健康診査等実施計画

平成30年度～令和5年度

具体的施策

1 国民健康保険事業の充実 担当課:保険年金課

方向性

- 被保険者資格の適用適正化を図るため、情報連携システム、年金情報等の活用を推進します。
- 国民健康保険税の徴収率向上を図るため、納税勧奨、コンビニ納税の推進を継続し、新規加入者の口座振替の原則化等新たな取組みについても検討します。
- 医療費の適正化を図るため、国民健康保険保健事業実施計画に基づき、生活習慣病重症化予防、ジェネリック医薬品差額通知、重複・頻回受診者への訪問指導等各種保健事業を展開します。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
国民健康保険税の徴収率	92.3% ▶▶	94.0%
ジェネリック医薬品使用割合	74.2% ▶▶	80.0%

2 特定健康診査等の推進 担当課:保険年金課

方向性

- 特定健康診査の重要性を引き続き広報紙等でPRするとともに、未受診者に対して効果的に受診勧奨をする必要があることから、年齢・性別・病歴等、対象者ごとに分類した上で、適切な勧奨通知を送付するなど、受診率向上の取組みを強化していきます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
特定健康診査の受診率	39.3% ▶▶	60.0%

3 医療費助成制度の推進 担当課:保険年金課

方向性

- 子育て家庭の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるため、18歳までの医療費完全無料化について、引き続き実施します。
- 母体と胎児の健康保持のため、県の助成制度の対象外の疾病についても、妊産婦が従来どおり必要な医療が容易に受けられるように自己負担分を超えた医療費の助成について、引き続き実施します。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
18歳までの医療費助成	実施 ▶▶	継続

4 後期高齢者医療制度の充実 担当課:保険年金課

方向性

- 後期高齢者医療制度における各種申請等の窓口業務、保険料の徴収、人間ドック・脳ドックの助成及び茨城県後期高齢者医療広域連合からの受託業務である健康診査(集団検診・医療機関健診)について引き続き実施するとともに、広報、相談対応等により制度の円滑な運営を図ります。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
後期高齢者健康診査受診率	19.1% ▶▶	20.0%

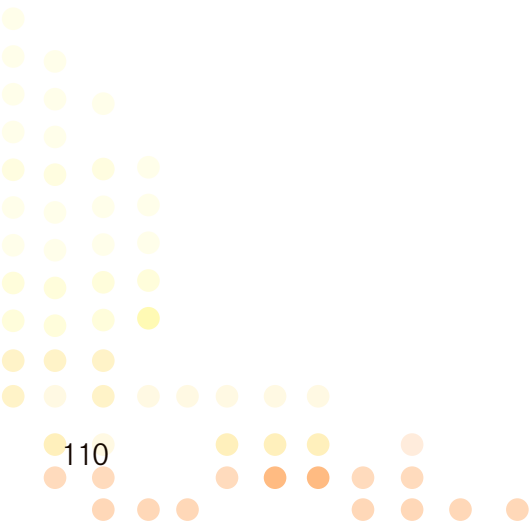
5 国民年金制度の充実・促進 担当課:保険年金課

方向性

- 国民年金制度はすべての国民の老後生活だけでなく、障害者になったときなどの保障として欠くことのできないものであることから、年金制度の意義や役割等についての広報活動を実施します。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
広報紙記事(国民年金制度について)掲載数(年当たり)	12回 ▶▶	12回



基本目標 Ⅲ

ふるさとを想う 教育・文化のまちづくり

基本施策	個別施策
1 学校教育等の充実	1 幼児教育の充実
	2 義務教育の充実
2 生涯学習社会の構築	1 生涯学習の振興
	2 スポーツ・レクリエーションの振興
	3 文化芸術の振興
	4 青少年の健全育成

個別施策1

幼児教育の充実

現状と課題

幼児教育においては、小学校教育への円滑な移行を図るため、就学前教育施設との連携に努める必要があります。

また、幼児が望ましい環境の中で、様々な体験を通じて健やかに育つよう、保育園や認定こども園、家庭、地域との連携に努める必要があります。

基本方針

- すべての子どもが適切な幼児教育を受け、小学校教育へ円滑に移行できるように、保育園・認定こども園、小学校など関連する教育機関との相互連携に努めます。

具体的施策

1 幼児教育の総合的な振興 担当課: 学校教育課

方向性

- 交流事業をととして、相互の教育内容の共通理解や指導方法の工夫改善を図ります。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
交流事業の実施回数 (幼・保・小連携教育の推進) (年当たり)	1回	2回

個別施策2

義務教育の充実

現状と課題

児童生徒が必要な資質や能力を身につけ、たくましく生きていくためには、学校や家庭・地域社会がそれぞれの教育力を発揮し児童生徒を育成していくことが大切です。特に、いじめや不登校、自殺などが社会問題となっている現状においては、「生きる力」を育むことは大変重要な課題となっています。

確かな学力を育む土台、心の居場所となる学年・学級づくりに努めるとともに、今後も小・中学校間の連携を図り、9年間を見通した教育活動を進める必要があります。また、学力向上には家庭学習も重要であることから、保護者の理解と協力を得ながら、家庭学習の定着を図る必要があります。平成30年に実施した中学生アンケートによると「北茨城市に魅力や誇りを感じている生徒の割合」は67.5%であったため、小学校も含めて今後も郷土教育の充実を図り、郷土に対する知識と理解を深める必要があります。

社会の変化に対応するため、ICT（情報通信技術）を活用した情報教育や理科・算数（数学）などの科学技術の発展に対応した教育、キャリア教育などにも力を入れています。また、令和2年度から小学校においても英語が教科化されることから、外国語教育に一層力を入れる必要があります。

特別な支援を必要とする児童生徒に対しては、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実を図っています。

学校再編については、北茨城市立小中学校再編計画に関する提言書を基に、保護者や地域の意見を聞きながら進めています。年々児童生徒数の減少が続き、今後も学校の小規模化が進むことが見込まれており、学校の適正規模化を進め教育環境の充実を図ることが望まれます。

学校給食については、給食センターの栄養教諭等が学校訪問による食に関する指導を行い、食育の推進に努めています。また、老朽化が課題となっていた施設・設備については、更新計画が進んでいることから、更新後の施設の運営方法について検討を進める必要があります。

基本方針

- 教職員の資質向上を図るとともに、学校・家庭・地域が協働して、一人ひとりが輝く活力ある学校づくりを目指します。
- 「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をバランスよく育成するための指導に取り組めます。
- 児童生徒が、より良い環境の中で安心して学校教育を受けることができるように、小・中学校の規模・配置の適正化に配慮しながら、学校の再編や施設の改修改築を計画的に推進します。
- 学校給食については、衛生面や安全性に十分配慮し、栄養のバランスのとれた給食を提供するとともに、地産地消、食育や正しい食生活、健康づくりの推進に取り組めます。また、老朽化した給食センターの再整備やその後の運営方法の検討を進めます。

関連計画

計画名	北茨城市教育振興計画	平成23年度～令和2年度
計画名	学校施設長寿命化計画	令和2年度～令和11年度

具体的施策

1 学校教育の充実 担当課: 学校教育課

方向性

- 一人ひとりを大切に、心の居場所となる学年・学級経営の充実のため、教職員及び専門的な知識や経験のある人材による相談体制の充実に努めます。
- 豊かな心を育む道徳教育や職業体験などとおしてのキャリア教育などを推進し、生きる力を育みます。
- 国際感覚を育成する外国語教育などの充実に努めます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
外国語指導助手の配置 (外国語活動の充実)小・中学校	8人 ▶▶	10人

2 確かな学力の定着 担当課: 学校教育課

方向性

- 学習効果を上げるため、各家庭での役割を明確に示すとともに、家庭学習の定着と質の向上に努めます。
- 確かな学力を身につけるため、主体的・協働的な学びを引き出す、小・中9年間を見据えた指導計画に基づく教育を推進します。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
家庭学習の実施率・小学生	87.9% ▶▶	90.0%
家庭学習の実施率・中学生	56.0%(学習塾含まず) ▶▶	90.0%(学習塾含む)
学力診断テスト正答率 (茨城県平均との比較)	-10.0% ▶▶	+2.0%

3 郷土教育の充実 担当課: 学校教育課

方向性

- 郷土教育を推進するため、「輝く北茨城(郷土教育手引き書)」を活用し、郷土の自然や文化にふれる機会を広げていきます。
- 郷土愛を育む学校づくり事業や郷土教育自由研究作品展を実施します。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
郷土教育自由研究作品展の 作品出展数	71.6 作品 ▶▶ (平成27~30年度平均)	80.0 作品 (平成27~30年度平均)

4 情報教育の推進 担当課: 教育総務課

方向性

- 新学習指導要領において、平成30年度以降の学校におけるICT(情報通信技術)環境の整備方針として、「コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること」と明記されたことから、情報活用能力の向上のためにICT環境の充実に努めます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
小・中学校の普通教室(各クラス)・ 特別教室への大型提示装置 (国が定める台数)の整備率	26.0% ▶▶	100%
小学校への実物投影機 (国が定める台数)の整備率	0% ▶▶	100%
1校1クラス分のタブレットパソコン の整備率	18.8% ▶▶	100%

5 特別支援教育等の充実・推進 担当課: 学校教育課

方向性

- 障害のある児童生徒と、障害のない児童生徒がふれあい、ともに活動することにより、豊かな人間性を育成する特別支援教育の充実に努めます。
- 特別支援教育に対する理解と認識を深めるための啓発活動に取り組み、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実に努めます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
特別支援教育支援員の配置数	25人 ▶▶	30人

6 学校の適正規模・適正配置の推進 担当課: 学校教育課・教育総務課

方向性

- 小規模校同士が連携し、小規模校の課題の解決に向けて学校間連携チャレンジプランを進め、さらに効果的な活動とするために工夫改善に努めます。
- 保護者や地域の方の十分な理解と協力を得ながら、学校再編の実施を目指します。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
学校間連携チャレンジプラン事業実施回数(年当たり)	12回 ▶▶	12回
小・中学校の適正配置	16校 ▶▶	15校

7 学校施設等の充実及び整備の促進 担当課: 教育総務課

方向性

- 耐震化未実施の磯原中学校校舎等の早期改築完了に向けて事業を進めます。
- 通学路における交通事情の変化や危険箇所等を把握するため、安全点検を実施し、危険箇所については関係機関と連携して改善に努めます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
小・中学校施設耐震化率	93.3% ▶▶	100%

8 学校給食の充実 担当課: 学校給食センター

方向性

- 児童生徒の健全な発達に資する学校給食を提供し、栄養の改善及び健康の増進に努めます。
- 給食センターの老朽化に対応するため、施設更新を図るとともに、更新後の運営方法について検討を進めます。
- 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけ、健全な食生活を実践できるよう、家庭・地域・関係機関との連携、栄養士等の学校訪問等を通じて学校教育活動全体で食育を推進します。
- 子育て支援施策の一環として、保護者の負担軽減を図るため、給食費無償化を段階的かつ計画的に進めます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
給食費無償化(達成率)	- ▶▶	100%

Ⅲ

個別施策 1 生涯学習の振興

現状と課題

「北茨城市第3次生涯学習推進大綱」に基づき、「まなびすとアカデミー」や「まちの寺子屋事業」、「公民館活動」などを中心に生涯学習事業を展開しています。一方、市民アンケートの「各種講座等生涯学習の機会や活動に対する満足度」は横ばいであることから、今後、市民のニーズに的確に対応していくとともに、生涯学習センターや分館を活用し、市民の自主的な活動を積極的に支援し、生涯学習社会にふさわしい環境づくりを進めていくことが必要です。

青少年団体や女性団体などの社会教育関係団体については、生涯学習活動の推進役として、地域に根ざした教育・文化芸術の振興に大きな役割を果たしていることから、今後もこれら諸団体の円滑な運営を支援していくことが重要です。

平成28年6月に新図書館が開館し、ハード面では施設の充実により閲覧席が約270席提供できるようになり、快適な読書環境が整備されました。また、自動貸出機や、読書手帳用の印字サービスなどを提供しています。新図書館の開館によって、市民だけでなく市外からの利用者の増加が見られ、貸出利用者は旧図書館の約2倍となっています。今後も、利用者のニーズを把握し、サービスを提供することが必要です。また、学校等への団体貸出用資料や児童書などの充実を図り、子どもたちに良書を提供できる環境づくりにも努める必要があります。



図書館

基本方針

- 市民が生涯を通じて、自ら学び、生きがいをもって生活することができるように、地域に根ざした生涯学習活動や市民の自主的な学習活動を支援するとともに、多様な学習ニーズに対応できる学習環境づくりや生涯学習情報の提供に努めます。
- 新図書館の基本理念である「みんなが集う・暮らしに生きる市民の図書館」を実現するために、資料の充実を図り、高齢者から子ども、赤ちゃんをもつ保護者まで、幅広く市民が集まる施設として、心地よい読書空間を提供します。

関連計画

計画名

北茨城市第3次生涯学習推進大綱

平成23年度～令和2年度

具体的施策

1 生涯学習活動の推進 担当課:生涯学習課

方向性

- 生涯学習センター「とれふる」を生涯学習の拠点として活用し、地域に根ざした生涯学習活動や市民の自主的な活動を支援します。
- 生涯学習事業の体系的な推進を図るため、全市的な生涯学習推進組織である「まなびすとアカデミー」の拡充に努め、より多くの講座情報を市民に提供します。また、リーダーバンクに登録された指導講師の情報をホームページに掲載し、市民が自主活動を行うための一助とします。
- 市民の学習を支援する「まちの寺子屋」を引き続き推進します。
- 平和の尊さや戦争の悲惨さを若い世代に継承するために、原爆被害を受けた広島を小学生が訪ねる「ヒロシマで学ぶ平和への旅」を引き続き実施します。
- 生涯学習活動の推進役として、青少年団体や女性団体などの社会教育関係団体の運営を支援します。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
生涯学習センター「とれふる」利用者数(年当たり)	9,338人 ▶▶	11,600人

2 公民館活動の拡充 担当課:生涯学習課

方向性

- 市民に身近な学習の場や文化活動などの機会を提供するため、公民館において高齢者教室、女性学級、各種講座などを開催し、市民ニーズに即した公民館事業を推進します。
- 利用者の固定化の解消に努め、幅広い年代層を対象とした事業を推進するとともに、利用の少ない青少年や働く成人を対象とした事業の拡充を図ります。
- 市民の自発的活動を支援するとともに、学習情報の提供や学習相談機能の充実を図ります。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
各種講座参加者数(年当たり)	5,064人 ▶▶	5,300人

3 図書館の充実 担当課:図書館

方向性

- 利用者の要求に応えるために、新刊図書を積極的に購入し、蔵書の充実を図ります。
- 広く市民が足を運び利用できるように、心地よい読書の場、つどいの場としての環境整備に努めます。
- 図書館の立地を活かした特色ある取組みとしてのバードウォッチングや、新しい企画講座を行い新たな来館者の拡大を図ります。
- 利用者の利便性を高めるため、インターネットによる予約利用の拡大に努めます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
図書館の貸し出し冊数(市民1人当たり)	5.99冊 ▶▶	6.3冊

個別施策 2 スポーツ・レクリエーションの振興

現状と課題

スポーツ・レクリエーションでは、大会イベントやスポーツ教室を開催することにより、施設利用の促進を図っていますが、今後は、子どもたちのスポーツ活動の入り口として期待されるスポーツ少年団の活動支援や指導者の養成、市民がスポーツを教わる・はじめる機会を提供し、市全体のスポーツ人口の増加に努める必要があります。また、スポーツ活動の推進組織である市体育協会について、自主的に各種スポーツ大会を運営できるように、組織体制の強化を支援する必要があります。さらには、市のスポーツ振興の指針となる「スポーツ振興計画」の策定も求められています。

施設面においては、平成30年度から指定管理者制度を導入し、管理運営を行っています。今後は、老朽化した施設の計画的な修繕や国体に併せて整備した施設の活用を図る必要があります。

学校体育施設の開放では、市内小・中学校で延べ130団体が施設を利用しており、ニーズが高くなっています。

基本方針

- スポーツ・レクリエーションの振興として市民の健康増進や体力づくり、相互交流を推進し、市民の誰もがいつでも気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめるようにスポーツ教室や各種スポーツ大会などの事業の充実を図ります。
- 市民が安全に利用できるスポーツ施設として、各施設とも計画的な修繕に努め、適切な管理運営を行います。
- 市内小・中学校のグラウンドや体育館の積極的な開放を実施し、スポーツ活動の場の提供を行います。



いきいき茨城ゆめ国体ソフトテニス競技会

具体的施策

1 スポーツ・レクリエーションの推進 (地域スポーツ活動の充実) 担当課:生涯学習課

方向性

- スポーツ振興の指針となるスポーツ振興計画を策定します。
- 指定管理者に対し、適切な施設の維持管理やスポーツ教室の開催などスポーツ機会の提供を求めます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
「(仮称)北茨城市スポーツ振興計画」の策定	-	策定

2 指導者の養成と体育協会等の組織強化 担当課:生涯学習課

方向性

- 指導者の養成、体育協会等の組織強化に取り組みます。
- スポーツ少年団については、活動の支援を行うとともに、種目を越えた連携の一層の強化を目指します。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
スポーツ少年団認定員の養成(認定員資格取得率)	62.6%	65.0%

3 スポーツ大会・スポーツ教室等の開催 担当課:生涯学習課

方向性

- 各協会、各行事と開催日程を調整し、引き続き各種大会やスポーツ行事の充実を図ります。
- 子どもから高齢者までが参加できるスポーツ教室や、ニュースポーツを取り入れた事業を引き続き開催し、市民がスポーツに参加する機会を提供します。
- 広報紙・ホームページを活用し、引き続き各種大会・教室の開催周知を行います。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
スポーツ大会の参加者数(年当たり)	5,250人	6,800人

4 体育施設の整備・学校体育施設の開放 担当課:生涯学習課

方向性

- 老朽化している体育施設については、利用者の安全確保のため、計画的な修繕に努めるとともに、管理運営については指定管理者と協議しながら万全を期します。
- スポーツ・レクリエーション活動を推進するため、身近な学校体育施設の開放などの利便性向上を図ります。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
小・中学校施設を地域活動のために開放している回数(年当たり)	5,078回	5,100回

個別施策 3

文化芸術の振興

現状と課題

芸術によるまちづくりとして、東京藝術大学と連携したワークショップや、市内外の芸術家の作品を展示する桃源郷芸術祭を開催するなど、市民が身近に芸術にふれる機会を提供しています。

平成31年4月にリニューアルオープンした歴史民俗資料館（野口雨情記念館）については、展示内容の充実等を図り、入館者の増加に努めることが必要となっています。

平成29年3月に国指定重要無形民俗文化財に指定された「常陸大津の御船祭」や、「大津町盆船流し」、「花園ささら」については、市内外に広く周知しているところであり、また、保存会への助成を行い継承に努めています。

令和元年9月に「十石堀」が世界かんがい施設遺産に登録され、今後は、「十石堀」の維持管理への支援を行うとともに、文化的価値を市内外に発信する必要があります。

埋蔵文化財に関しては、茨城県の文化財保護指導委員や埋蔵文化財指導員とともに巡視活動を実施し、その保護に努めるとともに、開発事業に際しては必要に応じて確認調査を行っています。また、市内の文化財や歴史・民俗資料については未解明な部分も多く、今後も調査を進める必要があります。

文化芸術活動については、市文化協会と連携して市民の自主的な文化・芸術活動を推進していますが、会員の高齢化が進んでいます。

基本方針

- 本市が有する芸術的な風土・資源を活かして、「芸術によるまちづくり」を推進します。
- 本市の豊かな歴史と文化を背景とした市民文化の醸成を図るとともに、子どもから高齢者まで多くの市民が気軽に質の高い芸術や文化にふれ、親しむことができる場や機会を創出します。
- 貴重な地域の伝統芸能・文化遺産が適切に保存、継承され、それらを活用したまちづくりを進めます。
- 市民の主体的な文化活動を支援するとともに、文化芸術団体の育成支援に努めます。

具体的施策

1 芸術によるまちづくり事業……………担当課：生涯学習課

方向性

- 生涯学習センター分館である「期待場」を拠点に、市民に芸術活動の場を提供するとともに、桃源郷芸術祭など市民が身近に芸術に触れる機会を提供します。
- 岡倉天心や五浦の作家たちの業績を紹介している茨城県天心記念五浦美術館と連携し、市民に多くの美術鑑賞の機会を提供します。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
生涯学習センター分館「期待場」アトリエ入居率	60% ▶▶	100%
生涯学習センター分館「期待場」ギャラリー入館者数(年当たり)	7,244人 ▶▶	8,000人

2 歴史民俗資料館の充実・活用 担当課:生涯学習課

方向性

- 平成31年4月にリニューアルオープンした歴史民俗資料館(野口雨情記念館)については、展示内容の充実に努め、入場者数の増加を目指します。
- 野口雨情など、本市ゆかりの人物の作品や、かつて本市の基幹産業であった炭鉱の資料など、郷土の歴史にかかわる資料の収集に取組みます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
歴史民俗資料館の入館者数(年当たり)	18,459人 (平成29年度)	20,000人

3 伝統・文化、歴史の継承 担当課:農林水産課・生涯学習課

方向性

- ホームページでの文化財や歴史に関するページの充実を図り、市内外へ本市の文化を発信するとともに、文化財マップ(冊子)の更新を行います。
- 野口雨情をはじめとする本市ゆかりの人びとについて、小・中学生が学び親しむことができるように授業などでの活用を促進するとともに、広報紙等を通じて市民への周知を図ります。
- 本市の貴重な伝統芸能・文化財の保存に対する支援を行い、次世代への継承に努めます。
- 世界かんがい施設遺産に登録された「十石堀」について、歴史的・文化的価値を発信するとともに、維持管理する取組みを支援し、将来への継承に努めます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
文化財マップ(冊子)の更新	-	更新

4 文化財の保護・管理 担当課:生涯学習課

方向性

- 埋蔵文化財については、地域開発事業との調和を図りながら調査、保護、保存に努めます。
- 指定文化財の保護・管理に努めるとともに、未指定文化財の調査を推進し、文化財の保護に努めます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
歴史・文化的遺産の保存や活用に関する満足度(市民アンケート)	55.7%	60.0%

5 文化芸術活動の振興 担当課:生涯学習課

方向性

- 芸術鑑賞号(バスツアー)をはじめ美術文芸展覧会、芸能発表会など市文化協会が実施する各種事業を支援します。
- 市民自らが開催する「雨情の里音楽祭」を引き続き支援するとともに、「野口雨情記念賞童謡作詩・俳句コンクール」の充実を図り、野口雨情の作品とその心を未来に引き継ぐため、童謡の魅力を市内外へ広く発信します。
- 各種文化芸術活動を展開している文化協会が、自主的に運営できるように引き続き助成を行うとともに、子どもから高齢者まで多くの市民が身近に文化芸術にふれる機会を提供し、文化芸術活動の活性化を図ります。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
芸術鑑賞号の開催数(年当たり)	3回	3回
北茨城市美術文芸展覧会の入場者数	1,908人	2,500人
北茨城市芸能発表会の入場者数	345人	400人

個別施策 4

青少年の健全育成

現状と課題

青少年による犯罪や児童虐待、子どもが被害者となる犯罪が多発するとともに、青少年の健全な育成を阻害する恐れのある有害な情報の氾濫が懸念されているところです。このような状況にあって、青少年の立場を第一に考え、次世代を担う子どもたちの安全・安心を確保することは社会全体が取組むべき重要な課題であり、本市では、青少年相談員、青少年健全育成市民の会、PTA、児童委員等の関係団体が密接に連携を取りあいながら、街頭巡回活動や有害ビラの撤去など青少年の健全育成に取り組んでおり、今後も継続する必要があります。

また、子どもたちが健全に育つためには、家庭での教育力の向上が求められています。

基本方針

- 青少年の非行を未然に防止し、心身とも健全で社会性を身につけた人間性豊かな青少年を育成するため、家庭・学校・地域間の連携強化に努めるとともに、地域ぐるみによる青少年の健全育成を推進します。

具体的施策

1 青少年健全育成の推進 担当課:生涯学習課

方向性

- 青少年相談員、青少年健全育成市民の会、PTA、児童委員等の関係団体の緊密な連携のもと、計画的かつ効果的に青少年健全育成のための施策を推進します。
- 地域や市民が一体となって、青少年非行の未然防止を図るため、関係団体の自主的な運営を促すとともに、青少年相談員を中心に、引き続き巡回活動を実施します。
- 「茨城県青少年の環境整備条例」に基づく店舗への立ち入り調査を行います。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
青少年相談員による街頭巡回回数 (年当たり)	247回 ▶▶	264回

2 家庭教育支援 担当課:生涯学習課

方向性

- 子育てに関する悩みや問題など、同じ悩みをもつ保護者がお互いに話しあえる「子育て体験トーク」を引き続き実施するとともに、事業の拡充を目指します。
- 子育て中の保護者を対象に、子育て講演等を開催し、家庭教育の支援・充実を図ります。
- 子どもたちの不登校や非行などの問題について、各家庭と連携しながら地域ぐるみで取組む組織の支援に努めます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
子育て講演会の参加者数	111人 ▶▶	130人

基本目標Ⅳ

安らぎと利便性が高い まちづくり

基本施策	個別施策
1 土地利用	1 計画的な土地利用の推進
	2 都市計画の推進
	3 地籍調査の推進
2 都市基盤の充実	1 道路交通ネットワークの整備
	2 公園・緑地の整備
	3 良好な景観の形成
	4 住宅政策の推進
	5 上水道の整備
	6 下水道の整備
	7 地域情報化の推進

個別施策 1

計画的な土地利用の推進

現状と課題

本市の総面積は186.80km²となっていますが、このうち、おおむね常磐自動車道を境に東側に都市計画区域約43.05km²（対市域面積比23.0%）が指定され、西側の山間部は都市計画区域外143.75km²（対市域面積比77.0%）となっています。

都市的な活動を行う都市計画区域においては、JR常磐線の大津港駅、磯原駅、南中郷駅を中心に市街地の形成が図られており、市街地内の適正な土地利用を目的として、用途地域12.55km²（対市域面積比6.7%）が指定されています。

総合的に農業振興を図るべき地域である農業振興地域においては、平地部を中心とした現況農用地1563.4haのうち、農業生産基盤の強化を図るための農用地区域として1239.1haが設定されています。

今後も、各種法律で規定されている土地利用に関する規制・誘導を引き続き遵守するとともに、本市の貴重な地域資源である自然環境と都市活動との調和を図ることが必要となります。また、太陽光発電施設用地が増加していることから、自然環境との調和や安全性の確保等の課題が生じています。

基本方針

- 公共の福祉の向上と地域の活性化を目指し、本市における将来都市像を実現するため、自然的土地利用、都市的土地利用の調和を図りながら、地域の自然・社会・経済・文化などの特性を十分に活かした総合的・計画的な土地利用を推進します。
- 本市の恵まれた自然環境や優良農地の保全に努めます。

関連計画

計画名	北茨城市都市計画マスタープラン	平成19年度～
計画名	北茨城市農業振興地域整備計画	平成16年6月策定

具体的施策

1 総合的・計画的な土地利用の推進 担当課：都市計画課・企画政策課

方向性

- 都市計画法等各種法律で規定されている土地利用に関する規制・誘導を遵守することで、本市の貴重な地域資源である自然環境と都市活動との調和を図ります。
- 各種の土地利用に関する規制や誘導を活用し、都市的土地利用と自然的土地利用の均衡を保ちつつ、基本構想に位置づける「北茨城市土地利用構想」に基づく土地利用を推進します。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
地域特性に応じた市街地の形成に対する満足度(市民アンケート)	39.6% ▶▶	45.0%

2 自然的・農漁村的土地利用の推進 担当課：都市計画課・農林水産課・生活環境課

方向性

- 山林については、水源かん養機能や山地災害防止機能、生活環境保全機能等の多様な公益的機能を有していることから、ブナ原生林、砂防指定区域の砂防林、塩害防備に資する保安林などについては引き続き保全していくとともに、市街地に隣接する平地林についても保全と育成に努めます。
- 農地については、農用地区域を中心に優良農地の保全に努めるとともに、遊休農地の現況を把握し、有効利用についての検討を進めます。
- 集落における快適な生活環境を確保するため、地域の実情に即した基盤整備を進めます。
- 山間部や沿岸地域については、自然環境が有する多様な公益的機能を維持しながら、自然環境と都市的機能が調和した適正な開発を誘導します。
- 太陽光発電施設については、「太陽光発電施設の適正管理による地球環境保全に関する条例」に基づき、市、施設設置者等、地域住民の適正管理に係る責務を明確にし、太陽光発電施設の適正管理に努め、市民の良好な居住環境の維持を図ります。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
海・川・森林などの自然環境の保全・保護に対する満足度(市民アンケート)	54.3% ▶▶	60.0%

個別施策 2

都市計画の推進

現状と課題

都市計画の基本方針となる都市計画マスタープランの現行計画は平成19年度に策定されたものであり、人口減少や東日本大震災の発生等により大きく変わってきている本市の現状に適合した計画とは言い難い部分があるため、現在見直し作業を進めています。あわせて、人口減少等の社会情勢を踏まえ、全国的にコンパクトシティの形成が推進されており、本市においても検討する必要があります。

本市では、国道6号バイパスや二市連絡幹線道路(高萩塙線)、都市計画道路の北町・浜田線、北町・関本中線などの整備が進んでいますが、整備と合わせて、南中郷地域の面的整備や、大津港駅西地区における新たな住居系市街地形成を検討する必要があります。

基本方針

- 都市計画マスタープランの見直しを行い、本市の地域特性・社会情勢等を踏まえた都市機能の充実や計画的なまちづくりの形成に努めます。
- 本市の地域振興と活性化につなげるため、広域的な動向を見極めるとともに、自然環境や景観特性を考慮しながら、まちづくりと連携した新たな地域振興エリアの創出を図ります。

関連計画

計画名

北茨城市都市計画マスタープラン

平成19年度～

具体的施策

1 都市計画マスタープランの見直し 担当課:都市計画課

方向性

- 人口減少や東日本大震災の発生等に伴う本市の状況を踏まえ、現行の都市計画マスタープランの見直しを行います。
- 都市計画マスタープランの見直しにあたって、本市におけるコンパクトシティの形成について検討します。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
都市計画マスタープランの見直し	-	▶▶▶ 現行マスタープランの改定(令和2年度予定)

2 市街地ネットワークの強化 担当課:都市計画課

方向性

- 北部市街地について、都市計画道路北町・浜田線及び北町・関本中線を復興創生期間の終期である令和2年度内の完了に向けて整備を進めます。
- 国道6号バイパス及び二市連絡幹線道路(高萩塙線)について、早期整備に向けて関係機関への要望活動を実施します。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
北部市街地の環状道路化率	85.5%	▶▶▶ 88.8%

3 新市街地の形成 担当課:都市計画課

方向性

- 二市連絡幹線道路(高萩塙線)の整備に合わせた南中郷地域の面的整備についての検討を進めます。
- 大津港駅西地区については、引き続き日立市からいわき市までを結ぶ新陸前浜街道の整備に合わせ、新たな住居系市街地の形成を検討します。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
新市街地整備方針	-	▶▶▶ 方針決定



中郷ニュータウン

個別施策 3

地籍調査の推進

現状と課題

本市の地籍調査については、平成6年度から事業を開始し、調査面積は平成25年度の17.77km²から平成30年度には22.83km²まで完了しました。しかし、事業の進ちよく状況を見ると、整備計画全体面積115.35km²の僅か19.8%の整備率であることから、引き続き調査を推進していく必要があります。

また、地籍調査は、調査の性質上多くの時間を要すること、専門的な技術をもった人材が不可欠であることなどを踏まえ、計画に基づく調査を着実に推進するとともに、専門的な技術をもった人材の確保などが課題となっています。

基本方針

- 国土調査法に基づく地籍の明確化を図るため、計画的な地籍調査事業を推進します。
- 調査成果については、適切な維持・管理を行うとともに、市民の権利の保護及び土地取引の円滑化、行政の効率化に役立てるため、その利活用を図ります。

具体的施策

1 地籍調査の推進……………担当課：地籍調査課

方向性

- 地籍調査未実施区域に公共事業等の計画がある場合は、その区域を先行して調査するなど他部署との連携を図りながら、事業を推進します。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
地籍調査面積	22.83 km ² ▶▶	27.71 km ²

現状と課題

本市の骨格となる幹線道路は、国道6号及び日立いわき線等の主要地方道4路線、里見南中郷停車場線等の一般県道8路線で形成されており、平成31年4月には実延長108,493mに対して、舗装済延長は108,493m(舗装率100%)、改良済延長は84,943m(改良率78.29%)となっています。今後は、東日本大震災において、国道6号が津波浸水によって通行不能となった経験から、防災・減災のための代替路線として、また、地域医療の連携強化の役割を果たすべく、平成27年度に事業化された国道6号バイパスや二市連絡幹線道路(高萩塙線)の一刻も早い整備が必要となります。

都市計画道路は主に市街地内の都市活動を円滑に遂行するために整備・計画されており、本市における指定状況は、平成30年3月現在、幹線街路として22路線、計画延長46,238m、区画街路として3路線、計画延長330m、特殊街路として4路線、計画延長1,880mの合計48,448mが都市計画決定されています。整備状況(改良済延長)については、二ツ島・関本中線の完成により、幹線街路は36,438m(改良率78.8%)、区画街路は330m(改良率100%)、特殊街路は1,880m(改良率100%)の合計38,648m(改良率79.8%)が改良済となっています。今後は、市民の安全・安心な暮らしを守る上で大きな役割を果たす都市計画道路関本中線(国道6号バイパス)、北町・浜田線及び北町・関本中線の早期供用化を実現する必要があります。

市民生活に密接に関係する市道は、平成31年4月現在、2,618路線(1級市道20路線、2級市道16路線、その他の市道2,582路線)実延長776,197mであり、市道の整備状況は、舗装済延長が456,959m(舗装率58.9%)、市道の規格改良済延長が347,323m(改良率44.7%)となっており、生活道路を重点に、経済活動や観光支援に資する道路整備に努めています。橋梁については、平成30年度に「北茨城市橋梁長寿命化修繕計画」を見直し、計画的に橋梁の修繕を図っています。今後も老朽化による損傷箇所などの増加が事業費を圧迫しており、計画的な修繕や補修を行うことが重要です。

公共交通については、高速バス利用者用駐車場の整備、交通弱者対策としての市内巡回バスと、その巡回バスを補完するサービスとして、運転免許をもたない65歳以上の市民を対象とした地域交通利用券(タクシー券)の交付など、様々な取組みを行っています。一方、市民アンケートによると、「公共交通の利便性に対する満足度」は、平成26年調査の17.2%から平成30年調査の20.3%とやや向上していますが、依然として低水準であることから、今後もより効果的で利便性の高い公共交通のあり方について、引き続き「地域公共交通会議」などにおいて検討していくことが必要です。

基本方針

- 快適で円滑な道路交通体系の形成を図るため、日立市からいわき市までを結ぶ「新陸前浜街道」等の広域幹線道路の整備充実に努め、交通体系の強化を目指します。
- 幹線道路の体系的な整備により市内交通の円滑化を図り、市民生活の安全性と快適性の向上に努めます。
- 市内巡回バスを中心に、地域の実情に即したきめ細かな地域交通網の充実と利用促進を図ります。

関連計画

計画名 北茨城市橋梁長寿命化修繕計画 令和元年度～令和50年度

具体的施策

1 主要幹線道路の整備促進 担当課:都市計画課

方向性

- 本市の新たな南北軸を構成する、日立市といわき市を結ぶ幹線道路「新陸前浜街道」の整備促進、早期完成に向けて国及び茨城県に働きかけを行います。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
「新陸前浜街道」の改良率	88.4% ▶▶	100%

2 市街地幹線道路の整備促進(都市計画道路等) 担当課:都市計画課

方向性

- 整備中の北町・浜田線及び北町・関本中線の早期供用化に努めます。
- 現在未着手となっている都市計画道路については、市街地の整備状況を踏まえた上で事業計画の検証、見直しを図ります。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
都市計画道路の整備延長	38.6 km(平成29年度) ▶▶	41.7 km

3 市道の整備促進 担当課:建設課

方向性

- 安全・安心を確保するため、道路改良を実施し市道の整備を進めます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
1級市道の改良率(合計)	84.7% ▶▶	88.9%

4 橋梁等の整備促進 担当課:建設課

方向性

- 5年に1回の定期点検を実施し、その結果を北茨城市橋梁長寿命化修繕計画に反映させて橋梁の維持管理を行います。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
橋梁長寿命化計画修繕率 (15m以上の橋梁)	25.5% ▶▶	74.5%

5 公共交通ネットワークの強化 担当課:まちづくり協働課

方向性

- JR常磐線を補完する東京方面、仙台方面への交通手段である高速バス利用者のための駐車場を管理運営し、市民の利便性を確保します。
- 市民生活における交通手段確保のために北茨城市巡回バスを運行し、利用目的や利用時間帯、運行ルートについて調査・研究し、利便性の向上を図ります。あわせて巡回バスを補完する「地域交通利用券(タクシー券)」事業についても、よりよいあり方について調査検討を進めます。
- 公共交通のあり方について、「地域公共交通会議」などを通じて継続的に検討します。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
市巡回バス利用者数(延べ人数)	70,632人 ▶▶	71,200人
地域交通利用券(タクシー券)助成事業登録者数	2,747人 ▶▶	2,800人



コミュニティバス

個別施策 2

公園・緑地の整備

現状と課題

本市の都市公園整備の総面積は212,229㎡で、市民1人当たりでは4.88㎡となっており、茨城県の平均9.49㎡を大きく下回っています。

令和元年度のいきいき茨城ゆめ国体の開催に向けて、ソフトテニス競技の会場となる磯原地区公園の整備を行いました。その他の既存の公園の多くは、老朽化により、安全確保が課題となっています。このような状況の中でも、潤いと憩いのある都市づくりを推進するためには、安全・安心に利用できる公園の提供が必要となります。

また、既存の公園を安全・安心に利用できるようにするため、「公園施設長寿命化計画」を策定し、適切な維持管理に努めていくことが重要です。

緑地について、市民アンケートの「身近な緑化に対する満足度」が増えてはいますが、さらなる向上のため今後も緑地の保全に取り組む必要があります。



磯原中央公園

基本方針

- 既存の公園施設の「公園施設長寿命化計画」を策定し、施設の予防保全的な管理を行うことや、小規模公園の集約を図ることで、重点的、効率的な整備・管理を行い、安全・安心な公園環境を整えます。
- 市内の公園・緑地・観光施設等の連携により、市街地内の緑地の保全に努めます。

具体的施策

1 公園の整備と緑地の保全…………… 担当課：都市計画課

方向性

- 既存施設の有効活用を図るため、「公園施設長寿命化計画」を策定し、公園の適正な維持管理に努めます。
- 市街地内の緑地の保全に努めます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
公園施設長寿命化計画の策定数	1公園 ▶▶	5公園
身近な緑化に対する満足度 (市民アンケート)	55.6% ▶▶	61.0%

個別施策3

良好な景観の形成

現状と課題

本市は海と山が近接し、これらが織りなす自然景観は、ほかに類を見ない独自性を有しています。リアス式海岸で有名な五浦海岸には、その景観に魅せられ、かつては日本美術院が移設され、岡倉天心や天心の指導を受けた横山大観など日本画の巨匠たちが居を構えていました。これらの海辺の自然景観に加え、中山間地においては花園溪谷等の溪谷美やブナの原生林、ミズバショウの群生地など緑の自然景観に恵まれています。これらの景勝地は、本市の観光拠点としても多くの人々に親しまれています。今後は、これらの自然景観を最大限に活かしつつ、市民の憩いの場としての利活用を図るとともに、観光や地域産業の振興につなげていくことが求められています。

一方、市民アンケートによると「自然や集落、まちなみの景観に対する満足度」は、平成26年調査の51.3%から平成30年調査は55.8%へ上昇していますが、目標の62%には届かない状況となっています。今後は、さらに魅力的な市街地の形成を図るため、周囲の山や川などの自然景観との調和を図りながら、屋外広告物法等の規制を遵守し、秩序ある美しい景観づくりを進める必要があります。



マウントあかねからの景色

基本方針

- 都市計画法等各種法律で規定されている土地利用に関する規制・誘導を遵守することで、本市の優れた自然景観や古いまちなみの保全を図ります。
- 屋外広告物法で規定されている規制を遵守することで、本市の良好な景観の形成、風致の維持、公衆の安全性の確保を図ります。

具体的施策

1 良好な景観の形成 担当課：都市計画課

方向性

- 本市の優れた自然景観や古いまちなみの保全に努めるとともに、観光に配慮した景観整備を推進します。
- 公共施設のデザインや公共の案内サインなどについて、自然環境との調和を図ります。また、屋外広告物についても規制遵守により、良好な景観形成を図ります。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
自然や集落、まちなみの景観に対する満足度(市民アンケート)	55.8% ▶▶	62.0%

個別施策 4

住宅政策の推進

現状と課題

平成31年4月現在、市営住宅は12団地972戸ありますが、その多くが老朽化しており、長寿命化や用途廃止などの検討が必要となっています。また、災害公営住宅については、建設からの年数経過に伴い空き部屋が生じていたため、一般入居も可能にしました。

一般住宅における旧耐震木造住宅については、耐震改修が進んでいないため、改修推進のための取組みが必要です。

さらには、人口減少や高齢化の進行による空き家の増加が見込まれるため、空き家の適正管理や有効活用について取組むことも必要となっています。あわせて、移住・定住の促進を図る必要もあります。

基本方針

- 公営住宅については、良好で安全・安心な住環境を確保するため、計画的な維持管理に努めます。
- 木造住宅の耐震化を促します。
- 空き家の適正管理や有効活用、移住・定住者のさらなる確保に向けた取組みを推進します。

関連計画

計画名

北茨城市公営住宅等長寿命化計画

令和元年度～令和4年度

具体的施策

1 公営住宅の整備・被災者の住宅確保支援等 担当課:建設課

方向性

- 公営住宅事業の継続を図るため、長寿命化計画に基づき住宅の修繕及び改修を進めます。
- 災害公営住宅の家賃について、家賃低減事業等により被災者の負担軽減を図ります。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
公営住宅等長寿命化計画の進捗率	27.8% ▶▶	61.1%

2 木造住宅の耐震化 担当課:都市計画課

方向性

- 木造住宅耐震診断士派遣事業及び木造住宅耐震改修費助成事業を引き続き行うことで、住宅の耐震化を促します。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
木造住宅の耐震化率	79.4% ▶▶	95.0%

3 空き家対策の推進 担当課:企画政策課・総務課

方向性

- 生活環境や安全面で問題のある空き家の適正な管理を促します。
- 市内の空き家情報を把握し、空き家バンク等による有効活用を促進します。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
空き家バンク登録件数(累計)	39件 ▶▶	100件
空き家バンク契約成立件数(累計)	20件 ▶▶	50件

4 移住・定住の促進 担当課:企画政策課

方向性

- 住居等の生活面や求人等に必要となる情報を一括して提供できる体制(移住コンシェルジュ)の充実に取組みます。
- 移住交流セミナーやツアーなどの実施により、本市の魅力を発信します。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
移住コンシェルジュ相談件数(年当たり)	28件 ▶▶	35件
移住セミナー参加者数(年当たり)	32人 ▶▶	40人
移住・交流ツアー参加者数(年当たり)	20人 ▶▶	20人



石岡住宅

個別施策 5

上水道の整備

現状と課題

上水道は、市民生活に欠かすことができないライフラインですが、施設の老朽化に伴う更新費用の増加が課題となっています。人口減少に伴う給水収益の減少が進む中、老朽施設の更新工事に伴う多額の費用が必要となっている状況であり、平成30年度には、水道料金の改正を実施し財源確保を図りました。今後も、さらに厳しい状況となることが予想されるため、効率化や経費の節減を図り、収支バランスを維持していく必要があります。

また、老朽管更新事業を行っていく中では、人件費及び資材の高騰による事業費増を抑制するため、土被りの見直し、発生土の再利用など事業費の圧縮にも努める必要があります。さらに東日本大震災では、配水・給水管が破損し長期の断水となったことから、老朽管等の更新だけでなく、災害時の給水体制を確立することも重要となります。

基本方針

- 安全で安心な水道水の安定的な供給を継続させるため、計画的な施設の維持管理を進められるよう財源の確保に努めます。
- 現在整備している華川浄水場だけではなく各浄水場の老朽化も著しいため、各浄水場ごとに設備診断を行い、更新計画策定の検討を進めます。

関連計画

計画名	北茨城市水道事業ビジョン	平成26年度～令和5年度
計画名	老朽管更新計画	平成20年度～令和8年度

具体的施策

1 経営基盤の強化 担当課:業務課・施設課

方向性

- 老朽施設の更新工事財源としての企業債発行割合を80%に抑え、償還据置期間を5年から無しとするなど企業債残高を将来的に減少させていくよう努めながら、経費の効率化等により節減を進め、自己財源で運営していけるように取組みます。
- 現在整備している華川浄水場だけではなく他の浄水場も老朽化が著しいため、各浄水場ごとの設備診断及び耐震診断を行い、更新計画策定の検討を行います。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
自己資本構成比率の改善	53.2% ▶▶	70.0%

2 老朽管の更新 担当課:施設課

方向性

- 将来にわたり安全な水道水を安定して提供していくため、老朽管の更新を年次計画により実施します。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
老朽管更新計画の進捗率	34.6% ▶▶	51.0%

3 災害時の給水体制の確立 担当課:施設課

方向性

- 非常時の対応に関する訓練を定期的に行い、また、水道相互応援協定を結ぶいわき市との連携体制の維持に努めます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
非常給水演習の実施回数(年当たり)	1回 ▶▶	1回
水道相互応援協定に基づく訓練実施回数(年当たり)	2回 ▶▶	2回



華川浄水場

個別施策 6

下水道の整備

現状と課題

公共下水道事業は、事業計画299.6haについての整備を推進していますが、市民の快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図るため、引き続き事業を推進していく必要があります。また、公共下水道の接続率は、平成25年度の73.6%に対し、平成30年度は73.4%とほぼ横ばいとなっています。毎年、供用面積が拡大しているため接続率としては伸び悩んでいます。引き続き、接続促進に努める必要があります。

漁業集落排水への接続率は増加していますが、接続者の実数は減少しているため、さらなる接続促進が必要です。

基本方針

- 市民の衛生的で快適な生活環境を確保し、公共用水域の水質保全を図るため、市街地を中心とした公共下水道事業の計画的な整備を推進するとともに、整備済区域内における既存施設の適切な維持管理に努めます。
- 漁業集落排水事業については、普及率向上のための接続加入を引き続き促進するとともに、施設の効率的な維持管理に努めます。

関連計画

計画名

北茨城公共下水道全体計画

平成2年度～令和7年度

具体的施策

1 公共下水道事業の推進 担当課:下水道課

方向性

- 事業計画面積の整備を引き続き推進します。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
事業計画面積の整備率	65.1% ▶▶	68.4%

2 水洗化の促進(公共下水道) 担当課:下水道課

方向性

- 公共下水道への早期接続を促すため、広報紙での啓発を行うとともに、職員による戸別訪問を引き続き実施します。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
公共下水道接続率	73.4% ▶▶	75.5%

3 集落排水事業の促進 担当課:下水道課

方向性

- 漁業集落排水への接続促進のため、職員による戸別訪問を引き続き実施します。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
漁業集落排水施設への接続率	71.4% ▶▶	74.7%



公共下水道用マンホール鉄蓋



平潟漁業集落排水用マンホール鉄蓋

個別施策 7

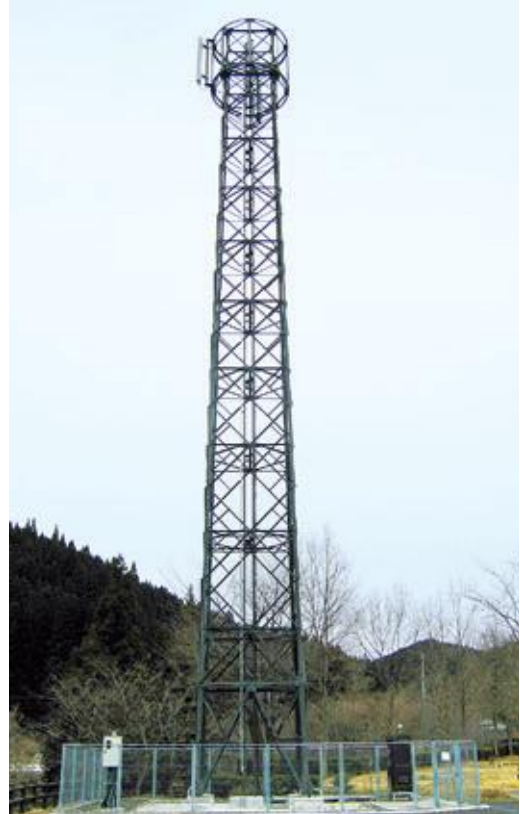
地域情報化の推進

現状と課題

現在、ICT（情報通信技術）が急速に進展し、市民生活や経済・産業活動に大きな変化を与えており、今後もICTの高度化が進むことが予想されるため、市民の誰もがICTの利便性を実感できる環境づくりが求められます。

本市では、GIS（地理情報システム）を活用した避難所情報等の掲載や子育てワンストップサービスによる子育てに関する様々な手続きの電子化、公共施設予約システムの導入などを行ってきましたが、今後も、情報通信技術を活用した市民サービスの向上に努めることが必要となります。

また、近年、行政の透明性を高めるとともに、官民協働等を推進し、地域の諸問題の解決、地域活性化を図るため、公共施設情報・防災情報・地図情報などの行政がもつ公共データを市民がインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて容易に活用できる「オープンデータ化」への関心が高まっています。地域の課題を解決する新しいアイデアの創出や市民協働による地域活性化を推進するため、公共データのオープンデータ化にも取り組む必要があります。



地域情報化設備

基本方針

- ICTを活用した利便性の高い市民サービスの向上に努めます。

具体的施策

1 地域情報化の推進

担当課：企画政策課

方向性

- コンビニエンスストアにおける証明書等の自動発行（コンビニ交付）、公共施設予約システムのさらなる活用（対象施設の増加）など、ICTを活用した市民サービスのさらなる向上を図ります。
- 市民等がインターネットなどを通じて容易に公共データを利活用できるように、ニーズの高いデータの「オープンデータ化」に努めます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
コンビニエンスストアにおける証明書等の自動発行(コンビニ交付)の実施	-	実施

基本目標 V

人と地球にやさしい 安全なまちづくり

基本施策	個別施策
1 環境保全・循環型社会の実現	1 自然環境・生態系の保護、保全
	2 環境保全・公害防止
	3 循環型社会の推進
2 生活環境の向上	1 ごみ、し尿等の処理体制の充実
	2 市営斎場・霊園の活用
	3 交通安全の推進
	4 地域防災の推進
	5 消防・救急の充実
	6 防犯体制の充実

個別施策 1

自然環境・生態系の保護、保全

現状と課題

森林や河川などの自然環境は、水源のかん養、自然災害の防止、豊かな漁場の育成など、様々な公益的機能を有しており、市域北西部の山林の多くは花園花貫県立自然公園に指定され、最西部には関東最大のブナの原生林が広がるなど、水源かん養林として重要な役割を担っています。

今後も国や県の環境施策を活用しながら、山林や樹林地、海岸線の保全に努める必要があります。さらには、市民の環境保全の意識を高め、河川水質等の環境基準達成を維持することも重要となります。

基本方針

- 本市の豊かで貴重な自然環境を次世代に継承していくため、森林や里山、河川、海岸などの生態系に関する状況を把握するとともに、市域西部に位置する花園花貫県立自然公園をはじめとする樹林地や里山などを積極的に保全します。
- 市街地に隣接する保安林や緑地などを保全し、緑豊かな環境維持に努めます。
- 県と連携して海岸線の保全に努めます。また、河川の水質保全に努めます。



花園溪谷

具体的施策

1 山林・樹林地の保護、保全 担当課：農林水産課

方向性

- 本市の自然環境の骨格を形成する花園花賀県立自然公園、車地区及び下相田地区の緑地環境保全地域、大塚地区の西明寺自然環境保全地域、五浦地域の風致地区、市街地に隣接する保安林について積極的な保護・保全に努めます。
- 茨城県森林湖沼環境税などを積極的に活用し、森林の保安・整備を進めます。また、あらゆる学習機会を通じて、森林環境教育を推進します。
- 松くい虫による被害を防止するため、松くい虫撲滅のための予防を行います。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
環境学習の機会提供数(年当たり)	1回 ▶▶	1回
海・川・森林などの自然環境の 保安・保護に対する満足度 (市民アンケート)	54.3% ▶▶	60.0%

2 河川・海岸の保護、保全 担当課：下水道課・生活環境課

方向性

- 公共下水道及び合併浄化槽の整備・維持を進め、河川等の水質保全に努めます。
- 河川等の水質汚濁を未然に防止するため、定期的な水質検査等を実施し環境保全に努めます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
浄化槽法に基づく 法定検査受検率の向上	50.8% ▶▶	60.0%
河川水質検査(環境基準達成状況)	100% ▶▶	100%を維持
磯原・二ツ島海水浴場水質判定基準	A(良好) ▶▶	AA(特に良好)



二ツ島海水浴場

現状と課題

本市では、「北茨城市公害防止条例」を制定し、公害の未然防止に向けて事業者や市民、行政の責務を規定しており、この条例に基づき市内の工業団地に立地する企業と「公害防止協定」を結んでいます。公害苦情件数は減少していますが、引き続き、事業者、市民とともに地域の環境保全に努める必要があります。

一方、ごみの不法投棄については増加傾向にあるため、監視活動を強化する必要があります。

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の拡散に対し、茨城県と連携してモニタリングポストによる常時監視や市内公共施設における空間放射線量の測定を行っていますが、今後も市民の不安を払拭するため、引き続きモニタリングとその結果の公表を行っていく必要があります。

基本方針

- 地域の生活環境の向上を目指し、市民・事業者の協力のもと、水質汚濁防止や大気汚染対策など、各種の公害防止対策に取組み、安全・安心な生活環境の確保に努めます。
- 環境保全等に関する市民意識の向上に努めるとともに、不法投棄の定期的な監視活動を行います。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の拡散に対する市民の不安払拭のため、引き続き放射性物質濃度測定などを行います。

具体的施策

1 公害防止対策の推進 担当課:生活環境課

方向性

- 事業者との公害防止協定に基づく水質検査などの実施を行うなど、公害防止対策の推進に努めます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
公害測定・水質検査の基準値(協定値)超過件数	0件 ▶▶	0件を維持

2 公害苦情の適切な処理 担当課:生活環境課

方向性

- 公害苦情については減少しているものの、引き続き問題解決に努めます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
公害苦情件数(年当たり)	38件 ▶▶	34件

3 ごみの不法投棄防止 担当課:生活環境課

方向性

- 不法投棄監視員による定期的な監視活動を実施するとともに、不法投棄の防止対策を講じます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
不法投棄件数(年当たり)	53件 ▶▶	50件

4 放射性物質対策 担当課:生活環境課

方向性

- 市民の安全・安心を確保するため、各地区の定期的な放射性物質濃度の測定を行います。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
放射性物質濃度測定頻度(月当たり)	2回 ▶▶	2回

循環型社会の推進

現状と課題

地球温暖化が原因の一つと言われる局地的豪雨が全国的に発生していることから、本市においても温暖化防止に取り組む必要があります。

また、市内在住の茨城県地球温暖化防止活動推進員と連携した省エネ・節電の街頭キャンペーンに取り組んでおり、今後もより一層市民の環境意識の高揚を図る必要があります。

環境美化運動については、毎年5月の「北茨城市環境美化運動の日」に合わせ、海岸線及び主要道路等の一斉清掃を実施しています。

小・中学校においては、間伐体験や省エネ・節電への取り組み、水生生物などの調べ学習をととした学校単位で特色ある環境教育が行われています。さらに市内小・中学生を対象に、夏休みの課題として環境標語を募集し、平成30年度は約1,000件の応募がありました。今後も環境に関心をもつ機会を作ることで環境に対する意識の高揚を図る必要があります。

基本方針

- 将来にわたって持続可能な循環型社会の構築を目指し、地球温暖化防止対策に資する二酸化炭素排出量の少ない地球にやさしい生活スタイルについて、一人ひとりの意識高揚を図るとともに、市民の自発的活動を支援します。
- 環境美化運動についての啓発や環境教育を推進するとともに、市民の環境保全活動を積極的に促進します。



環境美化運動

具体的施策

1 地球温暖化対策の推進 担当課:生活環境課

方向性

- 地球温暖化防止活動推進員の活動を支援するとともに、地球温暖化防止に向けて省エネ・節電などのPR活動に努めます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
地球温暖化防止に対するPR活動回数 (年当たり)	4回 ▶▶	4回

2 環境美化運動・環境教育の推進 担当課:生活環境課

方向性

- 市民一人ひとりの環境保全意識の高揚を図るため、学校、地域等において環境教育を行うなど環境に対する取組みを強化します。
- 市内一斉の環境美化運動を引き続き実施します。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
環境美化活動への参加者	2,220人 ▶▶	2,800人

3 環境保全活動の普及・啓発 担当課:生活環境課

方向性

- 環境保全活動を積極的に行っている市民や団体、事業者を広報紙などで紹介し、活動の普及・啓発に努めます。
- 市民夏まつりや市が主催するイベントを通じて、環境保全活動やリサイクル活動についての啓発に努めます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
環境保全に対するPR活動回数 (年当たり)	4回 ▶▶	4回

個別施策 1

ごみ、し尿等の処理体制の充実

現状と課題

ごみ処理施設については、高萩市との広域による整備を行うことになったことから早期完成を目指すとともに、現施設については最小限の修繕による適切な運営を図る必要があります。

指定ごみ袋の有料化や容器包装リサイクル法の施行などにより、ごみの減量化を推進していますが、今後もごみ減量化への取組みを強化することが求められています。

し尿処理施設についても老朽化が著しいことから、引き続き計画的な修繕を実施し、長寿命化を図りながら、下水道施設との共同化を検討します。

基本方針

- 限りある資源を有効に活用するため、循環型社会の構築とごみ、し尿等の処理体制の充実を図ります。

関連計画

計画名

一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

平成30年度～令和14年度

具体的施策

1 ごみ処理体制の充実 担当課:生活環境課

方向性

- ごみの減量化に努めるとともに、高萩市と共同でごみ処理施設の整備・運営を行います。
- 限りある資源を有効活用するため、リサイクル事業の推進に努めます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
新ごみ処理施設の整備	- >>>	整備
市民一人1日当たりのごみ排出量	981.4 g >>>	965.8 g
ペットボトル回収量	137 t >>>	144 t

2 し尿処理体制の充実 担当課:生活環境課・下水道課

方向性

- 施設の長寿命化を図りながら、下水道施設との共同化を検討します。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
下水道施設との共同化	- >>>	方針決定

個別施策2

市営斎場・霊園の活用

現状と課題

本市では、市民の葬祭時の利便性向上を図るために、葬祭場（火葬場）、やすらぎ聖苑（斎場）、泉沢霊園、いずみさわ会館を運営してきましたが、人口構造変化に伴う家族葬の増加など、社会変化に伴うニーズの多様化への対応などの課題があります。

また、施設の老朽化が進んでいるため、計画的な修繕を行い、長寿命化を図る必要があります。

基本方針

○ 各施設の維持管理に努めるとともに、社会変化に対応した斎場・霊園の利便性の向上を図ります。

具体的施策

1 葬祭場（火葬場）の維持管理 担当課：生活環境課

方向性

- 利便性の向上に努め、計画的な修繕を行い長寿命化を図ります。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
葬祭場、やすらぎ聖苑、泉沢霊園に対する満足度(市民アンケート)	72.6% ▶▶	80.0%

2 やすらぎ聖苑（斎場）の維持管理 担当課：生活環境課

方向性

- 計画的な修繕工事を実施し、長寿命化を図るとともに、社会変化に伴う家族葬などへの対応など、利便性の向上に努めます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
やすらぎ聖苑使用件数(年当たり)	58回 ▶▶	60回

3 泉沢霊園・いずみさわ会館の充実 担当課：生活環境課

方向性

- 計画的な修繕を実施していくとともに、利用PRに努め、使用許可数の向上に努めます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
いずみさわ会館使用件数(年当たり)	28回 ▶▶	40回
泉沢霊園使用許可数	1,178区画 ▶▶	1,400区画

個別施策 3

交通安全の推進

現状と課題

交通安全教室や街頭キャンペーン開催にあたり、民間交通安全指導員や交通安全協会と連携して実施していますが、指導員等の高齢化が顕著であり、次世代担い手不足が課題となっています。また、高齢者、子どもの交通事故発生率が高いことから、引き続き交通安全啓発に向けて取り組む必要があります。

道路における危険箇所については、通学路は、関係者による点検を実施し安全対策を進めているところですが、一般道路は、道路等利用者からの情報に頼っている部分が大きいため、通報後の対応をせざるを得ない状況です。

基本方針

- 警察や交通安全協会などの関係団体との連携強化により、交通安全運動や交通安全教育など、交通安全のための取組みを推進し、市民の交通マナーの向上、交通安全に対する意識高揚を図ります。
- 道路等の危険箇所の把握に努めるとともに、住民要望や通学路交通安全プログラムに位置づけられた対策を着実に推進します。

具体的施策

1 交通安全教育の推進 担当課:総務課

方向性

- 子どもや高齢者を対象とした交通安全教室の開催、警察や関係団体と連携した交通安全街頭キャンペーンなど、引き続き交通安全教育・運動を実施します。
- 死亡事故に占める高齢者の割合が高い傾向にあるので、高齢者クラブ等関係団体に呼びかけ、積極的に高齢者交通安全教室を実施します。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
交通安全教室の開催	22回	30回

2 交通環境の整備 担当課:建設課

方向性

- 現状の危険箇所の把握については、通学路合同点検や住民要望によるものがメインとなっていますが、今後はより多くの危険箇所を把握するため、交通ビッグデータなどを活用した交通安全対策を検討します。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
歩道などの交通安全施設に対する満足度(市民アンケート)	30.7%	40.0%

個別施策4

地域防災の推進

現状と課題

総合防災訓練については、毎年3月11日に、市と地域、関係機関が連携して実施し、災害時における迅速かつ的確な活動の構築と相互間の緊密な協力体制を強化し、市民の防災に対する基本的知識と意識の高揚を図っています。また、自主防災組織については、17団体が組織されていますが、引き続き未結成の地区に対し働きかけを行っていくとともに、防災知識の広報・啓発を進める必要があります。

東日本大震災以降、本市では防災体制の整備を図ってきましたが、平成30年に茨城県で実施した地震被害想定調査において、新たな被害想定が示されたことなどから、防災体制のより一層の強化が求められています。

防災基盤については、防災行政無線の整備等により災害時の情報収集伝達体制に対する満足度は向上していますが、場所によっては聞こえにくいところもあることから、整備を継続し情報伝達の充実に努める必要があります。

東日本大震災では沿岸地域の津波被害が甚大であったため、沿岸地域の市民や観光客等が緊急時迅速に避難できるよう津波避難路の整備を進めています。

洪水ハザードマップについては、平成30年度に見直しを行いました。土砂災害の部分に関しては、今後、県による土砂災害警戒区域の見直しが行われる予定のため、それに合わせた改定の必要があります。

本市の土砂災害危険箇所の中で、9割が急傾斜地崩壊危険箇所となっており、その中でも老朽化により、危険と判断された箇所についての早急な対応が必要です。

また、近年の集中豪雨等の状況からも、大北川・花園川における甚大な風水害を想定することも重要です。



防災無線

基本方針

- 災害発生時の自主防災組織を中心とした自助、共助による活動を強化し、市全体の防災・減災意識を高めることを目指します。
- 防災行政無線について、現在は80基の設置を完了しており、今後は要望に応じた設置に努めます。
- 津波避難路である都市計画道路北町・浜田線及び北町・関本中線の整備を復興創生期間内の完成を目指して進めていくことで、東日本大震災を教訓とした防災基盤と防災体制の整備に努めます。
- 急傾斜の崩壊による災害から市民の生命を保護するため、県と連携して必要な措置を講じます。

関連計画

計画名

北茨城市地域防災計画

平成31年3月策定

具体的施策

1 防災体制の整備 担当課: 総務課

方向性

- 総合防災訓練は、災害時における迅速かつ確かな活動の構築と相互の協力体制を強化し、市民の防災に対する基本的知識とさらなる意識の高揚につながるため、引き続き実施します。
- 自主防災組織の活動を支援し、未結成地区については組織設立を促します。
- 防災体制の整備について、引き続き充実を図ります。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
総合防災訓練の実施回数(年当たり)	1回 ▶▶	1回を維持
自主防災組織への支援・育成	17団体 ▶▶	20団体

2 防災基盤の整備 担当課: 総務課・企画政策課・都市計画課

方向性

- 防災行政無線について、「音声聞こえにくい」というような声に対し、現地調査等を継続し改善を目指します。
- 津波避難路である都市計画道路北町・浜田線及び北町・関本中線の整備を復興創生期間内の完成を目指して進めていくことで、東日本大震災を教訓とした防災基盤と防災体制の整備に努めます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
津波避難路の整備率	54.7% ▶▶	100%

3 治山・治水対策の推進 担当課: 総務課・建設課

方向性

- 今後、茨城県による土砂災害警戒区域等の見直しが行われる予定であり、これにあわせ洪水ハザードマップ(土砂災害部分)を改定します。
- 引き続き、急傾斜地崩壊危険箇所について、茨城県が実施する工事の費用を一部負担し、市民生活の安全を守ります。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
洪水ハザードマップ(土砂災害部分)の改定	- ▶▶	改定



総合防災訓練



津波避難タワー

個別施策5

消防・救急の充実

現状と課題

消防では、東日本大震災後に燃料備蓄施設を併設した新消防庁舎を整備し、さらに非常備消防施設については、消防団施設の統合や機能別消防団の設置により時代にあった消防体制を構築しているところです。

消防車両については、車両更新計画に基づき整備していますが、今後も引き続き地域の特性にあった車両整備が必要となります。さらに消防水利については、消火設備の増加に努めるとともに、開発行為に対しても、防火水槽や消火栓の設置を指導し、消防水利の確保に努めているところです。また、防火管理講習会を定期的で開催するとともに、各種立入検査の実施、住宅用火災警報器のさらなる設置促進などの、火災予防にも努めています。

近年、大規模な自然災害の頻発など多様化する災害や緊急事態への対応、高齢化社会による救急出場の増加など消防防災力の強化が求められる中、茨城消防救急無線・指令センターにおいて共同で消防指令業務を運用することで、災害情報の一元化による迅速で的確な災害対応に努めています。

なお、広域消防については、茨城県24本部を5ブロックに広域化する方針で、県北6消防本部（北茨城市、高萩市、日立市、常陸太田市、常陸大宮市、大子町）において消防広域化の実現に向けた協議を実施していますが、実現に至っていないため、今後も議論する必要があります。

救急体制については、体制の強化を図るため、救急救命士及び救急隊員の人員確保・質の向上が必要となっています。また、地域医療機関との連携強化が求められており、ドクターヘリやラピッドカーの有効活用が必要です。さらに、救命率向上のため、バイスタンダーの育成も求められています。



消防庁舎

基本方針

- 市民の生命と財産を守るため、地域の消防団との連携のもと初動体制の確保に努め、消防・救急体制の充実強化を図ります。また、防災意識の啓発や事業所への立入検査・指導を通じ、予防消防を推進します。
- 救急体制については、地域医療との密接な連携によるメディカルコントロール体制の強化、市民の自主的救護能力の向上を図るなど病院前救護体制の充実に努め、適切な救急搬送・救命率の向上を目指します。

具体的施策

1 消防体制の充実 担当課:消防本部

方向性

- 消防団施設の適正配置を進め、20分団25部とし、消防ポンプ自動車は車両更新計画に基づき地域性を考慮した更新を進めます。
- 防火管理の意識の高揚を図るために、防火管理講習会や事業所への立入検査・指導を通じて、予防消防の重要性の周知に取組みます。
- 消防水利の整備については、防火水槽と消火栓を折りあわせた整備を進め、整備指針に基づく水利の確保に努めるとともに、開発行為に対しても消防水利の設置指導を行います。
- 消防体制については、災害の多様化が進んでいるため、隊員の教育、訓練強化に努めます。
- 広域消防については、多様化・大規模化する災害・事故に的確に対応するため、消防体制のさらなる充実強化を目指し、関係市町村との協議を進めます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
消防団適正配置計画に基づく部の統合	20分団 30部 ▶▶▶	20分団 25部
防火管理講習会修了者数	48名 ▶▶▶	50名
事業所立入検査	39事業所 ▶▶▶	80事業所

2 救急体制の充実 担当課:消防本部

方向性

- 市民病院で救急隊を派遣した研修を実施するなど人材育成に取り組めます。
- ラピッドカー運用体制を活用し、地域医療機関や関係機関、メディカルコントロール体制とのより一層の連携強化を進めていきます。
- バイスタンダーの育成に向けて、普通救命講習会を実施します。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
病院前心拍再開率	14.3% ▶▶▶	20.0%
普通救命講習会の実施回数	35回 ▶▶▶	50回



消火訓練



消防車両

個別施策6

防犯体制の充実

現状と課題

見守りやパトロール活動、防犯キャンペーンの実施にあたり、高萩地区防犯協会や北茨城市防犯連絡員協議会と連携していますが、会員の高齢化が進んでおり、次世代の担い手不足が課題となっています。

一方で、二セ電話詐欺等犯罪の手口は巧妙化しており、新種の手口に対する注意喚起をより一層強化する必要があります。

防犯灯及び街路灯の設置数は、平成25年度の4,500灯に対し平成30年度は5,038灯と増加しました。また、市民アンケートによると、「防犯灯の設置など防犯施設の整備に対する満足度」は平成26年調査の33.1%から平成30年調査の40.8%とやや改善しているものの、依然として低い状況であることから、今後も市民のニーズを調査しながら、さらに設置に努めていく必要があります。

基本方針

- 警察や関係機関、地域社会と協力・連携を図り、登下校時における子どもの見守りやパトロール活動など、安全で安心なまちづくりのための環境づくりを推進します。
- 犯罪を抑制し、安全な地域環境を確保するため、防犯灯の設置や防犯情報の提供、登下校時の子どもの安全対策、地域における防犯力の強化に努めます。

具体的施策

1 安全で安心なまちづくりのための環境整備 担当課:総務課

方向性

- 警察や関係機関及び地域社会との連携により、登下校時における子どもの見守りやパトロールを実施し、犯罪の未然防止に取組みます。
- 多発している二セ電話詐欺等についても、警察をはじめとした関係機関と連携し、防災行政無線、防災メール及び街頭キャンペーン等により広報、注意喚起を行います。
- 市防犯連絡員協議会等の活動に対し、引き続き支援していきます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
市内全域の巡回パトロールの実施 (月当たり)	8~9回	8~9回

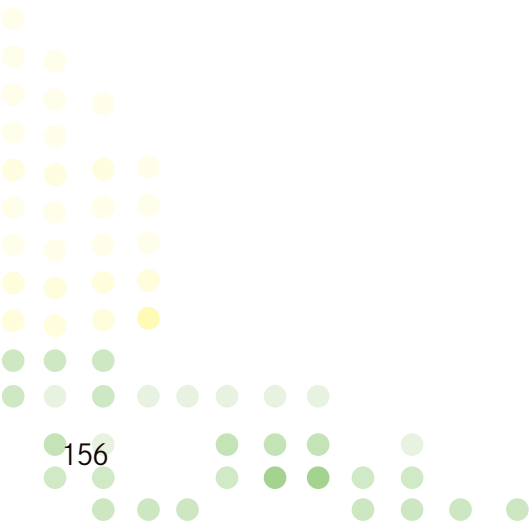
2 防犯施設の充実 担当課:まちづくり協働課

方向性

- 夜間における犯罪の未然防止と通行の安全確保のため、防犯灯の設置を推進するとともに、適切な維持管理に努めます。
- 地区で管理する街路灯については、管理費の補助を行うことにより維持に努め、防犯上の安全確保に努めます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
防犯灯及び街路灯の設置	5,038灯	5,250灯



基本目標 VI

創意に満ちた 活力あるまちづくり

基本施策	個別施策
1 産業の振興	1 農業の振興 2 林業の振興 3 水産業の振興 4 工業の振興 5 商業の振興 6 観光の振興
2 労働環境の向上と 消費者行政の推進	1 労働環境の向上 2 消費者行政の推進

個別施策1

農業の振興

現状と課題

本市の農業従事者の年齢構成について、平成27年の農林業センサスでは、販売農家の農業従事者数2,069人のうち、65歳以上の従事者数は822人で全体の約40%を占めており、今後も高齢者が大きく関わっていくものと考えられます。また、主業農家と離農を希望する農家などの間で、世代交代などを契機とした農地の流動化がさらに進むことが予想されるため、北茨城市農業振興地域整備計画に基づき、優良農地の保全、地域の発展と調和のとれた土地利用を推進する必要があります。

農業従事者の育成・確保については、国の支援策が集中する認定農業者数の増加や新規就農希望者への支援に取り組む必要があります。

水稲については、需要と供給のバランスを維持する必要があるため、米の生産調整について、飼料用米やWC S用稲等への転作を推奨し、米の生産調整や耕畜連携の推進を図っています。

畜産については、資質に優れた素牛の導入・確保に努めるとともに、本市のブランド牛である花園牛・雨情の里牛のPR活動等を行い、さらなるブランド化を推進し、販路拡大を図る必要があります。

中山間地域は、水源のかん養等重要な役割を果たしていますが、高齢化や生産条件が不利なため耕作放棄地が生じ、水土保持の大きな損失が懸念されているので、営農継続のための取組みが必要です。

市民アンケートによると、地産地消に対する意識は65.0%と比較的高い状況であるため、今後も引き続き地元で生産された農作物を地元で購入できる環境づくりが必要とされています。

基本方針

- 本市農業の活性化を目指し、担い手の育成、経営の近代化、農地の集約化を図るなど、農業経営基盤の安定化に努めるとともに、ほ場整備や集落道路の整備など、農業生産基盤の強化に取り組めます。
- 環境にやさしい環境保全型農業を推進するとともに、農作物のブランド化、地産地消を推進し、6次産業化を図ります。
- 農業や農村の果たしている機能の重要性に鑑み、優良農地の保全と秩序ある土地利用を推進するとともに、遊休農地の現況把握や実態に即した有効活用に取り組めます。

関連計画

計画名

北茨城市農業振興地域整備計画

平成16年6月策定

具体的施策

1 農業経営の強化……………担当課：農林水産課

方向性

- 北茨城市農業振興地域整備計画に基づき、優良農地保全を基調として、地域の発展と調和のとれた土地利用を推進します。
- 農業従事者の育成・確保を目指し、国の支援策が集中する認定農業者の増加や新規就農希望者の支援に取組みます。
- 遊休農地や荒廃地の拡大防止と生産性の向上を推進するため、規模拡大意欲の強い農業者や担い手へ農地の集約化と集積化を図ります。
- 飼料用米の生産やその他の転作物の生産拡大、収益性の高い作物への転換を推進します。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
認定農業者数	42人 ▶▶	47人
新規就農総合支援事業対象人数 (年当たり)	2人 ▶▶	2人
飼料作物等の生産面積	265ha ▶▶	265ha

2 農業基盤の整備……………担当課：農林水産課

方向性

- 生産性の向上を図るため、ほ場の整備、用排水路や集落道路等の整備を推進します。
- 化学肥料や農薬が環境に及ぼす影響を考慮し、畜産、耕種、園芸農家等の連携により、環境保全型農業を推進します。
- 優良な肉用牛の産地としての確立を図るため、資質に優れた素牛の導入・確保に努めるとともに、環境に配慮した畜産経営を推進します。
- 花園牛と雨情の里牛のブランド化を推進するとともに、PR活動により販路拡大を目指します。
- 茨城県、関係団体、生産者などと連携し、畜産経営の合理化を推進します。また、飼料用米の活用など、耕畜連携による取組みを推進します。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
環境への負荷を軽減する農法 (エコ農業)の奨励	4.88ha ▶▶	5.85ha

3 地域の活性化と環境整備……………担当課：農林水産課

方向性

- 活力があり、かつ暮らしやすい農村づくりを目指すため、秩序ある土地利用を図りながら、農道や排水路などの農業生産基盤と農村における生活環境の一体的な整備を行います。また、集落や土地改良区などのまとまりによって実施する地域ぐるみの営農活動や共同作業を支援します。
- 多面的機能を有する中山間地域の活性化を図るため、集約型農業への転換と集落単位での営農の組織化を推進します。
- 消費者ニーズに対応した付加価値の高い高収益作物を導入するなど、中山間地域の特性に応じた事業展開について検討します。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
農業生産条件の不利な地域での 営農の組織数	3団体 ▶▶	5団体

4 新たな農業施策の展開 担当課: 農林水産課

方向性

- 豊かな食生活を支える信頼ある食と農を確立するため、地産地消を推進します。また、生産者と消費者の交流を進め、地元で生産された新鮮で安全・安心な農作物を、直売所などをおとして提供します。
- 農協、商工会等が中心となって取組んでいる地域の農作物を使った特産加工品の研究や販売活動を支援するとともに、組織や団体の枠を超えた交流を積極的に推進します。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
地産地消への関心度 (市民アンケート)	65.0% ▶▶	70.0%



水田

個別施策2

林業の振興

現状と課題

本市の森林構成は、市民の生活に密着した里山と林業生産活動を実施している人工林帯、さらに天然の樹林帯と、多様性のある林分構成になっています。

林業については、輸入材による価格の圧迫や建築様式の変化等により、林業従事者の高齢化と相まって、林業経営を困難なものとしているのが現状です。このような状況の中、市内にも荒廃が進む森林が増加しており、林業経営の健全化と担い手の確保が喫緊の課題となっています。今後は、森林組合や森林所有者との連携を図り、集団的かつ計画的に造林、保育、間伐、伐採を実施するとともに、新規従事者を含めた林業の担い手確保に積極的に取り組んでいくことが必要です。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、依然としてイノシシを食用とすることができなくなっていることから、イノシシの駆除に対する支援も必要となっています。



林業

基本方針

- 持続可能な林業経営と森林資源の循環利用を目指し、北茨城市森林整備計画に基づき、担い手の確保・育成、林業施業の合理化による林業の振興を図ります。
- 市民の森林に対するニーズに対応するため、森林のもつ多様な機能を活かしながら、市民の憩いの場や自然とのふれあいの場として、森林の総合活用を図ります。

関連計画

計画名

北茨城市森林整備計画

令和元年度～令和10年度

具体的施策

1

林業経営の強化

担当課：農林水産課

方向性

- 北茨城市森林整備計画に即して、森林施業の共同化を促進するため、森林組合等の育成強化を図ります。
- 林野庁の「緑の雇用」事業を活用し、新規従事者の雇用促進を図ります。
- 北茨城市森林整備計画に基づく各種事業の導入により、計画的な間伐を実施します。

指標

指標名

実績値(平成30年度)

目標値(令和6年度)

水源かん養や山地災害及び地球温暖化の防止のための間伐面積

557.26 ha



807.26 ha

2 自然資源の保全・活用 担当課：農林水産課

方向性

- 広葉樹林が広く分布する山林や渓谷などについては、貴重な自然資源としての保全を前提としつつ、憩いの場や森林とふれあえる場所として総合的な活用を図ります。また、身近な緑として平地林や里山林を保全・活用します。
- 森林の役割を学ぶため、間伐材を利用した「でき杉君」(学習机)の製作などを行う木工教室を開催します。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
平地林や里山林の整備面積	5.8 ha ▶▶	10.8 ha

3 有害鳥獣対策 担当課：農林水産課

方向性

- 捕獲したイノシシ等の処分に要する経費の補助を行います。
- イノシシ等の侵入防止柵の設置費の補助を行うなど、被害の防止に努めます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
イノシシの捕獲に対する補助件数(年当たり)	497件 ▶▶	550件



親子木工教室

個別施策3

水産業の振興

現状と課題

本市の水産業は、海面においては大津漁港と平潟漁港を拠点に、大中型まき網漁業や沖合い底びき網漁業、船びき網漁業などが営まれており、内水面においては、大北川や花園川等で遊漁（釣り）が行われています。また、水産加工業では、大津地区においては魚の煮干や冷凍加工などが行われ、平潟地区では煮ダコや練り製品などの加工が行われています。また、本市の漁業者や水産加工業者は、高齢化や従業者の減少が続いている状況であるため、漁業者や水産加工業者への金融支援や経営支援を継続的に行うとともに、つくり育てる漁業への転換など新たな取組みによって、漁業の振興を図る必要があります。

東日本大震災により被害を受けた漁港施設については、大津漁港、平潟漁港ともに復旧が完了しましたが、流通面において、東京電力福島第一原子力発電所事故による風評被害が未だに残っています。

基本方針

- 本市水産業の活性化と都市交流型の漁村づくりを目指し、漁業基地の基盤整備を進めるとともに、経営の安定化と担い手の育成に努めます。また、機能的な漁港環境を実現するため、漁業と水産加工業が連携した基盤強化について検討します。
- 内水面漁業においては、河川の生産能力の向上に努めるとともに、自然環境に配慮しながら振興を図ります。
- 水産物の流通と加工においては、施設の集約化や協業化を進めるとともに、付加価値や品質管理の向上に努め、販路拡大を図ります。



大津漁港

具体的施策

1 東日本大震災からの復興 担当課: 農林水産課

方向性

- 漁業者への漁獲共済掛金助成等による金融支援や、水産加工業者への水産加工物新商品開発支援等による経営支援を行います。
- 風評被害への対策として、非破壊放射能測定システムを活用した市内水産物の安全・安心のPRに努めます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
金融・経営支援施策数	5件 ▶▶	5件

2 水産業経営の強化 担当課: 農林水産課

方向性

- つくり育てる漁業の推進を図り、茨城県栽培漁業協会や水産試験場と連携し、稚魚・稚貝の放流による資源の増加を目指し、豊かな漁場の維持に努めます。
- 漁業協同組合等を支援し、新規就業支援に努めるとともに、水産業の担い手不足に対応するため、外国人技能実習生の受け入れを進めます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
つくり育てる漁業(アワビ放流量)	16,900個 ▶▶	20,000個
外国人技能実習生受け入れ人数	14人 ▶▶	42人

3 水産業基盤の整備 担当課: 農林水産課

方向性

- 大津漁港については大中型まき網漁業の総合基地としての維持管理に努め、平潟漁港は既存施設の維持管理に努めます。
- 内水面漁業の安定化を目指し、河川の生産能力の向上を図るため、漁場の維持管理や稚魚放流による資源の増大に努めます。
- 水産物の付加価値の向上と品質管理の向上に努め、販路拡大を目指します。また、水産加工業の集約化や事業の協同化について、検討を進めます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
大北川・花園川での稚魚放流数	30,000尾 ▶▶	30,000尾



平潟漁港



稚魚放流

個別施策4

工業の振興

現状と課題

南中郷工業団地の分譲地については、茨城県開発公社と連携して引き続き企業誘致を行い、進出意欲のある企業に対して各種支援制度の周知を行う必要があります。

また、茨城産業再生特区において認定される対象資産（令和3年3月末までの取得のもの）について、取得後5か年度課税を免除することにより、企業の設備投資を支援しています。

中小企業においては、経営者や技術者等の高齢化が進んでおり、経営や技術・技能の円滑な継承と人材確保が課題となっています。

工業用水道では、駒木浄水場の主要な重要設備が老朽化しており、順次更新が必要な時期となっています。しかしながら、近年契約水量が大きく減少し、大幅な減収となっている現状では、健全な経営を続けながらの施設更新は不可能な見通しとなっています。主要重要設備の更新を行うことで、安定的な経営と永続的な工業用水の供給に努めるためには、料金改定も含めた財源確保について検討していく必要があります。

基本方針

- 首都圏及び東北地方からの交通アクセスの利便性や、恵まれた自然環境などの本市の優位性を活かし、企業誘致を推進し、地域産業の振興と活性化を図ります。
- 中小企業に対する支援を引き続き行い、安定的経営と体質強化を促進するとともに、地域に根ざした創業・第二創業を支援します。また、人材確保の観点から高校生などの地元への就職を推進します。
- 工業用水道については、都市構造の基幹施設として永続的な安定供給に努めます。

具体的施策

1 企業誘致の推進 担当課：商工観光課・税務課

方向性

- 南中郷工業団地の分譲地については、引き続き企業誘致を行います。
- 進出企業や新たな設備投資に対し、企業誘致奨励金事業などによる固定資産税等の優遇措置、工業用水の3年間無償化を引き続き実施します。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
南中郷工業団地の分譲率	92.3% ▶▶	100%
誘致・増設企業数(年当たり)	2企業 ▶▶	2企業

2 中小企業の振興 担当課: 商工観光課

方向性

- 茨城県信用保証協会と連携し、中小企業に対し、自治金融制度による融資の際に、保証料の補給などの支援を行います。
- 市商工会等と連携し、創業・第二創業に係るスクールの実施や高校生就職面接会を実施します。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
創業・第二創業スクール受講者数(年当たり)	4人 ▶▶	6人
高校生就職面接会開催数(年当たり)	2回 ▶▶	2回

3 工業用水道の充実 担当課: 業務課・施設課

方向性

- 駒木浄水場の主要設備の更新にあたり、水需要の見通しを踏まえ、更新計画策定の検討を行います。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
設備更新計画の策定	- ▶▶	策定(方針決定)



工業団地

個別施策5

商業の振興

現状と課題

商業において、消費者ニーズは多様化し地元の商店街は空洞化が進み、経営者の高齢化や後継者不足等と相まって、商店街の事業運営はもとより存続そのものが危惧される状況にあります。また、商業施設の郊外への出店傾向はさらに深まり、厳しい経営状況が慢性化しています。

今後は、商業者を取り巻く環境の動向を踏まえながら、空き店舗対策や商業経営の基盤強化に取組み、基本的で魅力的な商店街の持続とにぎわいを図ることが求められています。

基本方針

- 商業の活性化と経営の安定化を図るため、経営基盤強化のための支援を実施するとともに、市商工会と連携し地場産業の育成と振興を図るため、地元特産品の開発や販路拡大に努めます。また、空き店舗対策やきめ細かい消費者ニーズへの対応に取り組めます。
- 中小企業者に対し自治金融制度の利用を促し、市内事業者による商品開発や販路開拓を支援し、市商工会と連携し経営指導や相談体制を整備します。また、経営講習会などの開催支援や空き店舗対策の検討を行います。

具体的施策

1 商業経営の強化 担当課: 商工観光課

方向性

- 商業経営の強化と経営の安定化を図るため、中小企業信用保険法による保証制度の利用や自治金融制度の融資のあつ旋を継続します。
- 経営に関する各種講習会及び講演会の開催を支援します。
- 地場産業の育成と振興を図るため、地元特産品の開発に取り組むとともに、販路拡大に努めます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
商業経営強化のための講習・講演会開催数	0回	2回
商品開発・販路開拓等支援補助件数	2件	3件

2 商業基盤の充実 担当課: 商工観光課

方向性

- 北茨城市商工会との連携による空き店舗対策の検討などを行います。
- 地域の特性を活かした商業拠点づくりを検討します。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
商業・サービス業の振興に対する満足度(市民アンケート)	34.9%	50.0%

個別施策 6

観光の振興

現状と課題

観光は、自然、歴史、文化などに関する様々な体験や交流の中で、地域の経済や文化を活性化させ、産業の振興に大きく寄与するものです。

東日本大震災後激減した本市の観光客は回復傾向にありますが、県内他地域に比べると震災以前の水準への回復が遅れていたため、「北茨城市観光アクションプラン」を策定しました。今後は、プランに基づく戦略的な観光振興施策の展開が求められています。また、本市がもつ観光資源である海、山、あんこう、六角堂を活かしつつ、新たな観光素材を見出し、北茨城ならではの演出を加え、多彩な観光プロモーションを進めていくことが必要です。

基本方針

- 既存観光資源に加え、観光客を魅了するような今までにない観光資源を積極的に発掘し、魅力あふれる観光商品の提供に努めます。
- 農業や漁業、山や海の資源を活用した様々な体験メニューを提供し、地域の活性化と都市住民との交流を進めます。
- 観光客増加のため、おもてなし等の受け入れ体制の充実を図り、PRの強化、観光協会への支援に努めるとともに、他市との広域的な連携による広域観光圏の形成を目指します。

関連計画

計画名

北茨城市観光アクションプラン

令和元年度～令和5年度



あんこう吊りし切り



漁業歴史資料館「よう・そろー」

具体的施策

1 東日本大震災からの復興 担当課: 商工観光課

方向性

- 県内外のイベントへ積極的に参加し、PRに努めます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
観光キャンペーン年間回数	90回 ▶▶	90回

2 北茨城の観光「素材力」を高める 担当課: 商工観光課・農林水産課

方向性

- 本市の自然、歴史、文化を活かした新たな観光資源の発掘と観光周遊コースの設定を検討します。
- 山間部の美しい自然景観や貴重な野生植物の保全に努めるとともに、自然を満喫できる新たな観光ルートの開発と現ルートの充実に取り組みます。
- 農業・漁業体験、さらにはアート体験など各種体験事業とイベントを組み合わせた施策の展開を図り、交流空間の魅力アップに努めます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
新たな観光資源の発掘 (平成27年度以降)	2個 ▶▶	5個
観光周遊コースの設定数	8ルート ▶▶	13ルート
漁業歴史資料館の入場者数 (年当たり)	21,462人 ▶▶	23,900人

3 「演出力」を高める 担当課: 商工観光課

方向性

- 観光案内標識の設置・改修を進めます。
- おもてなし等を充実させるため、各種講習会を開催します。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
観光案内標識の充実	年1箇所以上の設置または修繕 ▶▶	年1箇所以上の設置または修繕
講習会開催数(年当たり)	2回 ▶▶	3回

4 観光プロモーションの充実 担当課: 商工観光課

方向性

- 観光振興の協定に基づく広域の観光連携を推進します。
- 各種観光情報を発信する観光協会ホームページの内容の充実を図るとともに、SNSを活用した発信力の強化に努めます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
隣接市町村との連携 (共同開催によるイベント・PR活動等の回数)(年当たり)	5回 ▶▶	5回
観光協会ホームページアクセス数 (年当たり)	633,586件 ▶▶	700,000件

2 労働環境の向上と 消費者行政の推進

個別施策 1

労働環境の向上

現状と課題

近年、就業形態の多様化などにより、労働環境は大きく変化しており、求職と求人の職種が一致しない「雇用のミスマッチ」が見られます。そのような中、本市ではいばらき就職支援センターとの連携による就職相談会及びハローワーク高萩との連携による求人情報の提供を実施し、市民の就労促進に努めています。

また、すべての労働者が、安全に安心して働ける雇用の場の確保に努めていくことも必要です。

基本方針

- 勤労者福祉の向上を図るため、関係機関と連携し、労働環境の改善・向上に努めます。
- 市民の就労を促進するため、関係機関と連携した求人情報の提供や相談体制の充実に努めます。

具体的施策

1 労働環境向上の啓発 担当課: 商工観光課

方向性

- すべての労働者が、安全に安心して働けるように、関係機関との連携のもと、労働環境向上に関する啓発に努めます。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
啓発活動の回数(年当たり)	1回 ▶▶	2回

2 相談体制の充実 担当課: 商工観光課

方向性

- いばらき就職支援センターとの連携による就職相談会及びハローワーク高萩との連携による求人情報の提供を引き続き行います。

指標

指標名	実績値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
就職・雇用相談会開催数(月当たり)	1回 ▶▶	1回
求人情報の提供回数(月当たり)	4~5回 ▶▶	4~5回

個別施策2

消費者行政の推進

現状と課題

最近の消費者問題は、消費者の心理を巧みについた新たな手口による悪質な詐欺まがいの商法が後を絶たず、市消費生活センターに寄せられる相談件数も増加しています。それらの複雑化・多様化する消費者問題に対応するため、暮らしに関する情報収集及び市民への情報提供等を行う必要があります。

また、消費者の権利を守るための活動を行う消費生活団体の結成に向けて取り組む必要もあります。

基本方針

- 市民の消費者問題の多様化から生じるトラブルや不安を未然に回避するため、関係機関と連携した消費者相談や消費者意識の啓発に努めます。

具体的施策

1 消費者行政の推進 担当課：商工観光課

方向性

- 茨城県消費生活センターとの連携による暮らしに関する情報収集及び市民への情報提供、消費生活相談窓口の相談体制の充実・強化、消費者意識の啓発を図るとともに、消費生活団体の育成を行います。

指標

指標名

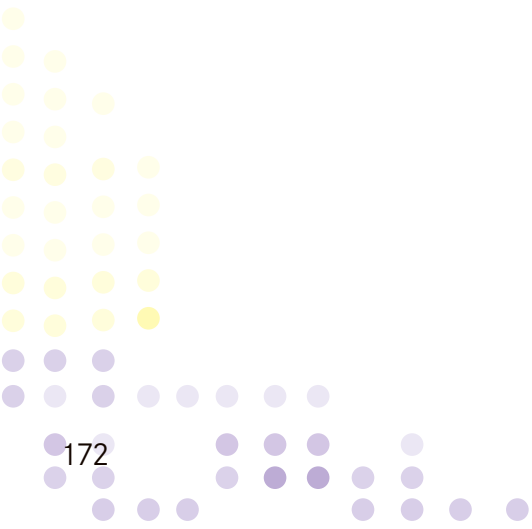
実績値(平成30年度)

目標値(令和6年度)

消費生活団体の育成(団体数)

0 団体 ▶▶

1 団体



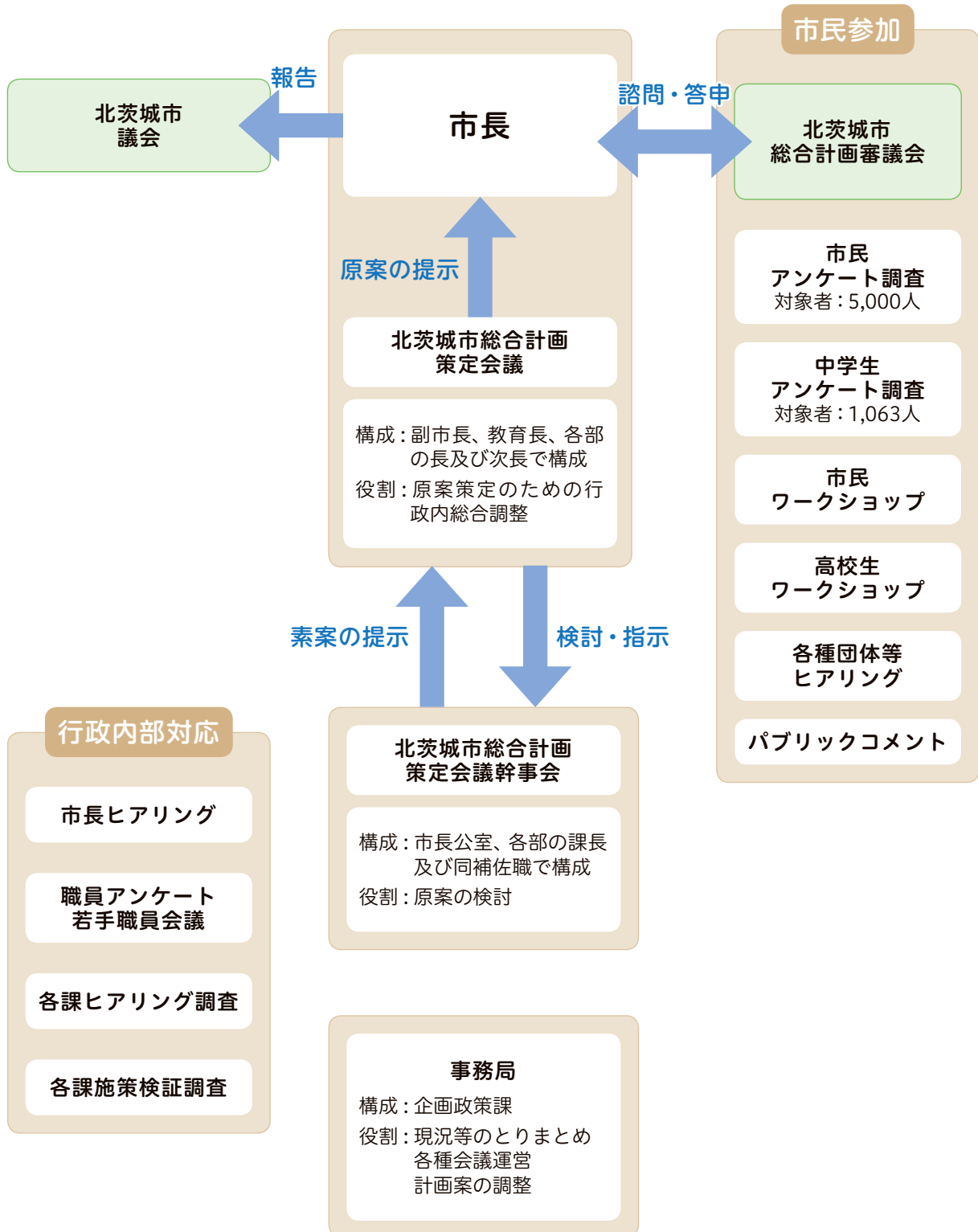
資料編

1. 策定經過概要
2. 策定体制
3. 審議會条例
4. 審議會名簿
5. 諮問
6. 答申
7. 用語解説

1. 策定経過概要

期日	項目	内容
平成30年 2月～3月	市民アンケート調査	18歳以上の市民5,000人(無作為抽出)
7月31日	第1回審議会 諮問	策定の基本的な考え方について 今後のスケジュールについて
9月	中学生アンケート調査	市内中学校在籍者1,063人(全員)
9月	職員アンケート調査	市職員 413人
平成31年 1月26日	高校生ワークショップ	高校生8名によるワークショップ
1月26日	市民ワークショップ	市民19名によるワークショップ
2月5日～2月7日	各種団体等ヒアリング	7分野57名(女性・子育て層、医療・福祉、教育・文化、都市基盤・環境、農林業、漁業、商工・観光業)
3月13日	若手職員会議	市若手職員 20名
3月18日	第1回幹事会	各種市民意向調査の結果について 第5次総合計画基本構想について
3月26日	第1回策定会議	各種市民意向調査の結果について 第5次総合計画基本構想について
令和元年 5月30日	第2回審議会	各種市民意向調査の結果について 第5次総合計画序論・基本構想について
7月12日	第2回幹事会	第5次総合計画序論・基本構想について 第5次総合計画基本計画について
8月26日	第2回策定会議	第5次総合計画序論・基本構想について 第5次総合計画基本計画について
8月30日	第3回審議会	第5次総合計画序論・基本構想について 第5次総合計画基本計画について
9月19日	第3回幹事会	第5次総合計画序論・基本構想について 第5次総合計画基本計画について
10月18日	第3回策定会議	第5次総合計画序論・基本構想について 第5次総合計画基本計画について
10月30日	第4回審議会	第5次総合計画序論・基本構想について 第5次総合計画基本計画について
11月15日	第4回幹事会 第4回策定会議	第5次総合計画序論・基本構想について 第5次総合計画基本計画について
12月2日	第5回審議会	第5次総合計画序論・基本構想について 第5次総合計画基本計画について
令和2年 1月8日～1月31日	パブリックコメント	
2月5日	第5回策定会議	パブリックコメントの実施結果について 第5次総合計画最終案について
2月17日	第6回審議会	パブリックコメントの実施結果について 第5次総合計画答申案について
2月25日	総合計画答申	
3月3日	議会説明	第5次総合計画について

2. 策定体制



3. 審議会条例

昭和48年6月28日
北茨城市条例第12号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、北茨城市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ北茨城市における総合計画に関する必要な事項を調査及び審議をする。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 住民

(任期)

第4条 審議会の委員は、当該諮問にかかる事案の審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は会長が招集し、会長はその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、会長の定めるところにより部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市長公室企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4. 審議会名簿

(敬称略)

役職	氏名	役職名
会長	上遠野 忠浩	北茨城市商工会事務局長
副会長	澤田 清	北茨城市行政改革懇談会委員
	鈴木 將之	大津漁業協同組合代表理事組合長
	谷内 伸二	認定農業者
	篠原 裕治	北茨城市観光協会副会長
	村田 昌子	北茨城市民病院副院長
	平賀 としえ	介護事業所経営者
	山名 玲子	元北茨城市教育委員会委員
	池田 勝雄	北茨城市文化協会会長
	舟生 幸枝	茨城県地球温暖化防止活動推進委員
	小野 國光	北茨城市消防団長
	福田 尚子	北茨城市創生推進会議委員
	澤 美知子	北茨城市女性連盟幹事
	山名 哲也	北茨城青年会議所理事長
	都築 響子	北茨城市地域おこし協力隊
	武子 能久	旅館・店舗等経営者
	滝 修司	神職
	上神谷 英典	北茨城市議会 (産業建設委員会)
	豊田 弘俊	北茨城市議会 (文教厚生委員会)
	松本 正春	北茨城市議会 (総務委員会)

※所属は委嘱をした時のものとなっています

5. 諮問

北 企 第2772号
平成30年7月31日

北茨城市総合計画審議会会長 様

北茨城市長 豊 田 稔

第5次北茨城市総合計画について(諮問)

北茨城市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

第5次北茨城市総合計画(基本構想・前期基本計画)の審議について

6. 答申

北 総 審第1号
令和2年2月25日

北茨城市長 豊 田 稔 様

北茨城市総合計画審議会
会長 上遠野 忠 浩

第5次北茨城市総合計画(案)について(答申)

北茨城市総合計画審議会条例第2条の規定により、平成30年7月31日付け北企第2772号で諮問された「第5次北茨城市総合計画(案)」について、慎重かつ詳細に審議を重ねてきた結果、別添のとおり答申します。

なお、総合計画を推進するにあたっては、以下の事項に留意され、将来都市像の実現に努めることを要望します。

記

- ・市民協働の理念を踏まえ、より一層の市政への市民参加を促進して本計画を推進すること。
- ・計画の推進にあたっては、着実な進行管理を実施し、基本目標の実現に取り組むこと。
- ・人口減少と少子高齢化といった社会情勢の変化に適切かつ迅速に対応し、柔軟性をもって本計画を推進すること。

以上

7.用語解説

あ行

一部事務組合	複数の普通地方公共団体や特別区が、行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する組織。
茨城産業再生特区	東日本大震災特別区域法に基づき、茨城県と13市町村（水戸市、日立市、高萩市、北茨城市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、那珂市、神栖市、鉾田市、茨城町、大洗町及び東海村）が共同申請し、平成24年3月9日付で内閣総理大臣に認定された特区。
いばらき就職支援センター	就職に関する相談から就職までをサポートする茨城県運営の無料職業紹介所。県内6か所に設置されている。
茨城消防救急無線・指令センター	茨城県内20消防本部33市町の災害通報の受信、出動指令その他の消防指令業務を共同で行う。平成28年6月1日から共同運用を開始。
茨城租税債権管理機構	市町村の収入未済額の縮減を図るため、平成13年4月に設立。茨城県内全市町村を構成団体とする市町村税徴収のための一部事務組合。
茨城県地球温暖化防止活動推進員	茨城県が実施するエコカレッジ講座や、その他環境活動人材の育成に係る講座の修了生で構成され、市町村と連携して地球温暖化防止に向けた温室効果ガス排出削減に取り組む者。市町村が推薦し、県が委嘱する。
エンパワーメント	個人が自分自身の力で問題や課題を解決していくことができる社会的技術や能力を獲得すること。
大型提示装置	大型ディスプレイやプロジェクターなど、デジタルコンテンツを大きく映す提示機能をもつ装置。
大津町盆船流し	8月16日の早朝、新盆を迎えた家で行われる盆行事。木（かつては麦わら等）で作られた船体の中央部には一斗缶などを利用した機関室、煙突などが作られ、船尾には舵や櫓、竹や木の帆柱には船名や故人の戒名などが書かれた白帆が張られる。機関室には線香が焚かれ、舳先部と舵部にはわらや胡瓜、茄子などで作られた船頭が乗せられる。盆船は大津の波止場に集められ、合同の法要「じゃんがら念仏踊り」の披露後に海に流される。

か行

合併浄化槽	し尿と合わせて生活雑排水（台所、風呂などの排水）を処理するもの。浄化槽法の改正により、現行の法律で「浄化槽」と定められており、新しく浄化槽を設置する場合は原則合併処理浄化槽の設置が義務づけられている。
関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。
幹線街路	都市の主要な骨格をなし、近隣住区等における主要な道路または外郭を形成する道路で、発生または集中する交通を当該地区の外郭を形成する道路に連結するもの。
きたいばナビ	平成29年12月にリリースした市民に身近な情報を提供するスマートフォン等用北茨城市公式アプリ。
キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることをとおして、キャリア発達を促す教育のこと。
救急救命士	重度傷病者が病院に搬送されるまでの間に、高度な救急救命措置を行う者。通常の救急隊員より高度な救命医療行為を許された有資格者。

急傾斜地崩壊危険箇所	傾斜度30度以上、がけ高5メートル以上の急斜面で、崩壊した場合に人家等に被害を生ずるおそれがある箇所。
協業化	複数の事業者で協業体を構成し、加工作業を共同で行うことで生産コストの削減や労働条件の改善を図ること。
漁業集落排水事業	漁業集落からの生活排水を処理する事業。
区画街路	都市内道路のうち、交通の機能よりも沿道宅地利用の機能が強い道路。
グリーン・ツーリズム	農山村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。
グループウェア	組織内のコンピューターネットワークを活用した情報共有のためのプログラム。
グローバル化	これまで存在した国家、地域などの境界を越え、地球が一つの単位になる変動の過程。グローブ (globe) とは、球体としての地球の意味。
経常収支比率	使途を制限されない経常的な収入に対する経常的な支出の割合。数値が小さければ小さいほど弾力性のある財政といえる。
ケースワーカー	社会生活を送る上で、様々な困難や問題を抱えている人に対して、相談や助言、支援をする仕事。「生活相談員」、「生活支援員」、「児童指導員」など。
合計特殊出生率	一人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを表す数値。15歳から49歳までの女性の年齢別の出生率を合計したもの。
耕畜連携	米や野菜等を生産している耕種農家へ畜産農家から堆肥を供給したり、逆に耕作田等で飼料作物を生産し、畜産農家の家畜の飼料として供給する等、耕種サイドと畜産サイドの連携を図ること。
国道6号バイパス	国道6号線の茨城・福島県境における津波浸水区間の回避と渋滞緩和等を目的とした、関本町関本中からいわき市勿来町四沢までの延長4.4kmのバイパス路。平成27年度から事業着手。
子ども・子育て支援新制度	平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づき、子育て中のすべての家庭を支援する制度で、「認定こども園」の普及や待機児童の解消、地域の様々な子育て支援の充実を目指すもの。
コンパクトシティ	都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に中心市街地の活性化とともに、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市、もしくはそれを目指した都市政策のこと。

さ行

在宅介護支援センター	概ね65歳以上で介護を要する在宅者とその家族を対象に、市町村の福祉サービスや専門家による相談・指導が常時受けられる施設。平成2年から、特別養護老人ホーム・病院などに併設された。
里山	原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林(原生林が伐採や災害によって破壊された後、自然にまたは人為的に再生した森林)、それらを混在する農地、ため池、草原などで構成される地域。
里山林	居住地近くに広がり、薪炭材の伐採、落葉の採取等を通じて地域住民に利用されている、あるいは利用されていた森林。
砂防指定区域	土石流などによる土砂災害を未然に防ぐため、砂防えん堤などの工事を要する区域及び土地の形を変えたりするなどの行為を制限する区域。
自己資本構成比率	負債資本合計に占める自己資本金の割合(自己資本調達度)を示すもの。

自助、共助	「自助」は家庭で日頃から災害に備えたり、災害時には迅速に避難したりするなど、自分で自分を守ること、「共助」は地域の災害時要援護者の避難に協力したり、地域の方々と消火活動を行うなど、周りの人たちと助けあうことを指す。
持続可能な開発目標(SDGs)	SDGs(エスディーゼーズ)は「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」の略。平成13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。
自治金融制度	市が保証機関である茨城県信用保証協会と、融資機関である市内取扱金融機関と連携を図りながら、市内の中小企業者に対して事業運営に要する資金をあっ旋する制度。
実質公債費比率	当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模(人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模)に対する比率の過去3年間の平均値で、借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を表す指標。
実物投影機	プロジェクタやテレビにつないで、教科書や資料、立体作品などを拡大して映し出すことができる装置。
指定管理者	自治体が設置した公共施設を、民間企業や団体等を指定して管理・運営を行わせる制度。利用者の利便性の向上、地方公共団体の負担の削減などを目的として導入された。
児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、児童の生活環境の改善・福祉・保健など、児童福祉に関する援助・指導を行う者であり、民生委員がこれを兼ねる。
社会保障・税番号(マイナンバー)制度	住民票を有するすべての人に一人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するための制度。
主業農家	農業所得が主(農家所得の50%以上が農業所得)で、65歳未満の農業従事日数60日以上の方がいる農家。
十石堀	江戸時代に松井村(現中郷町松井)の水不足を解消するために庄屋沼田主計により掘削された約15kmの用水路。令和元年9月にICID(国際かんがい排水委員会)において、世界かんがい施設遺産としての登録が決定された。
障害者虐待防止センター	虐待の通報・届出を受理、相談・指導・助言、広報・啓発を行う。
障害者差別解消法	障害を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現を目指す。平成28年施行。(正式名称:障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)
消費生活センター	消費者保護を目的とした都道府県・市町村の行政機関。消費生活全般に関する商品・サービスへの苦情や相談の対応、消費者被害の未然防止のための啓発活動などを行う。
将来負担比率	地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の大きさを、財政規模に対する割合で表したものの。
食育	心身の健康の基本となる食生活に関する様々な教育。
シルバーリハビリ体操	関節の運動範囲を維持拡大するとともに筋肉を伸ばすことを主眼とする体操。立つ、座る、歩くなど日常の生活を営むための動作の訓練にもなる。
人事評価制度	職員一人ひとりの職務遂行能力、仕事の結果等を一定の基準と手続に基づいて、一斉に定期的に把握し、人事施策に活用する仕組み。平成28年度から本格導入された。

森林湖沼環境税	森林や湖沼・河川などの自然環境を良好な状態で次世代に引き継ぐために茨城県が設けた税。当初は平成20年度から24年度までの5か年として導入したが、平成29年度まで5年間延長され、さらに令和3年度まで4年間延長された。
水源かん養機能	森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。
スクールソーシャルワーカー	子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家。
スポーツ少年団認定員	地域における単位団活動の中心的指導者として、スポーツ少年団の理念にのっとり、その指導・運営にあたるとともに、単位団内における育成母集団をはじめ組織の強化を図る。
精神保健	精神的健康に関する公衆衛生であり、精神障害の予防・治療・リハビリテーションから、精神的健康の維持・増進を図るための諸活動までも含む。
ソーシャルワーク	社会的な問題の解決を援助するための社会福祉の実践的活動。

た行

第二創業	既に事業を営んでいる中小企業・小規模事業者において、業態転換や新事業・新分野に進出すること。
地域子育て支援拠点施設	乳幼児及びその保護者の相互交流の場で、子育て不安に関する相談や情報提供・助言等を行う施設。
地域コミュニティ連絡会	本市にある区の長などで構成される組織。
地域自立支援協議会	地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議。事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなるネットワーク。
地域生活支援事業	障害者等が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として実施される事業。
地域包括ケアシステム	団塊の世代が75歳以上となる令和7年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制。
地域包括支援センター	地域住民の福祉の増進を包括的に支援することを目的として、介護予防事業マネジメントや高齢者の総合的な相談・支援などを一体的に実施する中核拠点。
地域密着型サービス	高齢者が身近な地域での生活を継続できるようにするためのサービス。
地籍調査	土地分類調査、水調査と並び、国土調査法に基づく「国土調査」の一つであり、主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量するもの。
地方分権一括法	「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」。平成11年制定、関連の475法を改正、一部を除き平成12年施行。中央と地方のこれまでの上下関係を対等・協力の関係に改め、地方自治の活性化を図ることを目的とする。
ツイッター	ツイートと呼ばれる140文字以内の「つぶやき」を投稿することで、つぶやいた人とそれを読んだ人をつなげるコミュニケーション・サービス。最近では情報発信の手段として活用されている。
つくり育てる漁業	人間の手で魚介類を育てて海に放したり、魚介類が育つすみかを作ったりして魚介類の資源を増やすことや、いけすなどで大きくなるまで育てること。

特殊街路	都市計画で定められる特殊街路は、自転車歩行者専用道路と新交通システム、都市モノレール等の2種類。
特定健康診査	平成20年度から、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて開始された新しい健診制度。40～74歳までを対象に国民健康保険、政府管掌保険、共済組合などの医療保険者に実施が義務づけられた。
特定個人情報	個人番号をその内容に含む個人情報（特定の個人を識別することができる情報）のこと。
特定保健指導	医療保険者が特定健康審査において「健康保持の必要がある」と判定した人を対象に行う健康指導。動機付け支援、積極的支援の2段階がある。
特別支援教育	障害のある児童生徒に対してその一人ひとりの教育的ニーズを把握し、当該児童生徒のもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育を通じて必要な支援を行う教育。平成15年に文部科学省が提唱。
特別支援教育支援員	発達障害のある児童などの学習を助けたり、学校生活を支えたりするため、文部科学省が配置を進めている。教員免許がなくてもよい。
都市計画区域	市または一定規模以上の町村において、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することを目的として県が指定する区域。
都市計画道路	「都市計画法」に基づき都市計画決定により整備を位置づける道路。その機能に応じて、自動車専用道路、幹線街路、区画街路及び特殊街路の4つの種別に分けて都市計画決定される。
都市公園	都市計画施設である公園または緑地で、地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が規定する都市計画区域内において設置する公園または緑地。
土砂災害警戒区域	平成13年4月に施行された土砂災害防止法に基づいて都道府県知事が指定できる。指定には警戒区域（イエローゾーン）と特別警戒区域（レッドゾーン）がある。イエローゾーンに指定されると、市町村は地域防災計画に避難態勢を定めなければならない。レッドゾーンに指定されると、防災工事をしなければ宅地造成や学校、病院の建設ができず、知事は建物の移転を勧告できる。

な行

内水面	河川や湖沼。
二地域居住	都市住民が農山漁村などの地域にも同時に生活拠点をもつ形態。
ニュースポーツ	勝敗にこだわらず、レクリエーションの一環として高年齢でも気軽にゲームができ、適度な運動量があって、しかも楽しむことができるようにしたスポーツ。代表的なものとしてゲートボール、グラウンド・ゴルフ等がある。
認知症サポーター	認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を自分のできる範囲で暖かく見守り支えていく人。認知症サポーター養成講座を受講すれば誰でもなることができる。
認定こども園	保育園と幼稚園の機能を統合させた施設。就学前の子どもに幼児教育・保育を提供し、地域における子育て支援を行うため、都道府県知事の認定を受けて運営される施設。平成18年10月から導入。
認定農業者	農業で一定水準以上の収入を得る計画を作成し、市町村の認定を受けた農業者。
農業振興地域	自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して、一体的に農業の振興を図ることが相当であると認められる地域で都道府県知事が指定する。「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく。

ノーマライゼーション	障害者と健常者が分け隔てなく共存できる社会こそが通常の状態であるという考え方。
農用地区域	「農業振興地域整備計画」において定められた区域。農用地区域は、今後概ね10年以上にわたって農業上の利用を確保すべき土地について設定する。

は行

バイスタンダー	救急の現場に居合わせた人。
ハザードマップ	洪水、津波等の自然災害に対して、被害が予測される区域及び避難地・避難路等が記載されている地図。
花園ささら	華川町にある花園神社の例祭で、笛・太鼓とともに演じられる獅子舞。8歳から13歳くらいまでの男児が演じる角2本の親獅子・寄獅子、角1本の牝獅子からなり、優雅にして野趣に富み、古い型をよく伝えている。その縁起は古く、前九年・後三年の役の折、源頼義・義家父子が戦勝祈願のため奉納したのが始まりとされている。現在使われている獅子頭は、江戸時代末期の作と伝えられている。
パブリックコメント	市の基本的な政策を策定する際、その内容を市民に公表するとともに広く意見を公募し、その意見等を考慮して意志決定を行う制度。
バリアフリー	高齢者・障害者等が社会生活をしていく上での物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面での障害を除去するという考え方。
非常備消防施設	非常備消防（消防団）の施設を指す。対して、消防本部、消防署は常備消防という。
常陸大津の御船祭	大津町の佐波々地祇（さわわちぎ）神社で5年に一度、5月2日から3日に行なわれる春の大祭。平成29年3月に国重要無形民俗文化財に指定。御輿を乗せた神船を、水主（歌子）の歌う御船歌や囃しに合わせて300人ほどの曳き手が曳く。船底に車輪はなく、ソロバンと呼ばれる井桁状に組んだ木枠100丁を敷き、20から30人の若者が船縁にとりつき左右に揺らしながら木枠の上を滑らすように曳いていく。
避難行動要支援者	災害対策基本法において定義づけられた、高齢者、要介護認定者、重度の障害者、難病患者などのうち、「災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方」をいう。
非破壊放射能測定	一般的な食品の放射性物質の測定では、食品をミンチ状にするため測定に時間がかかるほか、測定後も食べることができないが、食品をそのままごと測定できる機械を使った放射能測定。
風致地区	都市内の良好な自然的景観を形成している土地のうち、都市環境の保全を図るために風致（自然の趣き）の維持が必要な地区。
フォロワー	特定のツイッター利用者の「つぶやき」をすぐに読めるよう登録している人。
ブルー・ツーリズム	漁村地域において、漁業体験やその地域の自然や文化にふれ、地元の人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。
プロモーション	宣伝活動。
へき地医療	山村や過疎地域など地理的な条件等に恵まれず、医療サービスの確保が困難な地域における医療。
保安林	水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣または都道府県知事によって指定される森林。

放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している子どもたち(放課後児童)に対し、授業の終了後に余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、健全な育成を図るもの。放課後児童クラブ、児童クラブ、学童クラブ、学童保育に同じ。
--------------------	--

ま行

未熟児養育医療	身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする子どもに対して、その治療に必要な医療費を公費で負担する制度。
緑の雇用事業	林野庁の補助を受けて全国森林組合連合会が実施する事業。
民間交通安全指導員	北茨城市交通安全指導員と協力し、市の交通安全対策の推進と実践活動を補佐するとともに、街頭における正しい通行指導を主な任務とする。
民生委員	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者であり、児童委員を兼ねる。
メディカルコントロール体制	救急救命士などが救急現場で実施する医療行為に関し、医師が指示または指導・助言及び事後検証を行い、応急処置の質を担保する制度的枠組み。
素牛	肥育牛(肉牛として出荷するために飼育される牛)や繁殖牛(子牛を出産させ繁殖させるために飼育している牛)として飼養される前の生後6~12か月の子牛。
モニタリングポスト	大気中の放射線量を継続的に測定する据え置き型の装置。

や行

容器包装リサイクル法	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律。家庭から出るごみの約6割(容積比)を占める容器包装廃棄物のリサイクル制度を構築することにより、一般廃棄物の減量と再生資源の十分な利用等を通じて、資源の有効活用の確保を図る目的で制定された法律。平成7年成立、平成9年一部施行、平成12年完全施行。
用途地域	都市全体の土地利用の基本的枠組みを設定するもの。住居、商業、工業などを適正に配置して機能的な都市活動を確保するとともに、建築物の用途や容積率、建ぺい率、高さなどの形を規制・誘導し、秩序あるまちづくりに大きな役割を果たす。
要保護児童対策地域協議会	要保護児童の早期発見及びその適切な保護または要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、情報交換、支援に関する協議、関係機関等との連携を行う。
予防保全	劣化が進み機能・性能の異常が生じる前に、十分な機能・性能が発揮できるよう保つこと。

ら行

ラピッドカー	消防からの要請により、「心肺停止や重症な患者さんの治療をいち早く行う」ため、医師、看護師及び救急医療資器材を乗せて現場に出動する緊急車両。北茨城市、高萩市、日立市の三市で運用。
緑地環境保全地域、自然環境保全地域	その区域の自然的社会的諸条件から見て、その地域における自然環境を保全することが特に必要なものについて茨城県知事が指定する区域。指定地域の自然環境によって、緑地環境保全地域と自然環境保全地域とに分けられる。

6次産業化	1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組み。(1次×2次×3次=6次産業)
-------	---

わ行

ワーク・ライフ・バランス	働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。
--------------	--

アルファベット

DV	ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence) の略。配偶者や恋人などの親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力。
GIS	地理情報システム (Geographic Information System) の略。位置や空間に関する様々な情報を、コンピューターを用いて重ね合わせ、情報の分析・解析を行ったり、情報を視覚的に表示させるシステム。
ICT	情報通信技術 (Information and Communication Technology) の略。従来のIT (情報技術: Information Technology) に代わる言葉として使われ、自治体にはICTを活用した利便性の高いまちづくりが求められている。
NPO	非営利団体 (Non Profit Organization) の略。民間で公益に資するサービスを提供する営利を目的としない団体。そのうち特定非営利活動促進法 (NPO法) に基づいて法人格を取得した団体をNPO法人という。
QRコード	以前より用いられていたバーコードを拡張するために開発された2次元コード。スマートフォン等で読み込むことによって、即時に指定のホームページへ遷移させることが可能となった。
SNS	ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略。登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのことで、友人同士や、同じ趣味をもつ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。最近では、会社や組織の広報としての利用も増えてきている。
WCS	稲発酵粗飼料 (Whole Crop Silage) の略。稲の実と茎葉を同時に収穫し発酵させた牛の飼料。

第5次北茨城市総合計画

発行年月 令和2年(2020年)3月
発行 北茨城市
編集 北茨城市市長公室企画政策課
〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630
TEL 0293-43-1111(代)
FAX 0293-42-7308
URL <http://www.city.kitaibaraki.lg.jp/>

